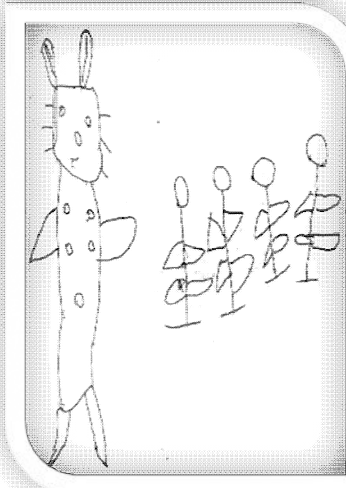
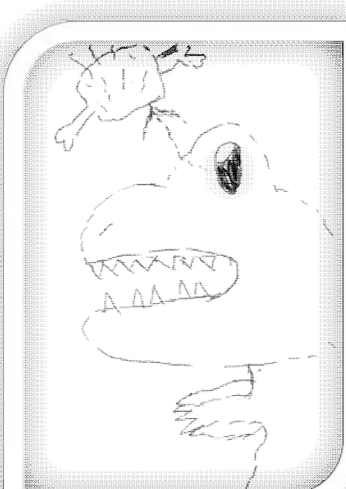


第3次 大山崎町障がい者（児）計画

第4期障がい者（児）基本計画

第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画



平成30年3月
大山崎町

はじめに

大山崎町は、京都盆地の南西端に位置し、「天下分け目の山崎の合戦」で名高い「天王山」と桂川・宇治川・木津川の三川合流により誕生する「淀川」に挟まれた6平方キロメートルにも満たない府下で最も小さなまちです。

古くから京の都の玄関口として栄えてきた歴史に加え、現在では新幹線、JR、阪急、国道、高速道路が町域を通り、多くの人と物が行き交う要衝のまちとしても知られています。

今、私たちを取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化し、障がい福祉制度も例外ではありません。平成18年に障害者自立支援法が施行され身体・知的・精神の3障害のサービス一元化が定められました。平成25年には障害者自立支援法が障害者総合支援法となり、難病患者が障害者の範囲に加えられるとともに、障害者の虐待防止や差別解消に向けた法整備も進められてきました。

また、平成28年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成30年4月から施行されるところです。

この間、本町では、平成24年3月に「第2次大山崎町障がい者（児）計画」を策定し、「共につくる福祉のまちをめざして ささえあい、こころやさしい、ふるさとを」を基本目標に町民みんなが協力し合い、障害のある人が可能な限り自立した生活を営み、地域の一員として社会生活を送れる環境作りに取り組んできました。

このたび「第2次大山崎町障がい者（児）計画」の計画期間が終了するため、新たに平成30年から平成35年度までを計画期間とする「第3次大山崎町障がい者（児）計画」を策定いたしました。この計画を基に、障がい福祉施策の推進に一層の努力をしてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様をはじめ、障がい者団体、関係機関の方々、そして大山崎町障害者基本計画等策定委員会の皆様に厚くお礼を申し上げます。



平成30年3月

大山崎町長 山本 圭一

目 次

第1編 計画策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
（1）大山崎町障害者基本計画等策定委員会における検討	3
（2）障がいのある人等からの意見の集約	3
（3）パブリックコメントの実施	4
第2章 本町における動向	5
1 障害者手帳所持者数等の推移	5
（1）身体障害者手帳所持者数の推移	5
（2）療育手帳所持者数の推移	7
（3）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	7
（4）自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移	8
（5）特定疾患医療受給者の推移	9
2 アンケート調査結果の概要	10
（1）現在の生活で困っていることや不安に思っていること	10
（2）今後希望する暮らし	13
（3）住みよいまちをつくるために必要なこと	15
3 ヒアリング調査の結果	16
（1）現在の状況や問題点・課題	16
（2）重点的に取り組むべき施策	19

第2編 第4期障がい者（児）基本計画

第1章 計画の基本理念	21
1 基本理念	21
2 基本目標	21
（1）理解と交流の促進	21
（2）教育、療育の推進	22
（3）生活支援サービスの充実	22
（4）保健・医療の充実	22
（5）生活環境の整備	22
（6）雇用・就労の促進	22

第2章 計画の基本方向	23
1 理解と交流の促進	23
（1）障がいや障がいのある人に対する理解の促進	23
（2）福祉教育の推進と交流・ふれあいの場の充実	26
（3）市民、団体、ボランティア活動等の推進	28
2 教育、療育の推進	32
（1）早期療育の充実	32
（2）障がいのある子どもの力を伸ばすための教育の充実	34
（3）スポーツ、文化、レクリエーション、余暇活動の充実	37
3 生活支援サービスの充実	40
（1）相談支援体制の充実	40
（2）障がい福祉サービス等の充実	44
（3）障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応	48
（4）生活安定のための施策の充実	50
（5）精神障がい者の福祉の充実	52
（6）権利擁護の推進	54
4 保健・医療の充実	55
（1）保健・医療の充実	55
（2）精神保健、医療施策の推進	62
5 生活環境の整備	64
（1）福祉のまちづくりの推進	64
（2）情報・コミュニケーション支援	69
（3）安全・安心のまちづくりの推進	71
6 雇用・就労の促進	75
（1）一般就労の促進	75
（2）福祉的就労の充実	77

第3編 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方	79
1 計画の考え方	79
2 計画の期間	79
3 計画策定に向けて踏まえるべき制度改正	80
（1）障がいのある人の望む地域生活の支援	80
（2）障がいのある子どもの支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応	80
（3）サービスの質の確保・向上に向けた環境整備	81
第2章 障がい福祉サービス等の現状	82

1 第4期障がい福祉計画の達成状況	82
（1）平成 29 年度の数値目標の達成状況	82
（2）障がい福祉サービス等の数値目標と達成状況	85
（3）地域生活支援事業の数値目標と達成状況	88
（4）児童福祉法に基づくサービスの実施状況	89
2 事業者調査結果の概要	90
第3章 平成 32 年度の数値目標の設定	94
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	94
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	96
3. 地域生活支援拠点等の整備	96
4. 福祉施設から一般就労への移行等	97
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	99
第4章 各サービスの見込量	100
1. 障がい福祉サービスの見込量	100
（1）訪問系サービス	100
（2）日中活動系サービス	102
（3）居住系サービス	104
（4）相談支援	105
2. 地域生活支援事業の見込量	106
（1）必須事業	106
（2）任意事業	112
3. 障がいのある児童に対する支援の見込量	113
第4編 計画の推進に向けて	
1 連携体制の強化	115
（1）庁内連携体制の強化	115
（2）乙訓2市1町、京都府との連携の強化	115
（3）乙訓圏域障害者自立支援協議会との連携強化	115
（4）障がい者団体・サービス提供事業者等、関係機関との連携強化	115
2 計画の進行管理及び評価	115
資料編	
1 大山崎町障害者基本計画等策定委員会設置要綱	117
2 大山崎町障害者基本計画等策定委員会委員名簿	119
3 大山崎町障害者基本計画等策定委員会の経過	119
4 用語解説	120

第1編

計画策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国の障がい者施策は、平成14年12月に障がいのある人の社会参加・参画に向けた施策の一層の推進を図る「障害者基本計画」を策定し、これまで障がい者制度改革が進められてきました。

平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義を見直すとともに、平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」が成立しました。また、障害者自立支援法が改正され、平成25年4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。そして、平成25年6月に障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月から施行されました。この障害者差別解消法の成立により国内法の整備がなされたことから、平成25年12月に障害者権利条約が国会承認され、平成26年1月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

京都府では、これら新たな法制度やこれまでの取組状況等を踏まえ、平成26年3月に制定した「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」などのもと、障がいの有無にかかわらず、府民誰もが相互に人格と個性を尊重し合い支え合う共生社会の実現に向け、新たな「第3期京都府障害者基本計画」（平成27年度～31年度）を策定しています。

本町では、平成24年3月に障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を含めた「第2次大山崎町障がい者（児）計画（第3期障がい者基本計画及び第3期障がい福祉計画）」を策定しました。また、平成27年3月には「大山崎町第4期障がい福祉計画」を策定しました。

平成29年度をもって第3期障がい者基本計画と第4期障がい福祉計画が終了することになります。また、平成28年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村は「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

こうした状況を踏まえ、「第3次大山崎町障がい者（児）計画（第4期障がい者（児）基本計画及び第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画）」を策定します。

◆「障害」の表記について

「障害」の表記を「障がい」とします。しかし、法律で定められている用語については「障害」と表記しています。

◆「計画」の表記について

計画の表記について、「第4期障がい者（児）基本計画及び第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」をさす場合は「本計画」といい、「第4期障がい者（児）基本計画」のみをさす場合は「基本計画」、「第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」のみをさす場合は「福祉計画」と表記しています。

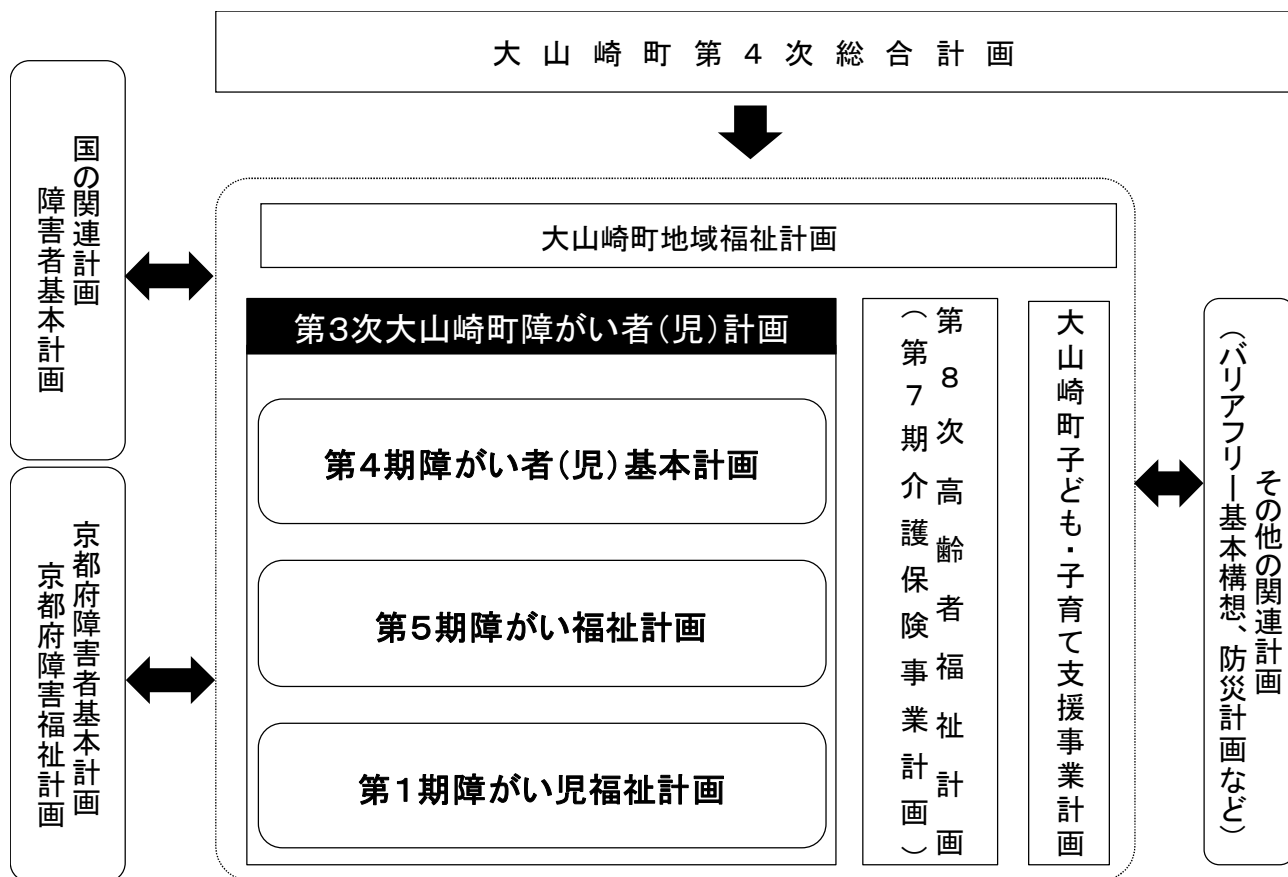
2 計画の性格と位置づけ

基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障害者基本法の基本理念に則り、国の定める基本指針（障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に即し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

また、上位計画である「大山崎町第4次総合計画」や「大山崎町地域福祉計画」「大山崎町子ども・子育て支援事業計画」や「第8次高齢者福祉計画（第7期介護保険事業計画）」などと整合を図っていきます。

さらに、国の「障害者基本計画」及び京都府の「京都府障害者基本計画」や「京都府障害福祉計画」の内容を踏まえるとともに、整合を図っていきます。



3 計画の期間

障がい者（児）基本計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 か年計画とします。

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年計画です。

ただし、障がい者（児）基本計画においても社会情勢やニーズの変化が生じた場合は、見直しを行うこととします。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障がい者（児） 基本計画	第 4 期計画					
障がい福祉計画	第 5 期計画			第 6 期計画（予定）		
			（見直し）			
障がい児福祉計画	第 1 期計画			第 2 期計画（予定）		

4 計画の策定体制

（１）大山崎町障害者基本計画等策定委員会における検討

計画策定にあたって、学識経験者や障がい者福祉に関係する各種団体・関係機関等で構成する「大山崎町障害者基本計画等策定委員会」において議論・検討し、それらを踏まえ計画を策定しました。

（２）障がいのある人等からの意見の集約

- ① 町内に住む身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人全員（悉皆調査）を対象に、生活状況や考え、ニーズ等を把握するためアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

項目	内容			
調査対象者	町内に住む身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人全員（悉皆調査）			
調査期間	平成 29 年 7 月 31 日から平成 29 年 8 月 18 日まで			
調査方法	郵送による配布・回収			
配布・回収状況	① 18 歳以上	配布数：754 件	回収数：380 件	回収率：50.4%
	② 18 歳未満	配布数：33 件	回収数：11 件	回収率：33.3%

また、同時期に行われた近所づきあいや地域活動、福祉に関する動向等を把握するために行った地域福祉計画策定にあたっての住民アンケートの内容も踏まえ、計画の策定を行いました。

- ② 本計画の策定にあたり、町民が障がい福祉サービス等を利用している事業者に対して、アンケート調査を実施し、サービスの提供状況や今後のサービス展開等についてご意見をうかがいました。なお、36 事業者（88 事業者に配布）から回答をいただいています。
- ③ 本町の障がい者施策に係る障がい者団体等に対して紙面によるヒアリング調査を実施しました。なお、12 団体（15 団体に配布）から回答をいただいています。回答のあった 12 団体のうち 9 団体は、面談で意見をうかがいました。

（３）パブリックコメントの実施

本計画は、パブリックコメントを実施し、町民から広く意見をお聞きし、策定を行いました。

パブリックコメントは平成 30 年 1 月 30 日から平成 30 年 2 月 19 日に実施し、延 24 件の意見をいただいています。

第2章 本町における動向

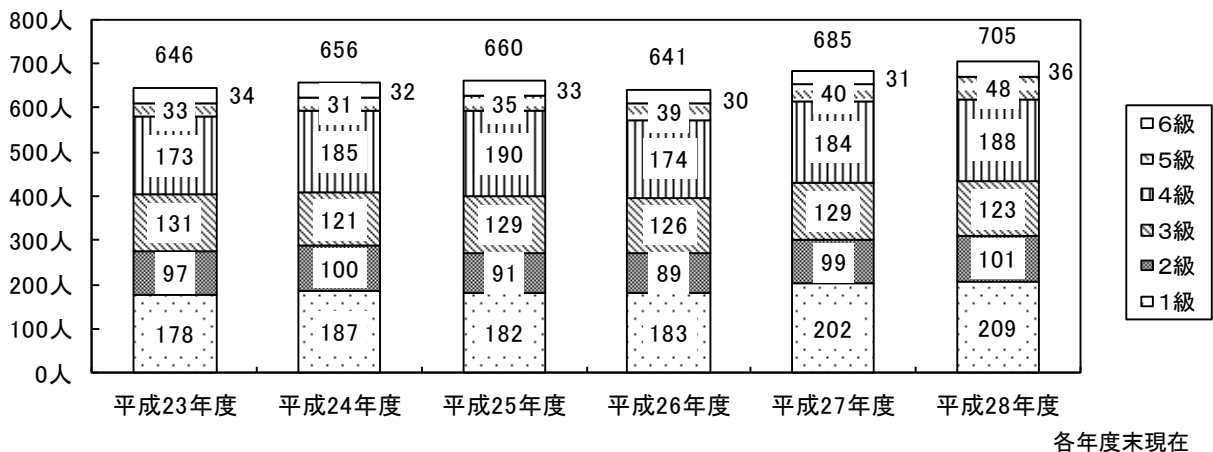
1 障害者手帳所持者数等の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

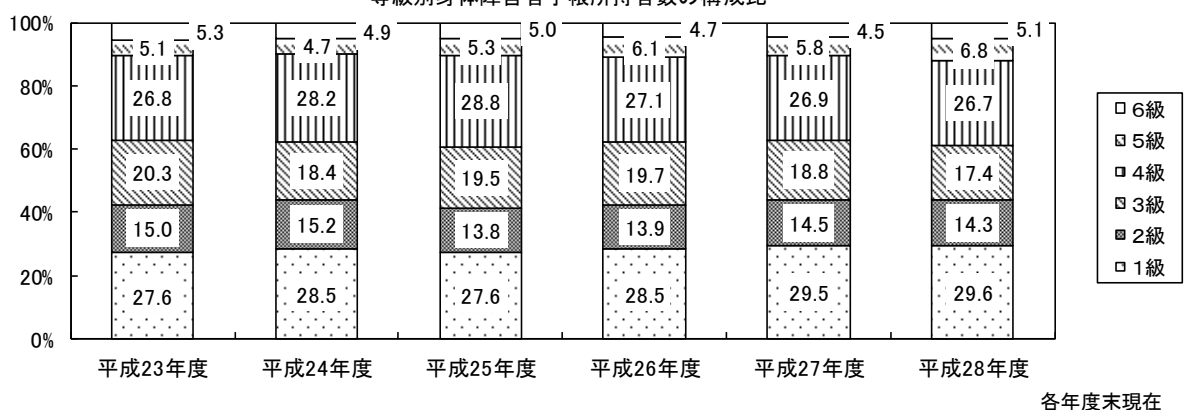
身体障害者手帳所持者は平成23年度からおおむね増加の傾向にあり、平成28年度で705人となっています。

等級別にみると、平成28年度で「1級」が209人（構成比29.6%）で最も多く、次いで「4級」が188人（構成比26.7%）、「3級」が123人（構成比17.4%）と続いています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移



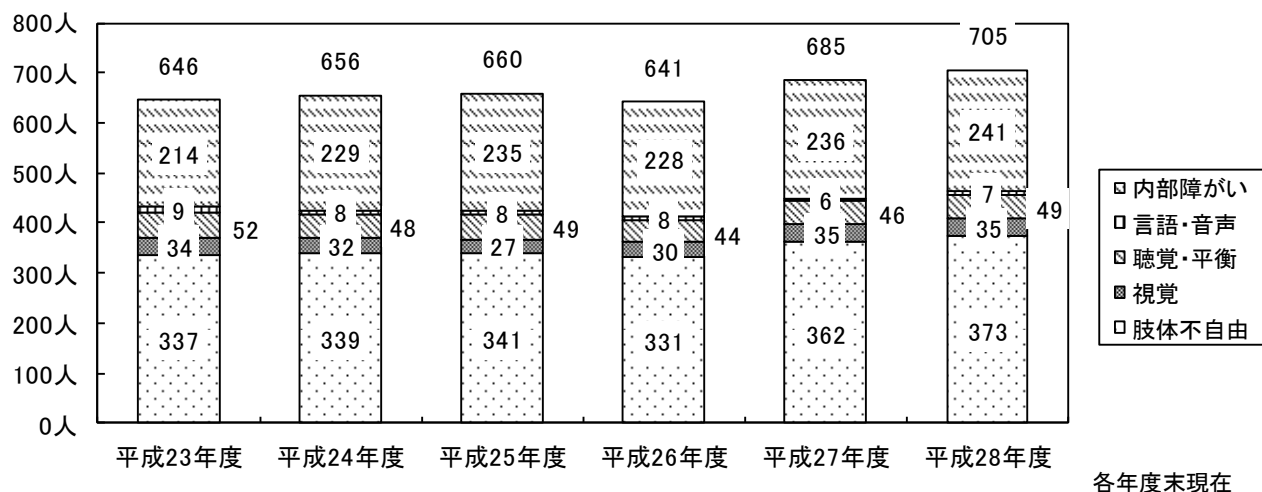
等級別身体障害者手帳所持者数の構成比



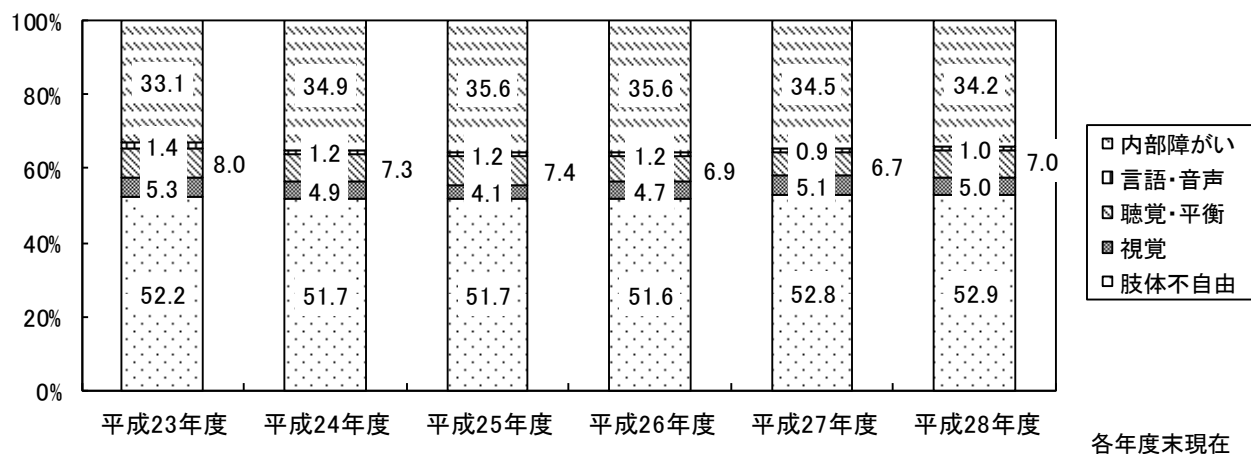
部位別にみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡」と続きます。

構成比をみると、全体の約半数を「肢体不自由」が占め、次いで「内部障がい」が約3割を占めています。

部位別身体障害者手帳所持者数の推移



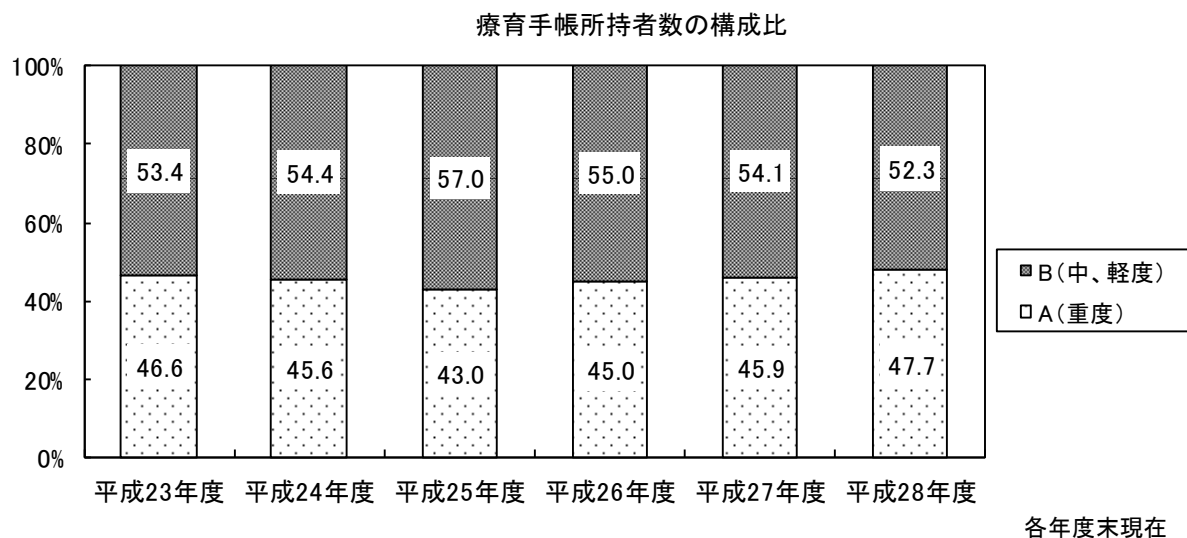
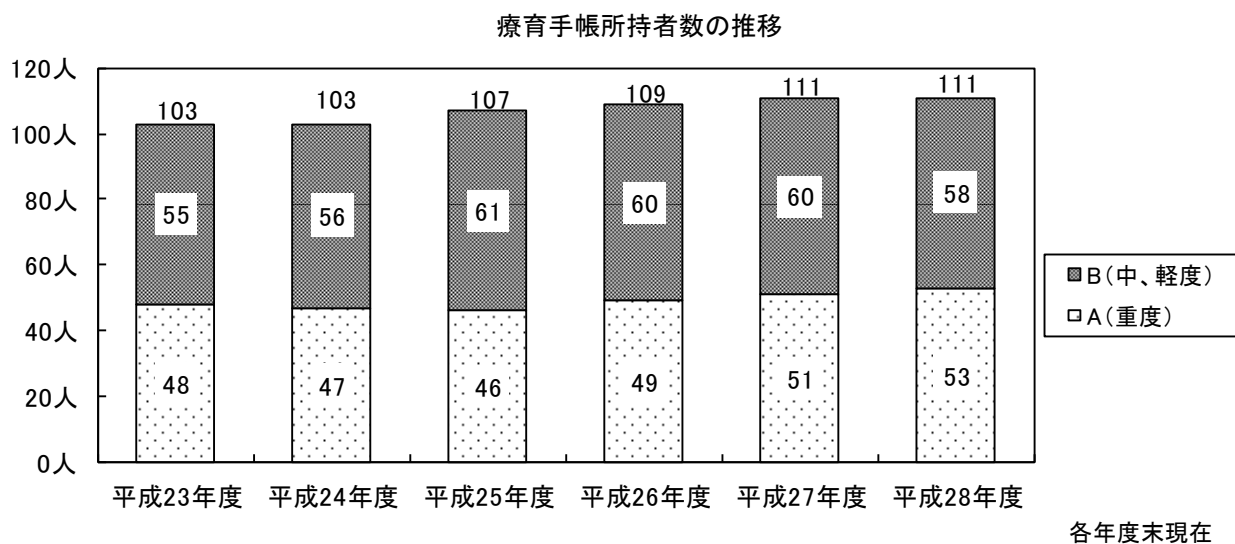
部位別身体障害者手帳所持者数の構成比



（２）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は年々増加しており、平成 28 年度で 111 人となっています。

程度別にみると、平成 28 年度は「A（重度）」が 53 人（構成比 47.7%）、「B（中、軽度）」が 58 人（構成比 52.3%）となっています。

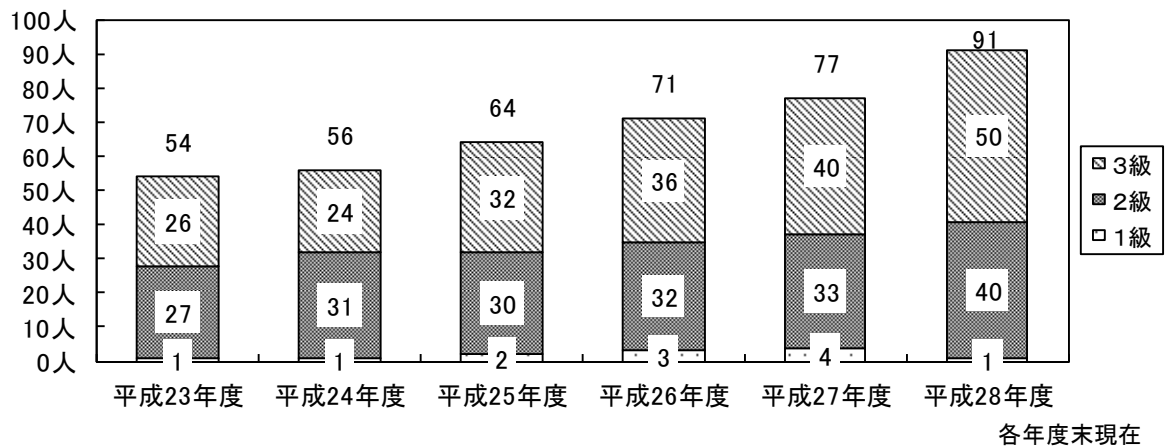


（３）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

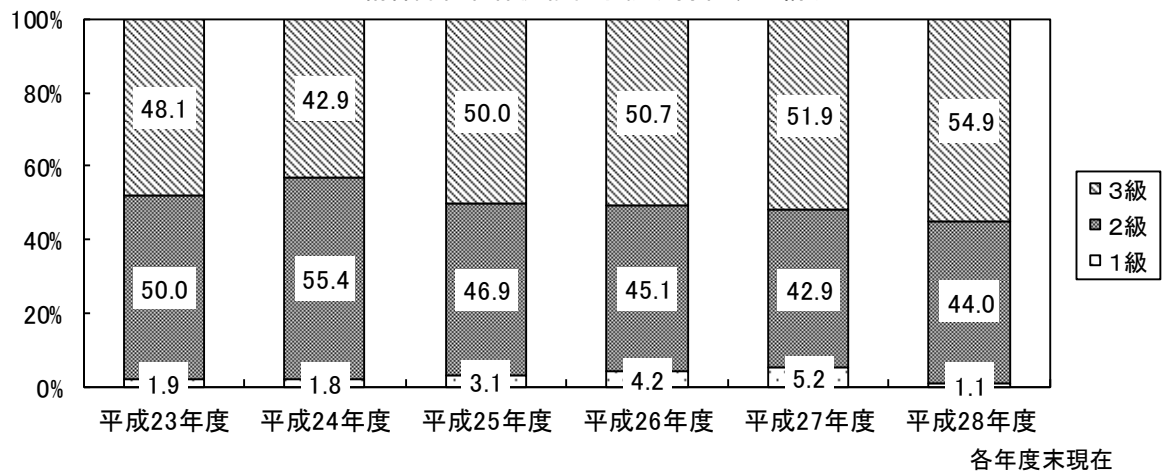
精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 23 年度から増加傾向にあり、平成 28 年度で 91 人となっています。

等級別にみると、平成 28 年度で「3級」が 50 人（構成比 54.9%）で最も多く、次いで「2級」が 40 人（構成比 44.0%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



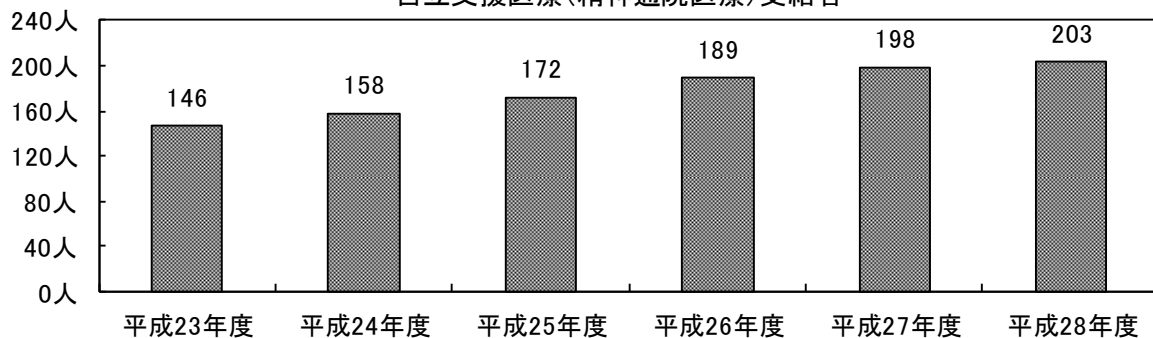
精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成比



(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

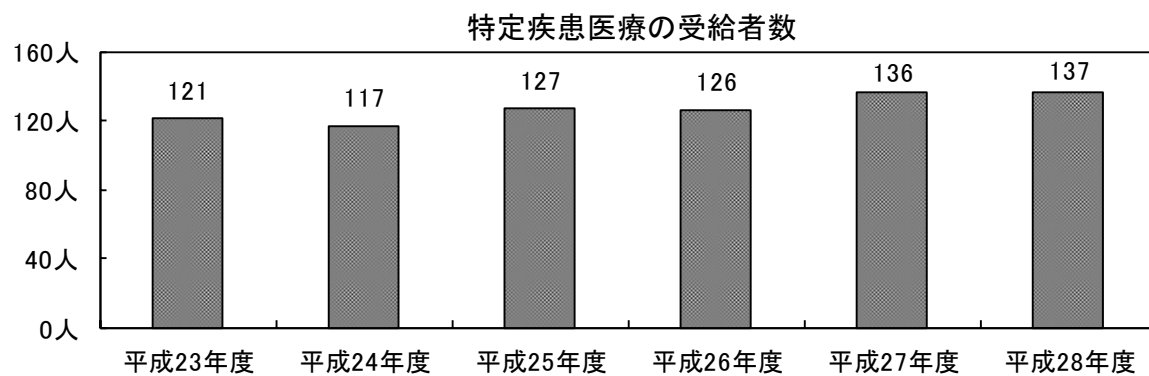
自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は年々増加しており、平成28年度で203人となっています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者



（５）特定疾患医療受給者の推移

特定疾患医療の受給者は、平成 24 年度からおおむね増加傾向にあり、平成 28 年度で 137 人となっています。



2 アンケート調査結果の概要

アンケートの年齢別にみた障がい種別の構成は以下のとおりです。

単位：％

	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病	その他	不明・無回答
18 歳未満(n=11)	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	18.2	0.0	27.3	0.0	0.0	45.5
18～39 歳(n=35)	0.0	2.9	0.0	17.1	2.9	37.1	8.6	8.6	2.9	2.9	17.1
40～64 歳(n=75)	0.0	1.3	0.0	25.3	9.3	14.7	30.7	1.3	4.0	4.0	9.3
65 歳以上(n=261)	3.8	4.6	0.0	33.7	25.7	0.0	1.9	0.0	5.4	6.5	18.4

(1) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

【現在の生活で困っていることや不安に思っていること（18 歳未満調査）】

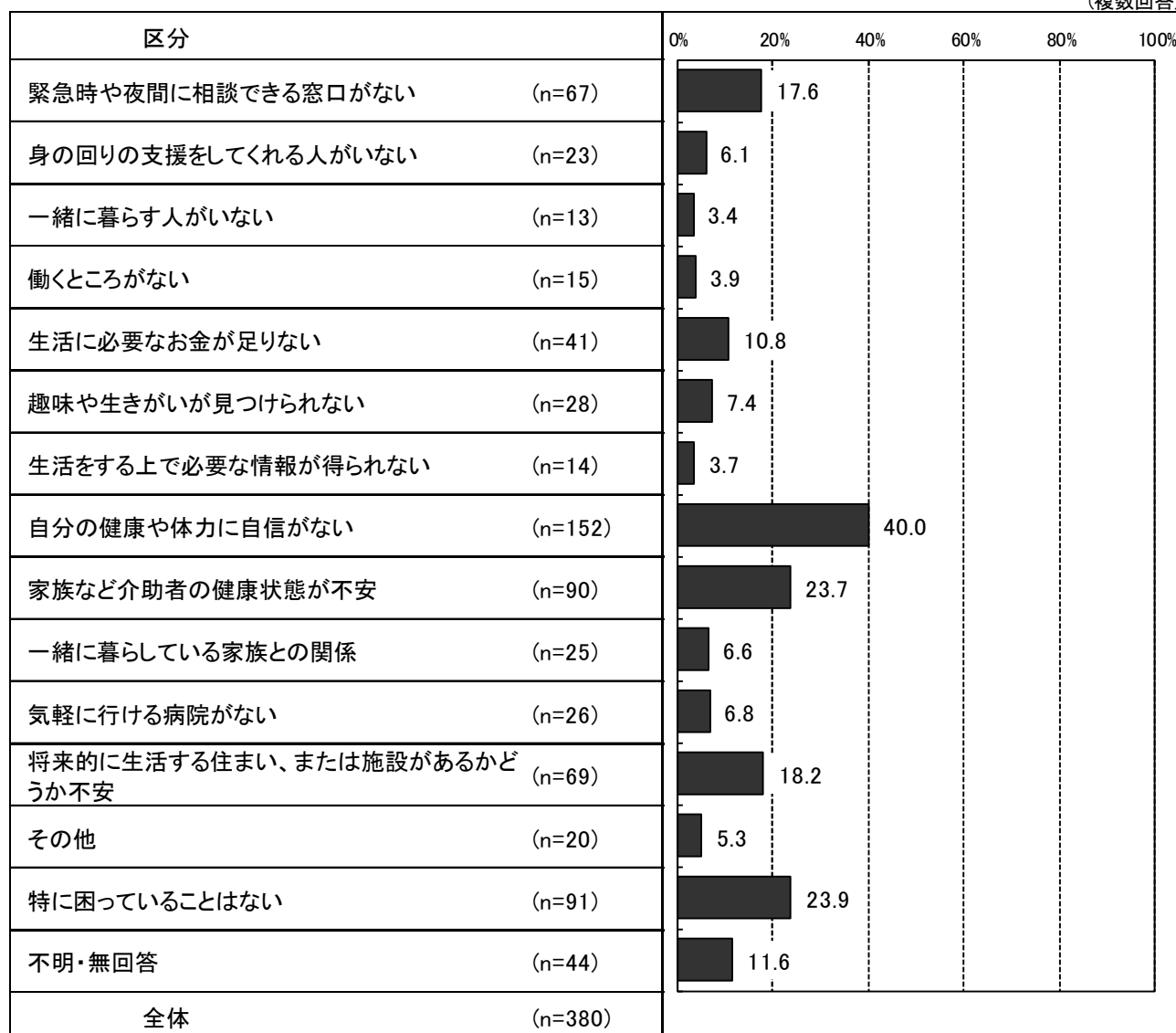
(複数回答)

区分	0%	20%	40%	60%	80%	100%
勉強や進学のこと (n=5)						45.5
仕事や就職のこと (n=5)						45.5
将来のこと (n=6)						54.5
家族のこと (n=2)						18.2
友達のこと (n=2)						18.2
健康のこと (n=2)						18.2
生活費や収入のこと (n=2)						18.2
その他 (n=0)						0.0
特にない (n=2)						18.2
不明・無回答 (n=0)						0.0
全体 (n=11)						

「現在の生活で困っていることや不安に思っていること」を尋ねたところ、18 歳未満調査では 54.5%が「将来のこと」と答えており、次いで「勉強や進学のこと」「仕事や就職のこと」の 45.5%が続いています。

【現在の生活で困っていることや不安に思っていること（18歳以上調査）】

(複数回答)



18歳以上では、「自分の健康や体力に自信がない」が40.0%で最も多く、次いで「特に困っていることはない」が23.9%、「家族など介助者の健康状態が不安」が23.7%となっています。

■障がい種別（18歳以上調査）

単位：人、%

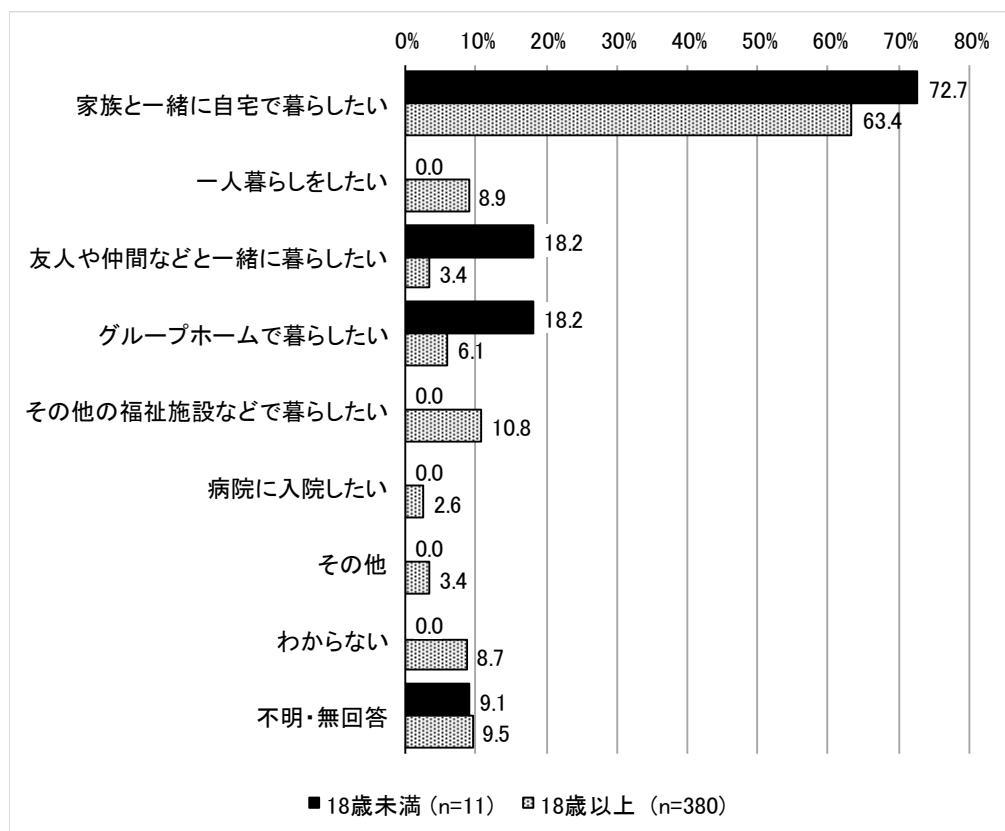
	合計	緊急時や夜間に相談できる窓口がない	身の回りの支援をしてくれる人がいない	一緒に暮らす人がいない	働くところがない	生活に必要なお金が足りない	趣味や生きがいが見つけられない	生活をする上で必要な情報が得られない	自分の健康や体力に自信がない	家族など介助者の健康状態が不安	一緒に暮らしている家族との関係	気軽に行ける病院がない	将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	その他	特に困っていることはない	不明・無回答
全体	380	17.6	6.1	3.4	3.9	10.8	7.4	3.7	40.0	23.7	6.6	6.8	18.2	5.3	23.9	11.6
視覚障がい （全盲・弱視・ その他）	10	30.0	20.0	10.0	0.0	0.0	20.0	10.0	70.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0
聴覚障がい （ろう・難聴・ 中途失聴）	14	21.4	14.3	7.1	0.0	14.3	0.0	7.1	50.0	21.4	14.3	7.1	21.4	0.0	28.6	0.0
肢体不自由	113	10.6	3.5	1.8	1.8	6.2	4.4	1.8	37.2	21.2	2.7	7.1	12.4	2.7	26.5	14.2
内部障がい	75	16.0	4.0	1.3	0.0	4.0	1.3	1.3	33.3	16.0	4.0	2.7	13.3	4.0	29.3	17.3
知的障がい	25	16.0	4.0	0.0	0.0	16.0	4.0	8.0	20.0	28.0	4.0	8.0	24.0	8.0	32.0	8.0
精神障がい	32	31.3	6.3	9.4	25.0	34.4	31.3	6.3	53.1	28.1	34.4	6.3	28.1	6.3	9.4	9.4
発達障がい	4	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0
難病 （特定疾患）	18	16.7	5.6	5.6	0.0	5.6	5.6	5.6	50.0	22.2	11.1	0.0	27.8	11.1	11.1	11.1
その他	21	9.5	4.8	4.8	0.0	4.8	0.0	0.0	23.8	9.5	0.0	4.8	9.5	14.3	42.9	14.3

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、精神障がい、難病では「自分の健康や体力に自信がない」、知的障がい、その他では「特に困っていることはない」が最も多くなっています。

(2) 今後希望する暮らし

【今後希望する暮らし】

(複数回答)



「今後希望する暮らし」を尋ねたところ、18歳未満、18歳以上ともに、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も多くなっています。「友人や仲間などと一緒に暮らしたい」や「グループホームで暮らしたい」は18歳未満では18.2%となっていますが、18歳以上では1割未満となっています。

■障がい種別（18歳以上調査）

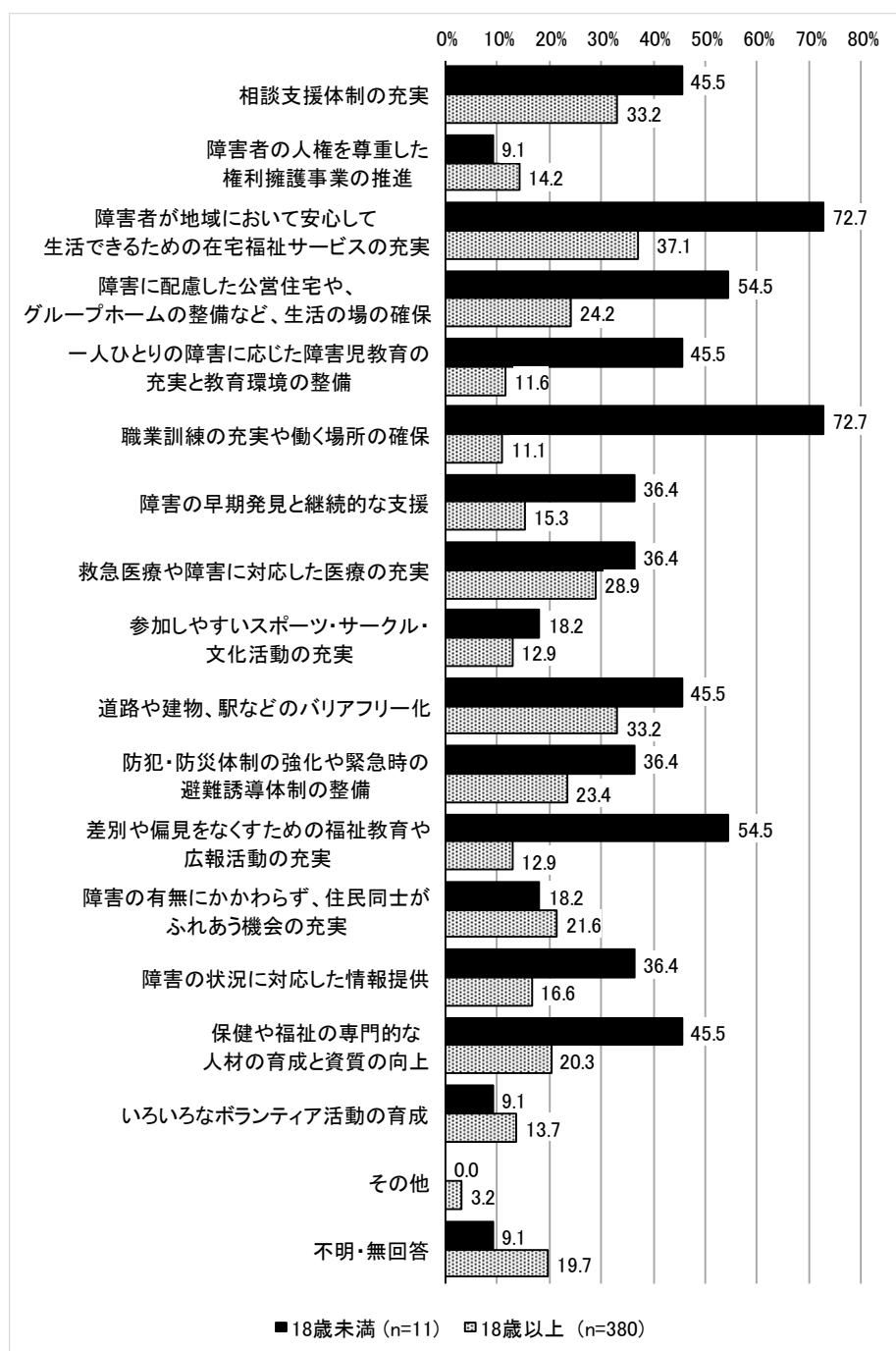
単位：人、%

	合計	家族と一緒に自宅で暮らしたい	一人暮らしをしたい	友人や仲間などと一緒に暮らしたい	グループホームで暮らしたい	その他の福祉施設などで暮らしたい	病院に入院したい	その他	わからない	不明・無回答
全体	380	63.4	8.9	3.4	6.1	10.8	2.6	3.4	8.7	9.5
視覚障がい （全盲・弱視・その他）	10	90.0	0.0	0.0	10.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0
聴覚障がい （ろう・難聴・中途失聴）	14	64.3	21.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.4	7.1
肢体不自由	113	67.3	4.4	3.5	0.9	8.8	1.8	5.3	8.0	9.7
内部障がい	75	70.7	5.3	1.3	4.0	10.7	5.3	2.7	8.0	8.0
知的障がい	25	32.0	16.0	20.0	44.0	24.0	4.0	4.0	12.0	8.0
精神障がい	32	50.0	28.1	0.0	3.1	3.1	3.1	9.4	3.1	9.4
発達障がい	4	100.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾患）	18	55.6	5.6	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	5.6	22.2
その他	21	52.4	9.5	0.0	4.8	14.3	0.0	4.8	9.5	19.0

知的障がいを除くいずれの障がいにおいても「家族と一緒に自宅で暮らしたい」、知的障がいでは「グループホームで暮らしたい」が最も多くなっています。

(3) 住みよいまちをつくるために必要なこと

【住みよいまちをつくるために必要なこと】



18歳未満では、「障害者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実」と「職業訓練の充実や働く場所の確保」が、ともに72.7%で最も多く、次いで「障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」と「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」がともに54.5%となっています。

18歳以上では、「障害者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実」が37.1%で最も多く、次いで「相談支援体制の充実」と「道路や建物、駅などのバリアフリー化」がともに33.2%となっています。

3 ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査では、次の項目ごとに、障がいのある人を取り巻く日常生活における現在の状況や問題点・課題を尋ねました。また、今後、大山崎町において重点的に取り組むべき施策（事業）について尋ねました。

（１）現在の状況や問題・課題

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①生活支援について | ②保健・医療について |
| ③教育、文化芸術活動・スポーツ等について | ④雇用・就業、経済的自立について |
| ⑤生活環境について | ⑥情報のアクセシビリティ |
| ⑦安心・安全について | ⑧差別の解消、権利擁護について |
| ⑨行政サービス等における配慮について | |

（２）今後、大山崎町において重点的に取り組むべき施策（事業）

- ・第２次大山崎町障がい者（児）計画における基本的視点
- ・国・障害者基本計画（平成 25 年）における分野の視点

（１）現在の状況や問題点・課題

①生活支援について

- 相談員は忙しく、すべてを把握するのは無理。【当事者・家族の会】
- 人材不足で利用できないサービスがある。ホームヘルパー、特に同性ヘルパーが少ない。
【当事者・家族の会】

【課題】

- グループホームを利用している本人が週末に家に戻るため、週末に利用できる入所施設へのニーズが高い。
- 親なき後、本人にとって、どういう支援があれば、生活していけるのか、どういう生活の場が必要か、ということは障がい特性により異なるため、本人や家族の意向を受け止めながら進めることが重要。このため、受け止める場の設定、受け止めることのできる専門的人材の育成が必要。

②保健・医療について

- 歯科・耳鼻科など、なかなか受診できない障がい者・児には時間帯や場所など、受診しやすい方法を考えてほしい。【当事者・家族の会】
- 障がい者の高齢化に伴い、老障介護が増え、通院の負担が大きくなる。【当事者・家族の会】
- 病院によっては、支援事業を知らないなどの場合もあり、行政側で周知を図っていただきたい。
【事業所】

【課題】

- 障がい者の高齢化に伴い、老障介護が増え、通院の負担が大きくなるため、往診のできるかかりつけ医を増やすなど、通院の負担軽減のための対策を講じることが必要。
- 国の制度や事業については、行政機関を通じて、医療機関をはじめとする関係機関に周知されるが、受け手の認知度や理解度にばらつきがあるため、周知のタイミング・方法など工夫することが必要。

③教育、文化芸術活動・スポーツ等について

- 住んでいる地域で教育・療育が受けられるよう、学校、幼稚園、保育所においても医療的ケア児の受け入れを積極的に進めるべきである。【当事者・家族の会】
- 余暇を過ごす場所が少ない。知的障がいのある人が町民運動会に参加することなどができていない。【当事者・家族の会】

【課題】

- 住んでいる地域で教育を受けたり、身近に文化芸術活動、スポーツを楽しめる環境を整備していくことが必要。

④雇用・就業、経済的自立について

- 働く場が少ない。【当事者・家族の会】
- 施設職員が不足している。施設職員も高齢化している。【当事者・家族の会】
- 就労継続支援 A 型事業所でしっかり就労している人の最低賃金保障が十分でない。【事業所】
- 年金額と工賃で自立した生活という点では道はあるか。親への依存（共依存も含めて）から抜けられないのが現状。【当事者・家族の会】
- 一般就労に移行する人はまだ数人かもしれないが、もっと増えることを望んでいる。雇用者の理解、ジョブコーチの支援などあれば、働く力をもっている人はいる。【当事者・家族の会】

【課題】

- 経済的自立を目的に、当事者の希望を踏まえながら、就労を支援する必要がある。
- 事業者にも理解を求めるとともに、就労後の仕事面、生活面から当事者を支援して、就労定着を目指す取り組みが必要。

⑤生活環境について

- グループホームのスプリンクラーの設置の件。安全を考えるのは良いと思うが、現実的に費用や借家であることを思うとどうすればいいのかわからない。【当事者・家族の会】
- JR 山崎駅に昇降設備がないのは、車椅子利用者をはじめ、多くの人の外出を億劫にさせている。
【当事者・家族の会】
- 家族会のなかでも、半数以上は親と同居。グループホームを経て、アパートでの一人ぐらしを

している方も増えてきている。アパート契約時の保証人の問題など、民間アパートは借りるのはむずかしい。【当事者・家族の会】

【課題】

- スプリンクラーの設置が、グループホーム等の維持の課題になっている。設置義務のため、グループホームが維持できない事態にならないようにする必要がある。
- JR 山崎駅にエレベーター等の昇降設備の設置を、継続的に要望していく必要がある。
- 民間賃貸住宅を希望する当事者が、不当な扱いを受け、借りられないことがないようにする必要がある。

⑥情報のアクセシビリティ

- 健康診断などでのコミュニケーション保障（知的障がいのある人）はまだ不十分。
【当事者・家族の会】

- 災害時の避難計画などへの情報アクセスがむずかしい。【当事者・家族の会】

【課題】

- 様々な情報に対して、必要としている人がアクセスできるよう、障害特性に応じた工夫が必要。特に、災害や避難にかかわる情報は、安心・安全に直接結びつくため、早急にアクセシビリティを高める必要がある。

⑦安心・安全について

- 防災スピーカーの音声が聞き取れない、聞き取りづらい。【当事者・家族の会】
- 不審者情報について、学校には情報提供があったが、福祉施設には情報提供がなかった。
【当事者・家族の会】
- 災害時、避難所で過ごすことが困難だと思う。100 人も避難者が集まるところでは、本人もパニックを起こすし、周りの避難者もしんどいと思う。【当事者・家族の会】
- 災害の時、障がい者の避難先が不安。【当事者・家族の会】

【課題】

- 災害時に、障がい者に配慮した避難の方法、避難所での生活、服薬など具体的にどうすればよいか検討する必要がある。

⑧差別の解消、権利擁護について

- 人を支援することは意思決定を支援することなので、それが差別の解消につながると思う。
【当事者・家族の会】
- 成年後見制度について、当事者の家族も意識が薄いと思う。【当事者・家族の会】
- 障がいに関わる事件があった時などに「障がいの有無に関わらず、すべての町民の命を第一に町政を運営している」というアピールだけでもしてほしい。町が町民に対してどういう姿勢で

いるのかを何か示してほしい。【当事者・家族の会】

- 障害者差別解消法の取り組みを大山崎町では、今後どのように取り組んでいくのか。

【当事者・家族の会】

- 差別の前に偏見がある。【当事者・家族の会】

【課題】

- 障害者差別解消法を受けて、行政における対応（「対応要領」）の検討状況を関係者に伝える必要がある。
- 成年後見制度は、これまでも普及・啓発に努めているが、引き続き普及・啓発を進める必要がある。

⑨行政サービス等における配慮について

- 支援学校等において、選挙権の年齢が引き下げられたこと（18 歳になったこと）の説明や、投票所での支援をしてほしい。【当事者・家族の会】
- 身体障がい、知的障がいにはあって、精神障がいには適応されていないサービスの対象拡大を望む。（JR 等運賃の割引、福祉医療の適応など）【当事者・家族の会】

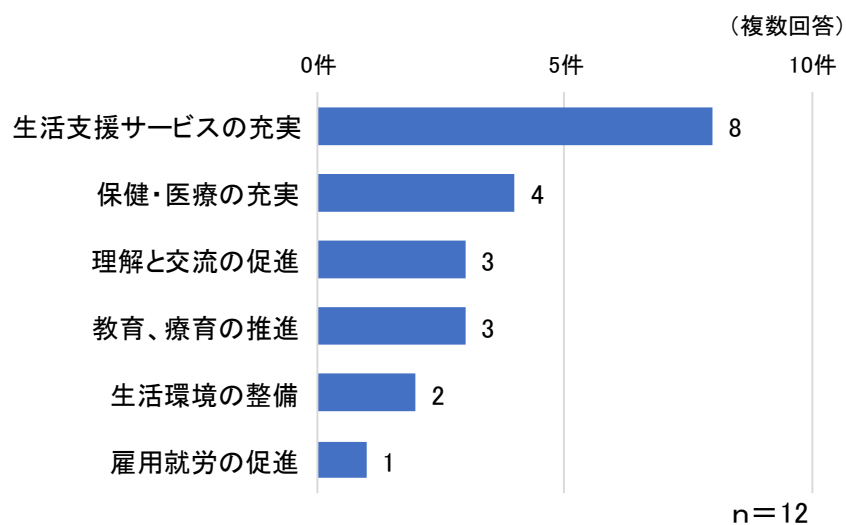
【課題】

- 選挙権の変更（満 18 歳以上）や投票所における「補助者」を周知し、選挙権の行使を支援する必要がある。
- 福祉サービスについて内容、手続き等をわかりやすく周知し、利用者の利便性を向上させる必要がある。

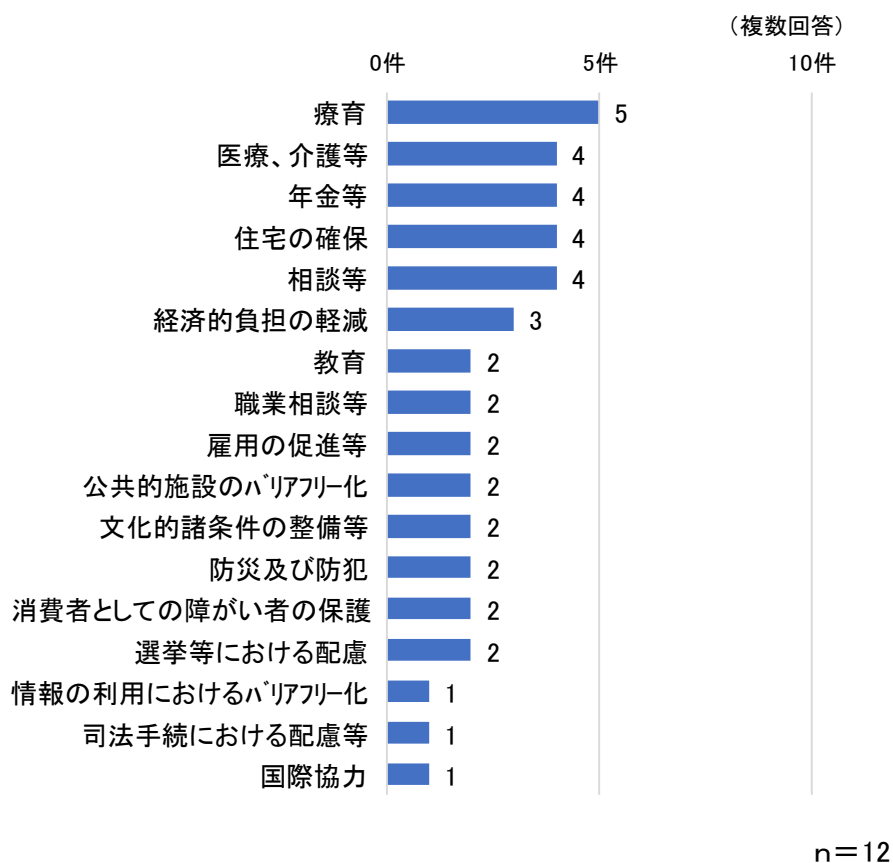
（２）重点的に取り組むべき施策

- 第２次大山崎町障がい者（児）計画（現行計画）における基本的視点では「生活支援サービスの充実」、国・障害者基本計画（平成 25 年）における分野の視点では「療育」を、重点的に取り組むべき施策として回答した人が多くなっています。

■第2次大山崎町障がい者（児）計画（現行計画）における基本的視点



■国・障害者基本計画（平成25年）における分野の視点



第2編

第4期

障がい者（児）基本計画

第1章 計画の基本理念

1 基本理念

共につくる福祉のまちをめざして

ささえあい、心やさしい、ふるさとを

これまで「共につくる福祉のまちをめざして ささえあい、心やさしい、ふるさとを」を基本理念に、町民みんなで協力し合い、障がいのある人が可能な限り自立した生活を営み、地域の一員として社会生活を送れる環境づくりに取り組んできました。

本計画では、「ノーマライゼーション」の理念を継承しつつ、障がいのある人が、より身近な地域社会である本町において、その人らしく自立して幸せに暮らせるように、地域に住む人びとがともに支え合う自立と共生のやさしい福祉のまちづくりをめざします。

2 基本目標

基本理念の達成に向けて、次の6つを基本目標に計画を推進していきます。

（１）理解と交流の促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で暮らし、お互いを尊重し合うような「平等」を基本とした社会では、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人に対する正しい理解と認識が不可欠になります。

障がいのある人に対する理解を深めるため、広報・啓発活動、福祉教育の充実に取り組むとともに、障がいのある人となない人の相互理解を深めるための交流の促進を図ります。

（２）教育、療育の推進

障がいのある子どもが、その年齢及び能力に応じ、その障がい特性に応じた教育・療育が受けられる環境づくりが必要です。

そのため、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育・療育が受けられる体制づくりに取り組んでいきます。

（３）生活支援サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障がい福祉サービスをはじめとした各種生活支援サービスの充実を図る必要があります。

そのため、日常生活における不安の解消に向けた相談体制の充実を図るとともに、乙訓２市や障がい者団体、サービス提供事業者と連携をさらに強化しながら、各種サービスの確保に取り組んでいきます。

（４）保健・医療の充実

障がいの早期発見・早期治療の充実を図り、出生時から高齢期まで、ライフステージに応じた必要な保健サービス、医療サービスが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わる様々な関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

（５）生活環境の整備

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全・安心に生活ができ、また社会参加ができるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化の推進に努めます。

また、災害時などの緊急時に対応できるよう、防犯、防災体制の充実を図ります。

（６）雇用・就労の促進

障がいのある人の社会参加と経済的基盤の確立をめざすため、企業等に障がいに対する理解の浸透を図り、障がいのある人の就労の場の確保に努めます。

また、雇用の促進に向け、関係機関と連携を図った職業相談や職業リハビリテーションに取り組むとともに、一般企業で働くことが難しい人の福祉的就労の場の確保に取り組んでいきます。

第2章 計画の基本方向

1 理解と交流の促進

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

【現 状】

広報「おおやまざき」やホームページの活用をはじめ、障がい者週間や人権週間の期間等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、周知・啓発に取り組んできました。

具体的には、広報「おおやまざき」（平成29年8月号）では、“聴こえ”について特集を組み、聴覚障がいについて啓発を図るとともに、要約筆記勉強会や難聴者のつどい準備会の活動を紹介しました。また、平成29年における障がい者週間では、町政50周年行事の一環として、障がい者について当事者から聞き、サポート方法やコミュニケーション方法を学ぶセミナーである障がい者理解促進研修を開催しました。

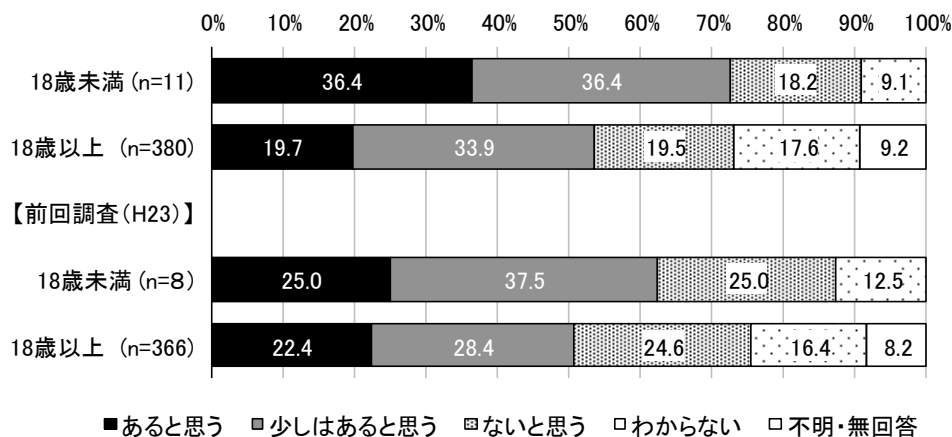
アンケート調査で「障がいを理由とする差別や偏見の有無」を尋ねたところ、「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせると18歳未満では70%を超え、18歳以上の53.7%を上回っており、18歳未満の方が差別や偏見を感じている人が多くなっています。また、前回調査（平成23年度実施、以下同様です。）と比較すると、18歳以上ではほぼ同様の傾向ですが、18歳未満では差別や偏見を感じている人が増加しています。

大山崎町の住民を対象とした「大山崎町地域福祉に関するアンケート調査結果」（以下「地域福祉調査」）における「障がい者への差別や偏見の有無」についての設問では、「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせると、55.4%と18歳以上の障がいのある人と同程度となっています。前回調査と比較すると、差別や偏見を感じている人は減少しています。このように、障がいのある人となない人において意識の差がうかがわれるため、引き続き障がいや障がいのある人に対する理解の促進をしていくことが求められます。

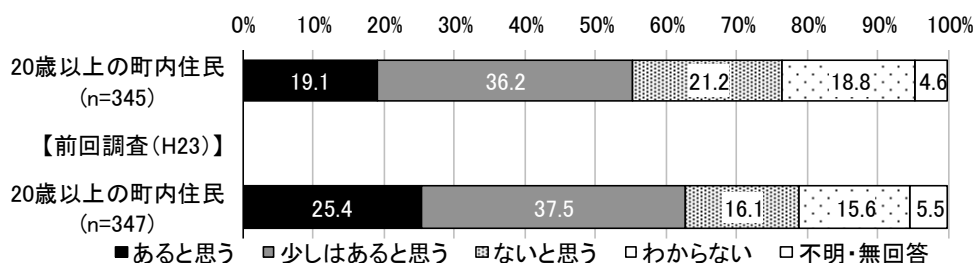
また、アンケート調査で「住みよいまちをつくるために、特に必要なこと」として、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」を回答した人が12.9%（前回調査、13.4%）となっています。前回調査とほぼ同様の傾向を示しています。団体ヒアリングにおいても、「差別の解消」について意見を求めたところ、障害者差別解消法に関わる取り組みや解消につながる取り組みに対する意見がありました。

このような状況を踏まえ、理解を深めるためのより効果的な広報・啓発が必要であるとともに、障がいのある人となない人との交流促進に取り組む必要があります。

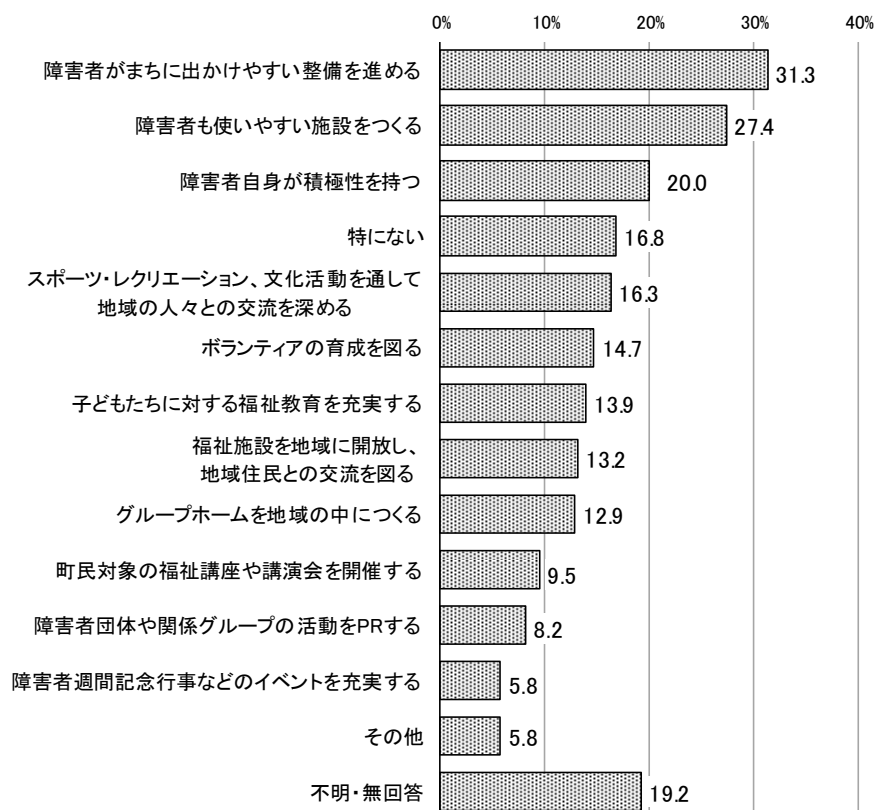
障がい者を理由とする差別や偏見の有無



障がい者への差別・偏見の有無(地域福祉調査)



障がいのある人に対する理解を障がいのある人に対する理解を深めるために力を入れるべきこと
に力を入れるべき



■ 18歳以上 (n=380)

【基本施策】

障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくため、広報誌やホームページなどを活用し、広報・啓発活動に努めていきます。また、「障がい者週間」などの機会に広報・啓発行事を行い、正しい理解の促進を図ります。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
広報「おおやまざき」を活用した周知・啓発	「広報おおやまざき」や「ほけんセンターだより」、「ホームページ」を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深める記事を掲載し、理解の浸透を図ります。 また、アンケート調査から、必要な情報の収集に広報誌を活用している人も多いことから、必要な情報を掲載するとともに、文字の大きさやわかりやすさなどに配慮した読みやすい紙面づくりに取り組んでいきます。	政策総務課 福祉課 健康課
「障がい者週間」などを中心とした広報啓発	障がい者週間において、関係団体の協力を得ながら、街頭啓発や授産品などの啓発物を配布するなど、理解と認識を深める啓発活動を今後も取り組んでいきます。	関係各課
健康福祉まつりの開催	平成20年度まで隔年で開催していた社会福祉大会と障がい者週間の映画会を合わせた「健康福祉まつり」を平成21年度から開催しており、福祉について楽しく集い啓発する場として毎年開催しています。 これまで以上に魅力ある健康福祉まつりを開催するため、実施方法・内容について協議を進め、町民の福祉に対する関心の向上に取り組んでいきます。	福祉課
人権教育の推進	一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、人権意識を高め、人権感覚を身に付ける取り組みとして人権教育研修会を開催しています。 障がいのある人についての誤解や偏見から生じる人権侵害の防止、障がいのある人の権利擁護に向けた人権教育を推進します。	生涯学習課 政策総務課

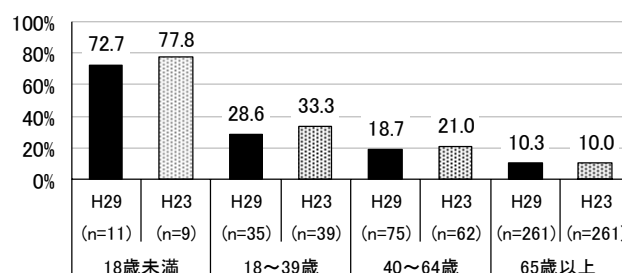
（２）福祉教育の推進と交流・ふれあいの場の充実

【現 状】

本町では、これまで学校教育において体験を通じた福祉教育の実施や交流教育、各種イベント等を通じて、障がいに対する理解を深めてきました。

アンケート調査において「障がいや障がいのある人に対する理解を深めるために必要なこと」で「子どもたちに対する福祉教育を充実する」と答えた人は年齢が低くなるにつれて回答が高くなり、特に 18 歳未満では 72.7%と回答が高い状況です。また、同様の設問で、「福祉施設を地域に開放し、地域住民との交流を図る」を回答した人が 13.2%（前回調査、12.3%）で、この傾向は、前回調査と変わっておらず、福祉教育の充実や地域住民との交流を求める人が一定数いることから、今後も取り組みのいっそう充実を図ることが重要です。

障がいや障がいのある人に対する理解を深めるために必要なことで「子どもたちに対する福祉教育を充実する」と答えた人



【基本施策】

①多様な場における福祉教育の推進

ノーマライゼーションの理念の普及に向け、各学校における総合的な学習の時間における福祉教育や交流教育を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、家庭や地域、職場など、様々な場において福祉について学ぶ機会の充実に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
乳幼児を持つ母親の教育	乳幼児健康診査・教室などの母子保健活動の中で、保健師による集団保健指導や啓発リーフレットを配布するとともに、町子育て支援センター（愛称「ゆめほっぺ」）においても、子育てに関する相談や健康相談に応じるなど、様々な機会や場を活用しながら子どもの健やかな成長発達に関する教育を進めています。 障がいの有無にかかわらず、子育ての過程から、広く母親を中心に障がいについての学習の機会を提供し、障がい児・者に対する正しい認識を普及していきます。	健康課 福祉課
学校における福祉教育の推進	小・中学校の総合的な学習の時間において、福祉教育を社会福祉協議会と連携しながら実施しています。また、小学4年生と中学2年生を対象に福祉施設等での職場体験活動を実施するとともに、道徳や社会、保健で福祉に関する学習を深めています。 年間指導計画の中で取り組みを整理し、内容の充実を図ります。	学校教育課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
交流教育の推進	ノーマライゼーションの理念のもと、特別支援学級在籍児童生徒が通常の学級でも学習し、ともに学び、ともに育ち、ともに暮らす社会の実現をめざします。	学校教育課
小・中学校における交流教育	町内の小・中学校と府立支援学校の交流を図り、理解の促進に取り組んでいます。 今後も、交流教育の趣旨を再確認しながら、学校の年間行事調整時における府立支援学校との調整を綿密にしていきます。また、生徒やボランティアグループ等の交流を検討していきます。 また、夏休みに行われるサマースクールは、障がいのある児童生徒の学校や地域との重要な交流の場になっています。	学校教育課

②交流ふれあいの場づくりの推進

障がいのある人をはじめ、身近な地域における町民同士がふれあう中から障がい児・者への正しい理解を促進するために、各種団体とも連携を図りながら交流やふれあいの場の活動を支援し、また施策への取り組みに努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
障害者ふれあい広場への参加	京都府が主催している「障害者ふれあい広場」への参加・呼びかけを行い、障がいのある人の社会参加の促進に取り組んでおり、参加者数は年々増えている状況です。 今後も、京都府と連携・協力を図っていきます。	福祉課
イベントへの参加促進	多くの人が集まるイベント開催時に、障がいのある人の積極的な参加を促し、地域住民との交流を図っています。 今後も各イベント実施時には、本計画の趣旨を尊重した取り組みを推進します。	関係各課
健康福祉まつりの開催 (再掲)	平成20年度まで隔年で開催していた社会福祉大会と障がい者週間の映画会を合併させた「健康福祉まつり」を平成21年度から開催しており、福祉について楽しく集い啓発する場として毎年開催しています。 これまで以上に魅力ある健康福祉まつりを開催するため、実施方法・内容について協議を進め、町民の福祉に対する関心の向上に取り組んでいきます。	福祉課

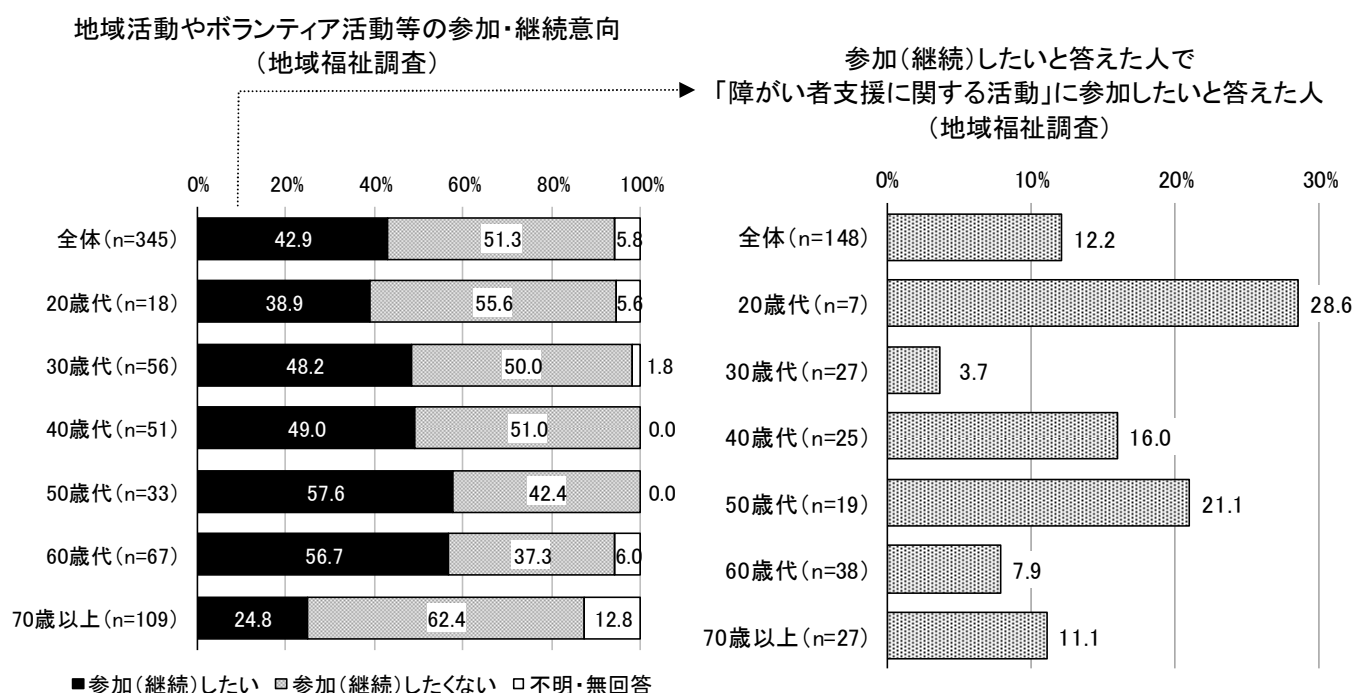
(3) 市民、団体、ボランティア活動等の推進

【現 状】

本町では社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア相談、ボランティア基礎講座やボランティア学習会を開催しています。ボランティア相談では、ボランティア活動の希望者に対して、活動先を紹介したり、地域の状況を伝えるなどさまざまな情報を提供しています。また、ボランティア学習会では、現在ボランティア活動している方の、活動動機の確認や、自己覚知、活動の振り返りを行うための研修会を実施しています。さらに、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を求めている人をつなぐ事業にも取り組んでいます。

地域福祉調査で「地域活動やボランティア活動等の参加・継続意向」を尋ねた設問では、「参加したい（継続）したい」が42.9%となっており、50～60歳代において回答が高くなっています。また、「参加したい（継続）したい」と答えた人のうち「障がい者支援に関する活動」と答えた人は12.2%で、特に20歳代において28.6%と高い結果となっています。

障がいのある人や高齢者など、支援を必要とする人の生活を支えるには町民をはじめ、ボランティア、団体等との連携体制の強化が必要です。



【基本施策】

①ボランティア活動の推進

多様化する障がいのある人のニーズに対応できるボランティアの育成を図るためにボランティア講座や研修会を開催するなど、ボランティアの育成に努めます。また、ボランティアグループ同士の連携を図るため、社会福祉協議会の協力のもとにネットワーク体制の整備に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
ボランティア養成講座の開催	社会福祉協議会にて、ボランティア基礎講座やボランティア活動別講座、ボランティア学習会、ボランティアのつどい等を開催しています 各種講座等について周知・啓発を行い、新規受講者の増加に取り組めます。	福祉課 生涯学習課
手話奉仕員などボランティア養成講座の開催	手話奉仕員養成事業として、大山崎町単独で入門課程を実施、乙訓2市1町共催で基礎課程を実施しています。 要約筆記者の養成については、未実施にあり、乙訓2市1町での共同開催を検討しています。 手話奉仕員などの担い手の確保に向け、乙訓2市1町で連携・協力を図りながら事業の拡大に取り組むとともに、本事業の周知・啓発に取り組めます。また、入門課程受講者が基礎課程受講につながるよう、取り組んでいきます。	福祉課
ボランティア活動の支援	本町のボランティア団体の意見を社会福祉協議会の協力を得ながら把握し、ボランティア活動の拡大に向けた情報の提供を行っています。 各ボランティア団体の活動が活発化されるよう、社会福祉協議会と連携を図りながら活動支援を行うとともに、必要な情報の提供に努めます。	福祉課 生涯学習課
ボランティア団体との連携	社会福祉協議会を通じて、ボランティア団体相互の連携や活性化を支援しています。 今後もボランティアコーディネーターを核としたボランティアの開拓に努めていきます。	福祉課
子どものボランティア体験学習会	ボランティア体験を通じ、ボランティアそのものに関心を持ってもらえるよう、体験機会の充実を図ります。	福祉課
ジュニアリーダーの育成	総合型地域スポーツクラブにおいて、ジュニアリーダーの育成を行っています。	生涯学習課

②各種団体の活動支援

ヒアリング調査で、障がい者団体への新規会員が少なく、会員の高齢化が進んでいるという意見があり、これは前回計画策定時においても多かった意見ですが、その声はさらに多くなっています。

障がい者団体への加入は、情報が得られるだけでなく、会員間の交流や会員間で相談や話をすることで、こころのケアにもつながります。

そのため、会員の新規加入については各障がい者団体と連携・協力を図りながら進めるとともに、町窓口で相談に来られた際に団体を紹介するなど、団体加入の促進に取り組みます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
障がい者団体の啓発活動への支援	障がい者団体が行う、障がいのある人への理解を深め、支援の輪を広げる啓発活動について支援を行っています。また、「障がい者週間」を中心に、障がい者団体の啓発活動を支援しています。 各団体の高齢化が進んでいる中、若年層の入会が進むよう、活動内容の周知・啓発に取り組んでいきます。	福祉課
ボランティア活動の支援（再掲）	本町のボランティア団体の意見を社会福祉協議会の協力を得ながら把握し、ボランティア活動の拡大に向けた情報の提供を行っています。 各ボランティア団体の活動が活発化されるよう、社会福祉協議会と連携を図りながら活動支援を行うとともに、必要な情報の提供に努めます。	福祉課
サークル活動等の支援	サークル団体が、視覚・聴覚に障がいのある人を対象に活動を行う場合、福祉機器（点字器、携帯用点字器、点字・点図小回りプリンター、携帯用高倍率ルーペ、難聴者磁気誘導システム、簡易筆談器）を貸し出しています。 今後も継続して実施していきます。	福祉課

③地域福祉活動の推進

少子高齢化の進行や核家族化、障がいのある人のいる世帯の高齢化、老老介護の進行など、日常生活における不安や悩みが多様化・複雑化している社会において、福祉に対するニーズも増大している状況にあります。住み慣れた地域で安心して暮らしたいというニーズに応えていくためには、行政の取り組み《公助》だけではなく、町民一人ひとりが主体的に《共助》の役割を担うとともに、自らの力を生かす《自助》が求められてきます。

この《自助》《共助》《公助》のバランスが取れた福祉のまちづくりに取り組むとともに、町民全員の福祉に対する意識の向上に努めます。また、支援を必要とする障がいのある人や高齢者を地域全体で支えることができるよう、地域の福祉を担う社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員や障害者相談員、町内会・自治会、ボランティアグループ等で支えていく地域ネットワークづくりを進めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
福祉意識の向上	「広報おおやまざき」に福祉に対する記事の掲載や、障がい者週間や健康福祉まつりなど様々な機会を通じての啓発活動、学校や生涯学習の場などを活用した福祉教育の推進など、様々な機会や場等を活用しながら、福祉に対する意識の向上に取り組んでいきます。	福祉課
相談支援活動を通じた福祉力の向上	地域の福祉課題について、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員等による相談活動が日々行われています。 その日々の相談活動からの個別ケース検討を重ねることによって、法制度や地域社会の様々な課題が浮き彫りになり、その中から、自らが主体的に動く共助・協働（地域福祉活動）の力が育まれると考えられます。 この基礎となる相談業務・相談活動の一層の充実を図るとともに、事例検討会を通じて相談者のスキルアップを図っていきます。今後も、相談員や関係団体、関係機関との連携を図り、必要な支援につないでいきます。	福祉課
大山崎町社会福祉協議会との連携強化	地域の福祉活動の中心となる大山崎町社会福祉協議会とさらに連携体制を強化し、福祉活動の活発化を図ります。 また、地域活動支援センター「やまびこ」においての、地域住民との交流事業等を企画・検討していきます。	福祉課

2 教育、療育の推進

(1) 早期療育の充実

【現 状】

障がいのある子どもに対する早期療育は子どもの健やかな成長を図る上でも重要です。本町では、保健師による健康相談や発達相談員による発達相談などに取り組むとともに、福祉サービス利用については町委託相談支援事業者と連携を図りながら対応しています。子どもの療育の場として、「乙訓ポニーの学校」や「こらぼねっと・京都 自立支援センター」などがあります。

ヒアリング調査では、住んでいる地域で教育・療育が受けられるよう、学校、幼稚園、保育所においても医療的ケア児の受け入れを積極的に進めるべきという意見が出ています。

障がい児の発達を支援する観点から、障がい児及びその家族に対して、地域の身近な場所で効果的な支援を提供できる体制の構築が求められています。

【基本施策】

①早期発見、早期療育の充実

乳幼児健康診査等の各種保健事業の充実により、障がいの早期発見に努め、早期療育につながる体制づくりに取り組みます。

また、障がいのある子どもが十分な療育を受けることができるよう、乙訓2市1町で連携を図りながら、サービスの確保に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
各種相談	保健師による健康相談をはじめ、発達相談員による発達相談、町立保育所での育児相談、児童相談、指導主事による教育相談、社会福祉主事及び町委託相談支援事業者による障がい福祉サービス利用等の相談などを実施しています。 療育を必要とする子どもが増えてきている状況にあるため、相談体制の強化を図るとともに、より専門的な相談に届けられるよう、職員のスキルアップに取り組みます。また、乙訓保健所との連携強化を図ります。	健康課 福祉課 学校教育課
●乳幼児健康診査 ●乳児家庭全戸訪問事業	乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などを通じて、子どもの健全な発達支援をはじめ、親の育児不安の解消に取り組んでいきます。	健康課
障害児通所支援の充実	障がいのある児童の早期療育を図るため、障害児通所支援の確保に努めます。	福祉課
早期療育体制の充実	4歳児全員を対象に子どもの発達・育児に関する健康調査票を送付し、回答に応じて保健師による電話相談や保育所での観	健康課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	察・発達相談等につなげるとともに、未回答者に対しても事後フォローを行っています。 また、発達相談事業として、「保育所巡回支援」を行い、発達障がいのある児童を含め保育環境の整備、二次障がいの予防、保育者の観察・指導のスキルアップを図っています。 子どもの発達の特性を早期に発見し、早期療育、保護者の育児支援につながるよう、取り組んでいきます。	
私立幼稚園心身障害児教育振興事業	私立幼稚園に就園する心身障がい児教育の振興と充実を図るため、心身障がい児を就園させている町内私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付しています。	学校教育課

②障がい児保育の推進

障がいのある子どもに対し、集団保育を通じて発達への支援を行います。また、障がいの重い子どもや医療的ケアを必要とする子ども、発達・発育に障がいがあるなど、障がいが多様化してきているため、職員の研修を行うなど、保育体制の強化に取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
障がい児保育の充実	心身に障がいのある児童の健全な社会性、情緒等の成長発達を促進するため実施しており、平成 23 年度からは生後 6 か月以上の児童も受け入れています。 夫婦共働き世帯が増え、障がいも多様化している中、障がい児保育においても、様々なニーズに対応できるよう、取り組んでいきます。	福祉課

（２）障がいのある子どもの力を伸ばすための教育の充実

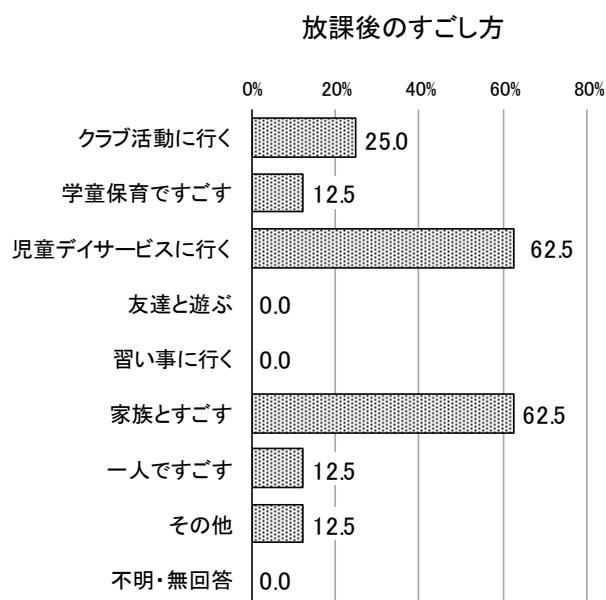
【現 状】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築することが重要です。

アンケート調査では、放課後の過ごし方を尋ねた設問では、「家族とすごす」とならず、「児童デイサービス」が多くなっています。同様に、長期休暇の過ごし方を尋ねた設問においても「児童デイサービス」が多くなっています。

本町では、保育所や幼稚園、小中学校や関係機関で構成された就学指導委員会において、幼児・児童生徒の障がいに応じた就学が図られるよう、進路指導や相談機能の充実に取り組んでいます。

当事者のニーズを踏まえ、障がいの重度化や多様化に対応できる教育体制の強化に取り組む必要があります。



■ 18歳未満 (n=8)

【基本施策】

①障がいの特性に応じた教育の充実

町内の小・中学校や向日が丘支援学校と連携を図り、子どもの障がいに応じた適切な教育・指導が行われるよう、取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
就学指導の充実 (町教育支援委員会)	町教育支援委員会において、支援を必要とする幼児、児童生徒の教育的支援や進路についての審議を行っています。委員会では就学前部会、在学部会、特別支援教育推進部会の三部会で構成しています。 保護者面談を積極的に行い、児童生徒一人ひとりにあったきめ細かな教育・望まれる教育を受けることができるよう、取り組んでいきます。	学校教育課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
教育相談	各小中学校の校内に教育相談部を設けて、校長主導の教育相談体制の確立を図っています。具体的には、日常的な不登校等の未然防止に向けた児童生徒間把握や児童生徒理解、早期発見・早期対応できる教育相談部の機能化を図っています。 より専門的な教育相談の力量が求められており、児童生徒とのかかわりや家庭との連携を深めるためスクールカウンセラーの積極的な活用を図ります。 また、個別のケースによっては、福祉課や健康課、向日が丘相談・支援センターなどと連携を強めていきます。	学校教育課
一人ひとりに応じた教育の充実	特別支援教育年間指導計画に基づいて、教科・特別活動等を通じた学習を行っています。 また、校内特別支援教育コーディネーターを中心に校内就学指導委員会で障がいのある児童生徒の支援の在り方等について検討を行っています。 LD、ADHD などの発達障がいをはじめ、障がいが多様化していることから、支援が必要な児童生徒にかかわる専門的な研修会を設け、質の向上を図るなど、一人ひとりにあった教育に取り組んでいきます。	学校教育課
指導の充実	夏季休業中の校内特別支援教育研修会を実施するとともに、毎月の職員会議で特別支援の必要な児童生徒の事例研究を実施してしています。 教職員の障がいに対する理解をさらに深めていくため、外部講師を招くなど、実践的な研修会の開催に取り組んでいきます。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費の給付事業、学用品等援助事業	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の学用品などの援助を行うなど、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、特別支援教育の普及奨励に努めています。 今後も継続して実施していくとともに、本事業の周知・啓発に努めます。	学校教育課
通級指導教室	発達障がいや言語、聴覚などに障がいのある児童に対して、障がいによる学習上、生活上の困難の改善・克服を目的として学習指導や支援を行っています。また、児童の実態に応じて、授業時間内や放課後に個別指導または小集団指導を行っています。 平成 22 年度に大山崎小学校に通級指導教室が開設され、本町では小学校二校に通級指導教室ができ、以前より丁寧な指導ができているものの、両校とも通級する児童が増加の傾向にあります。 継続して体制の強化を図り、より丁寧な指導ができるよう、取り組んでいきます。	学校教育課

②放課後や長期休業などにおける支援の充実

放課後や長期休業における支援を求める声が多かったことから、関係機関と連携を図りながら、支援できる体制の構築に取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
放課後児童クラブ事業	放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れ体制の整備を図り、児童が障がいに対する正しい理解と認識を深め、ともに成長する場となるよう環境づくりに努めています。 障がいのある児童が増えており、また共働き世帯が増えていることから、状況を見極めつつ、指導員の確保や施設の整備に取り組んでいきます。	生涯学習課
放課後等デイサービスの確保	サービス提供事業者と連携を図りながら、継続してサービスの確保に努めます。 ※放課後等デイサービスとは、学校在学中の障がい児に対して、学校終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。	福祉課

(3) スポーツ、文化、レクリエーション、余暇活動の充実

【現 状】

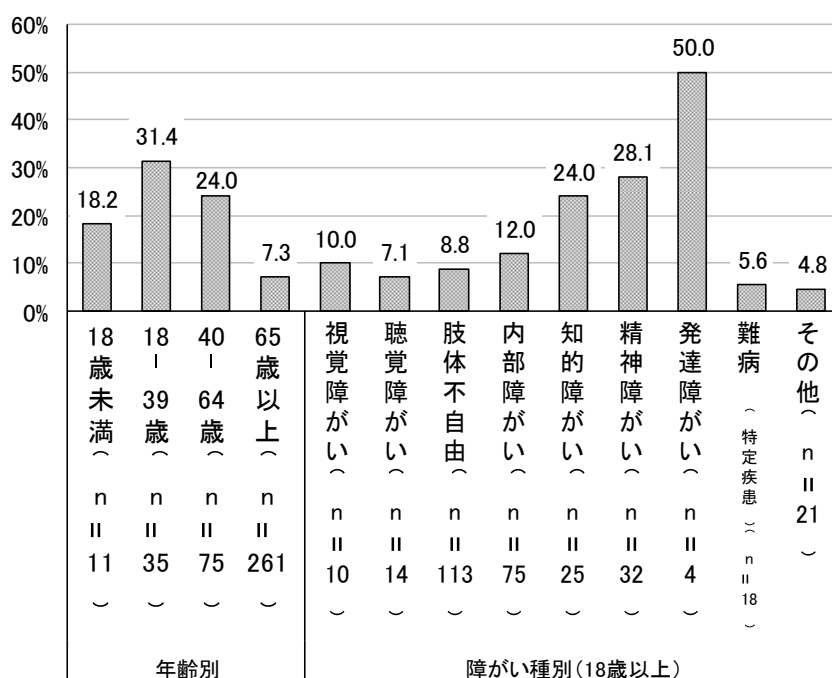
スポーツ活動や文化活動などは、ゆとりや生きがい、社会参加につながります。障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進することが重要です。

アンケート調査で「住みよいまちをつくるため特に必要なこと」を尋ねた設問で「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」と答えた人は、18歳未満が18.2%、18～39歳が31.4%、40～64歳が24.0%みられ、障がい種別にみると、知的障がい、精神障がい、発達障がいでの障がいに比べ多くなっています。

団体ヒアリングでは、知的障がいのある人で、余暇を過ごす場所がなく、町民運動会に参加することができないなどの意見があがっています。

本町実施による「大山崎町障がい者スポーツ大会」や乙訓2市1町での「乙訓障害者スポーツのつどい」を開催するとともに、京都府が実施しているスポーツ大会や芸術祭などへの参加を促していますが、余暇を過ごす場所がなく、町民運動会に参加することができないという意見があがっていることから、今後も参加しやすい各種イベントの開催を検討していく必要があります。

住みよいまちをつくるため特に必要なことで「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」と答えた人



【基本施策】

①スポーツ・レクリエーション・余暇活動の充実・強化

障がいのある人が気軽にスポーツ・レクリエーション等に取り組むことができるよう、障がい特性に応じた参加機会の拡充、イベントの開催に取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる大会の開催に向け、障がい者団体等と連携を図りながら検討していきます。

また、休日や就労後の余暇の時間を有意義に過ごせることはゆとりと生活の質の向上につながることから、誰もが集える場（サロン）の確保に取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
障がい者スポーツの充実	「大山崎町障がい者スポーツ大会」や乙訓2市1町で「乙訓障害者スポーツのつどい」を開催するなど、障がいのある人のスポーツ振興に取り組んでいます。また、スポーツ、レクリエーション活動の一環として、障がいのある人も含めた各種スポーツ団体・クラブの自主的な活動を支援し、その育成を図っています。 障がいのある人がスポーツに参加できる機会を増やし、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。また、参加者が高齢化している状況にあるため、競技種目の見直しなど、若年層が興味を持つような大会の開催や障がいのない人とともに参加できるイベントの開催を検討していきます。	福祉課 生涯学習課
障がい者スポーツの指導者、ボランティアの育成	スポーツクラブ・リーダー講習会などのプログラムの活用により、障がい者スポーツの指導者やボランティアの育成を図っています。 障がい者スポーツの指導ができる職員やスポーツ推進委員の養成に引き続き取り組んでいきます。	生涯学習課 福祉課
ニュースポーツの普及	総合型地域スポーツクラブによる「わくわくサタデーナイト」などの機会に、障がいのある人の社会参加、ニュースポーツの普及に取り組んでいます。 新しいスポーツの情報収集及び提供に努め、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。	生涯学習課 福祉課
レクリエーション活動の促進	「乙訓障害者スポーツのつどい」の開催や、「障害者ふれあい広場（スポーツ・レクリエーションフェスティバル）」の参加促進に努めています。 今後も京都府や乙訓2市1町で連携を図り、障がいのある人の余暇活動を支援していきます。	福祉課 生涯学習課
総合型地域スポーツクラブの活用	誰もが、いつでも、どこでもスポーツに取り組める総合型地域スポーツクラブの拡充を図り、障がいのある人がスポーツに親しめる機会の拡充に努めます。	生涯学習課 福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
スポーツ施設のバリアフリー化	町体育館など、町内の体育・スポーツ施設の整備・改修にあたっては、障がいのある人に配慮した整備・改修に努めます。	生涯学習課
各種団体などによるレクリエーション活動への支援	総合型地域スポーツクラブの活動の一環として、各種団体によるレクリエーション活動を支援しています。また、障がい者スポーツ大会等の開催時にスポーツ推進委員を派遣する等支援を行っています。 今後も、総合型地域スポーツクラブの活動の一環として、障がいのある人一人ひとりのニーズに合った活動を実施するとともに、研修会や講習会への参加により、スポーツ推進委員の質の向上をめざします。	生涯学習課 福祉課

②文化・芸術活動の活性化への支援

障がいのある人の生活にうるおいと生きがいを与える文化・芸術活動の参加促進を図るとともに、公民館サークルの普及・啓発に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
指導者・ボランティアの育成	障がいのある人の文化・芸術活動の促進を図ることも含め、文化活動に関する指導者・ボランティアの育成に取り組みます。	生涯学習課 福祉課
障がいのある人の文化・芸術振興	町内の障がいのある人の文化的・芸術的な活動促進に向け、ふるさとセンターや歴史資料館の使用料の減免を行っています。 障がいのある人の文化的・芸術的な活動の促進に向け、使用料の減免を継続して実施していくとともに、障がいのある人の歴史資料館の入館については無料化に向け、検討していきます。	生涯学習課 福祉課
障がい者の芸術鑑賞会や発表会の実施	京都府主催の「京都とおきの芸術祭」の情報を広く周知し、作品出展を勧めています。また、健康福祉まつり会場で、大山崎町身体障害者協会の作品を展示するとともに、「民俗芸能鑑賞会」や「歴史資料館企画展」などの文化・芸術関連イベントに障がいのある人が参加しやすいよう取り組んでいます。 今後も障がいのある人の芸術鑑賞や発表の活動を支援するため、役場や公民館、駅舎など、様々な公共的空間の利用を促進していきます。また、各イベントに参加しやすいよう、配慮していきます。	福祉課 生涯学習課

3 生活支援サービスの充実

(1) 相談支援体制の充実

【現 状】

地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える問題をいつでも相談できる窓口の充実が必要です。そのためには、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ることが重要です。

アンケート調査で「困ったときの相談相手」を尋ねたところ、どの年代も「家族」が最も多くなっていますが、2番目には18歳未満で「学校の先生もしくは職場の上司」、18～39歳で「福祉施設等の職員やホームヘルパーなど」、40歳以上の年代では「病院などの医療関係者」となっています。

また、「住みよいまちをつくるため特に必要なこと」で「相談支援体制の充実」と答えた人は、18～64歳の年代で40%台と多く、手帳別では療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で50%台と相談体制の充実を求める声が多くなっています。

ヒアリング調査では、休日や夜間も含めいつでも相談できる場所や本町で相談できる場所、医療も含め幅広く相談できる場所など、様々な意見が出ています。また、相談窓口のPR不足についても意見が出ています。

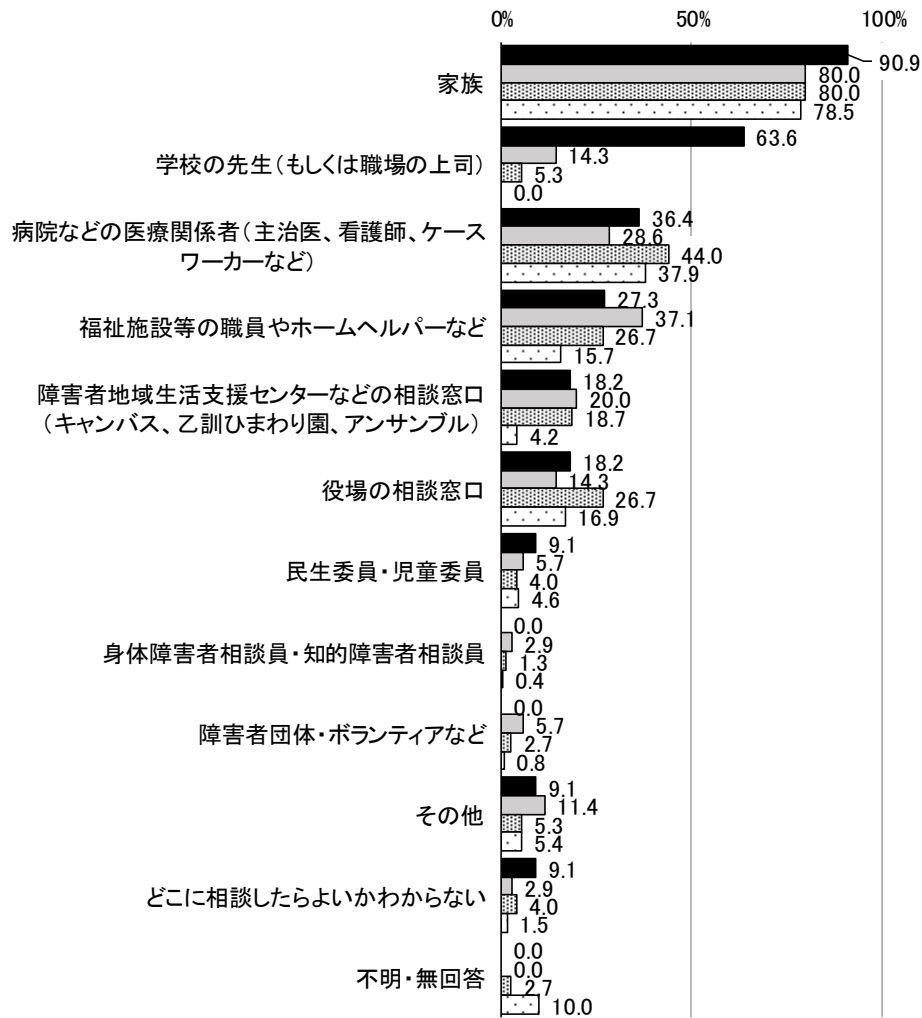
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、計画相談支援の対象者の拡大をはじめ、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化、基幹相談支援センターの設置（任意）が位置づけられるなど、相談支援体制の充実に向けた法改正が行われ、基幹相談支援センターが乙訓2市1町により共同設置されました。

相談体制としては、町福祉課窓口をはじめ、大山崎町社会福祉協議会、長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」、乙訓ひまわり園地域生活支援センター、地域生活支援センター「アンサンブル」の4つの指定相談支援事業者など、関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めています。

また、乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、相談支援事業の後方支援を行うため、様々な困難事例等について協議・検討を行うように、相談の質の向上を図っています。

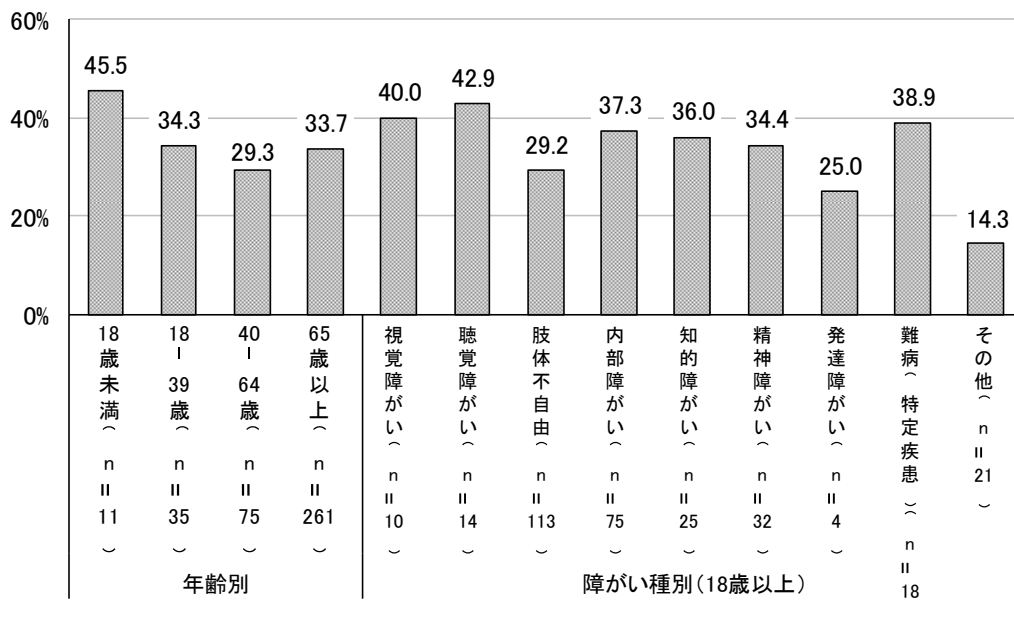
障がいのある人やその家族が抱える様々な生活課題や問題の解消には、各相談窓口の専門性を高めていくとともに、休日・夜間も含めた相談体制の強化を図る必要があります。

困ったときの相談相手



■18歳未満 (n=11) □18～39歳 (n=35) ▨40～64歳 (n=75) □65歳以上 (n=261)

住みよいまちをつくるため特に必要なこと「相談支援体制の充実」と答えた人



【基本施策】

町福祉課窓口を中心に、地域生活支援センターをはじめとした各関係機関との連携強化を図ることにより、相談窓口の充実と専門性の強化を図っていきます。また、法改正に伴う各相談支援事業にも対応できるよう、取り組んでいきます。

さらには、生活に必要な情報が行き届くよう、情報提供体制の充実に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
相談体制の充実	町が委託している相談支援事業者の専門相談員による相談を月に1回役場にて実施しています。 相談支援事業者による相談日を広く周知するとともに、保健・医療・福祉等にかかわる各相談機関の周知と連携体制の強化を図ります。 また、子どもから大人まで誰もが身近な地域で必要な相談が受けられる体制づくりに取り組みます。	福祉課
乙訓圏域障がい者自立支援協議会との連携強化	乙訓圏域障がい者自立支援協議会と連携強化を図り、地域の問題や困難ケースの解消、相談支援事業者の支援に取り組んでいきます。	福祉課
相談員制度の周知	障がいがある人の身近な相談窓口である身体障害者相談員、知的障害者相談員について、広報誌に内容を掲載するなど、周知していきます。	福祉課
相談窓口及び専門員の質の向上	町福祉課職員の社会福祉主事の任用や相談支援従事者初任者研修の受講等により、相談援助技術や専門的知識の習得に努めています。 多様化・複雑化する相談に対応できるよう、職員のスキルアップと町内事業者による専門的な相談支援体制の構築に取り組んでいきます。また、社会福祉士や精神保健福祉士等による専門的な相談機会の増加に努めます。	福祉課
ケアマネジメントの充実	相談支援従事者初任者研修の受講及び公務員の福祉の基礎的資格である社会福祉主事の取得任用により障がい者ケアマネジメントの資の向上を図ります。 さらに、町内相談支援事業者との連携強化を図り、ケアマネジメントの充実に取り組みます。	福祉課
障がい者団体の相談事業・生活関連事業などへの支援	障がい者団体が実施する生活相談や生活訓練、レクリエーション活動等の諸事業に対する支援を行っています。 今後も継続して、障がい者団体の活動を支援していくとともに、各団体の高齢化が進んでいることから若年層の入会が進むよう、活動内容の周知・啓発に取り組んでいきます。	福祉課
ピアカウンセラーの育成	ピアカウンセラーの育成については、委託している相談支援事業者「キャンバス」において行われています。	福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	障がい当事者による相談（ピアカウンセリング）は非常に有効であるため、その相談機会を周知していきます。	
「大山崎町障がい者福祉の手引き」の発行	「大山崎町障がい者福祉の手引き」を発行し、各種サービスや相談窓口等の情報提供に努めています。 めまぐるしく法制度が変わる中、内容も複雑でわかりにくいものが多いため、わかりやすい紙面の作成に努めるとともに、相談窓口によるわかりやすい情報提供にも取り組んでいきます。	福祉課
ホームページを活用した情報提供	文字拡大、ルビ振り機能、色覚特性や視力の弱い人に配慮したホームページを作成（アクセシビリティ化）するとともに、障がい福祉に関する情報をタイムリーに掲載するように取り組んできました。 今後もアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めるとともに、わかりやすい情報提供に努めていきます。また、情報通信技術（ICT）が日々進化していることから、今後の動向を踏まえながら、適宜対応していきます。	政策総務課 福祉課

(2) 障がい福祉サービス等の充実

【現 状】

障がいのある人やその家族を支える障がい福祉サービス等の充実は、安心して地域生活をおくる上で重要なものとなります。

アンケート調査で「今後利用したいサービス」を尋ねたところ、18歳未満では「児童デイサービス」、18～39歳では「利用するつもりはない」、40～64歳以上では「相談支援」、65歳以上では「利用するつもりはない」が最も多くなっています。

また、18歳以上の視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がいでは「利用するつもりはない」、知的障がいでは「生活介護」、「移動支援」、精神障がいでは「相談支援」、「自立支援医療」、発達障がいでは「就労継続支援B型」、難病では「日常生活用具給付・貸与」、「利用するつもりはない」が最も多くなっています。

団体ピアリングでは、グループホームを利用している当事者が週末に自宅に戻った時に利用できる施設に対する要望が特に多くする要望が多くみられました。また、ホームヘルパー等の人材不足により利用できないサービスがあることもあがっています。

障がい福祉サービス等の確保にあたっては、乙訓2市1町連携のもと、各サービス提供事業者や障がい者団体等の協力を得ながら整備を進めてきました。しかし、町内でのサービス提供事業者は限られている状況にあります。

今後も乙訓2市1町連携のもと、広域でのサービス調整・確保に取り組んでいくこととなりますが、町内でもサービスが提供されるよう、事業者の確保に取り組んでいく必要があります。

今後利用したいサービス

－年齢別－

	18歳未満 (n=11)	18～39歳 (n=35)	40～64歳 (n=75)	65歳以上 (n=261)
1位	・児童デイサービス	・利用するつもりはない	・相談支援	・利用するつもりはない
2位	・短期入所	・相談支援	・利用するつもりはない	・日常生活用具の給付・貸与
3位	・自立訓練(機能訓練)	・生活介護	・自立支援医療	・移動支援
4位	・自立訓練(生活訓練)	・移動支援	・生活介護	・補装具費支給
5位	・日中一時支援	・共同生活援助	・移動支援	・生活介護 ・自立訓練(機能訓練) ・相談支援

-障がい種別-

	視覚障がい (n=10)	聴覚障がい (n=14)	肢体不自由 (n=113)	内部障がい (n=75)	知的障がい (n=25)	精神障がい (n=32)	発達障がい (n=4)	難病 (n=18)
1位	・利用するつもりはない	・利用するつもりはない	・利用するつもりはない	・利用するつもりはない	・生活介護 ・移動支援	・相談支援 ・自立支援医療	・就労継続支援B型	・日常生活用具の給付・貸与
2位	・短期入所 ・同行援護	・補装具費支給	・居宅介護	・短期入所			・短期入所 ・移動支援	・利用するつもりはない
3位	・行動援護 ・施設入所支援	・居宅介護 ・短期入所	・日常生活用具の給付・貸与	・居宅介護	・相談支援	・就労継続支援B型	・自立支援医療	・短期入所 ・居宅介護
4位	・相談支援	・施設入所支援	・補装具費支給	・相談支援	・共同生活援助	・就労定着支援	・利用するつもりはない	・相談支援
5位	・移動支援		・短期入所	・補装具費支給	・日中一時支援	・利用するつもりはない		・移動支援

【基本施策】

①障がい福祉サービス等の充実・確保

障がいのある人やその家族を支える障がい福祉サービスの確保に向け、利用者の動向やニーズを把握しながら、各サービス提供事業者や障がい者団体、乙訓2市と連携を図りながら、サービスの確保に取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
訪問系サービスの確保・充実	障がいのある人の在宅生活を支える訪問系サービスについて、乙訓2市、京都府、乙訓圏域障がい者自立支援協議会等と連携し、サービスの供給体制の確保に努めていきます。	福祉課
日中活動系サービスの確保・充実	日中における活動の場の確保に向け、乙訓2市、京都府、乙訓圏域障がい者自立支援協議会等と連携し、サービスの供給体制の確保に努めていきます。	福祉課
居住系サービスの確保・充実	障がいのある人の自立と地域移行を進めるために必要となるグループホームの確保に取り組んでいきます。 また、建築基準法や京都府のまちづくり条例により設置が難しいことがあるため、設置が円滑に進むよう、京都府に働きかけていきます。	福祉課
地域生活支援事業の充実	地域の実情に応じた事業を継続実施していきます。 特に要望の高い日中一時支援事業については、乙訓2市と連携を図りながら、サービス提供体制の拡充を図れるように、取り組んでいきます。	福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
人材の育成・確保	現在、乙訓圏域障がい者自立支援協議会にて介護職員の研修に取り組んでいます。 今後も、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や乙訓2市で連携を図りながら、人材の育成・確保に努めるとともに、職場定着に向けた方法を検討していきます。	福祉課
乙訓福祉施設事務組合事業の推進	乙訓若竹苑と乙訓ポニーの学校の運営については、乙訓2市と協力して事業の推進に努めています。また、乙訓2市と事務組合と連携を図りながら、地域の要望に応える事業を推進しています。 障がいの重度化や多様化がみられる中、乙訓圏域障がい者自立支援協議会等から上がる地域の要望や課題の解消に向け、乙訓2市、京都府、事務組合と連携し取り組んでいきます。	福祉課
民間社会福祉法人による障がい者施設に対する支援	民間社会福祉法人が運営する障がい者施設に対し、施設整備費や運営に対する補助を行い、職員の待遇と施設利用者の処遇の向上を図ってきました。 公費による補助を行っていることから事業実施効果や公益性を確保しつつ、継続して事業を実施し、よりよい福祉のまちづくりに取り組んでいきます。	福祉課

②障がい者リハビリテーションの充実強化

医療的なリハビリテーションをはじめ、障がいの受容など心理的なサポートやコミュニケーション支援、自立支援に向けた社会的なリハビリテーションなど、障がい者リハビリテーションを充実・強化し、保健・医療・福祉分野等の連携による多角的な支援を行います。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
体幹訓練特別事業	身体障がい者団体によるリハビリテーションの一環として体幹行動訓練特別事業への支援を行っていきます。	福祉課
関係機関との連携	保健所や京都府リハビリテーション支援センター（高次脳機能障害支援拠点）などと連携を図りながら、障がいのある人が継続的かつ適切なリハビリテーションが受けられるように、支援していきます。	健康課 福祉課

（３）障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応

【現 状】

障がいの重度化や多様化、障がいのある人及びその家族の高齢化が進む中、その人たちを支える仕組みづくりが必要となります。

高齢化に伴い、医療行為を必要とする障がいのある人も増えていることから、保健・医療・福祉などの様々な関係機関が連携を図りながら、支える体制を構築していく必要があります。

障がいの重度化・重複化、高齢化に対応する地域における居住の支援やサービス提供体制のあり方、専門的ケア方法の確立及び強度行動障害のある者等への適切な支援のあり方について検討することも求められています。

【基本施策】

①障がいの重度化、医療的ケアを必要とする人の支援

重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする人が地域で自立して生活していくために、保健・医療機関とも連携を図りながらケアの質・量の充実に努め、そのための職員の研修などを支援します。

また、重度訪問介護、重度障害者等包括支援などの重度の人を対象としたサービスの確保に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
保健・医療・福祉との連携強化によるケアレベルの向上	重度化、多様化している障がいに対応するため、保健・医療・福祉が連携し、各種サービスの質の向上・量の確保に努めています。 庁内関係各課との連携及び相談支援事業者・医療機関等関係機関との連携を図りながら、障がいのある人一人ひとりに合ったケアマネジメントに努めるとともに、職員研修の充実に努め、質の高い人材養成・確保を図ります。	福祉課
医療的ケアを必要とする人への支援のあり方検討	日常的に医療的ケアを必要とする人の支援について、乙訓圏域障がい者自立支援協議会と連携しながら、より具体的な支援につながるよう、体制・方法について検討していきます。	福祉課

②障がいのある人の高齢化対策の充実

障がいのある人及びその家族は高齢化の傾向にあり、ヒアリング調査においても多くみられた意見でした。

このような状況に対応するため、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画との整合性を図り、また寝たきりや認知症など加齢に伴う障がいに関する高齢者施策との連携をとり、サービスの相互利用や内容の充実に取り組みます。

また、地域包括支援センターなどと連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
高齢化の進行に対応した施策の充実	障がいのある人及びその家族の高齢化の進行とともに、将来への不安が大きな問題になっており、町内でもグループホームなどの整備をより一層進め、将来にわたり地域で安心して生活できる基盤整備を進めていきます。	福祉課
高齢者福祉計画など高齢者施策との連携強化	障がいのある人に対する施策と高齢者に対する施策との連携を強化し、障害者総合支援法と介護保険法の適用関係を適切に運用していきます。	福祉課 健康課

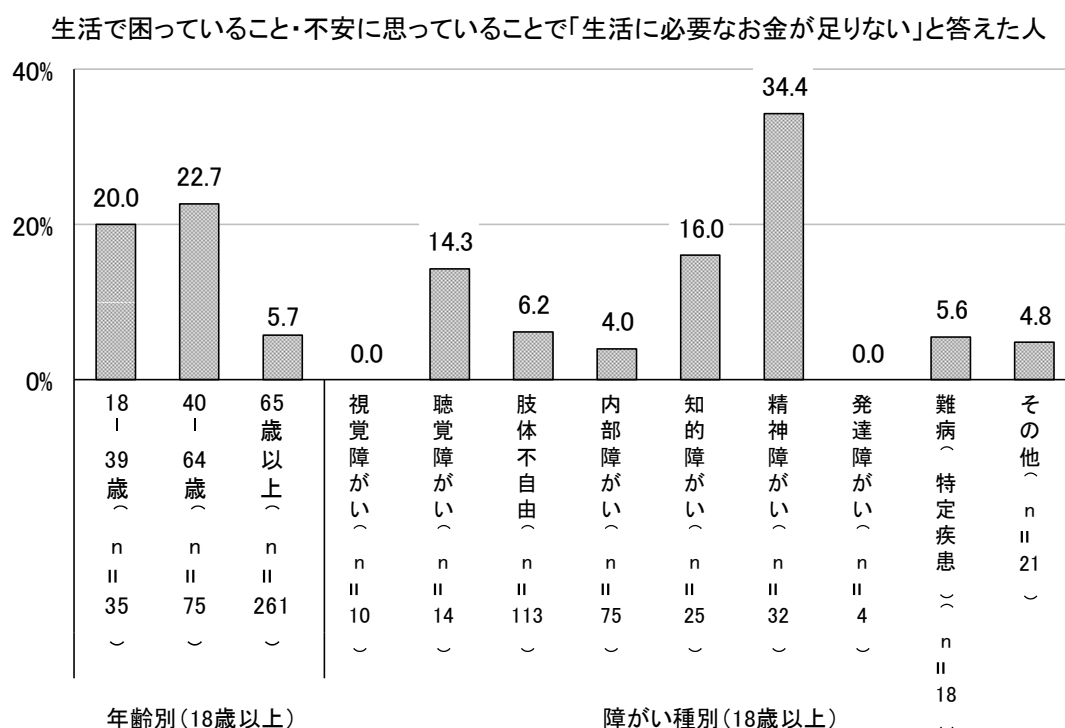
（４）生活安定のための施策の充実

【現 状】

障がいのある人が地域社会の中で自立した生活をおくるためには、生活の基盤となる所得の保障が必要となります。

アンケート調査で「生活で困っていること・不安に思っていること」を尋ねた設問で「生活に必要なお金が足りない」と答えた人は精神障害者保健福祉手帳所持者で34.4%と特に多くなっています。

障害基礎年金や特別障害者手当の支給をはじめ、医療費の負担軽減や公共交通機関の割引、税の控除や減免など、各種制度の普及・啓発に取り組んでいます。



【基本施策】

①各種年金・手当などの充実

障害基礎年金や各種手当など、経済的負担の軽減につながる各種制度の周知・啓発に取り組むとともに、京都府と連携を図りながら国に対して要望していきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
各種年金・手当の充実	障がいのある人の所得保障の柱となる制度となるよう、年金の情報提供に努めていきます。また、特別障害者手当、特別児童扶養手当などを支給しています。	健康課 福祉課
各種サービスの充実	費用負担の軽減のため、心身障害者扶養共済制度助成、福祉タクシー券、診断書料助成などを継続して実施していきます。	福祉課

②補装具・日常生活用具の給付等の実施

障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図り、社会参加を支援するため、補装具の給付や日常生活用具の給付・貸与を実施します。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
補装具の給付	障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図り、社会参加を支援するため、補装具の給付を継続して実施していきます。	福祉課
日常生活用具の給付・貸与	障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図り、社会参加を支援するため、日常生活用具の給付・貸与を実施します。	福祉課
福祉機器の展示・紹介コーナーの設置	福祉センター「なごみの郷」内に福祉用具を常設展示し、福祉機器・介護用品の普及、介護についての情報提供を継続して実施していきます。	福祉課

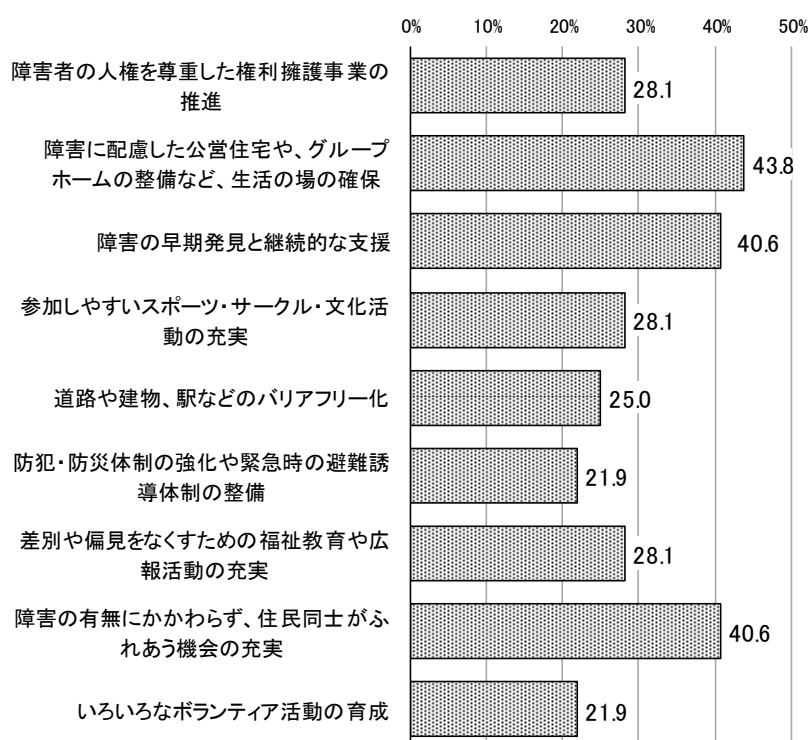
（５）精神障がい者の福祉の充実

【現 状】

アンケート調査で「住みよいまちをつくるため特に必要なこと」を尋ねた設問での精神障害者保健福祉手帳所持者の回答は「障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」が43.8%で最も多く、次いで「障がいの早期発見と継続的な支援」「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会の充実」がともに40.6%と続いています。

精神障害者保健福祉手帳所持者や精神通院医療の受給者が増えている中、精神障がい者を地域で支える仕組みづくりが必要となります。

住みよいまちをつくるため特に必要なこと【精神障害者保健福祉手帳所持者(n=32)】



【基本施策】

精神障がい者に対する支援は、医療・福祉・保健など、様々な支援が一体的に提供されることが必要なことから、関係機関と連携を図りながら、生活を支える仕組みづくりに取り組んでいきます。また、精神障がいは身近な病気であることから、精神障がいに対する理解の浸透を図ります。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
こころの健康相談体制の充実	乙訓保健所によるこころの健康相談をはじめ、保健センターでは「からだとこころの健康相談」を毎月開催しています。地域生活支援センターアンサンブルにおいても、日常生活に必要な相談に応じています。また、随時個別の相談を実施しています。 今後も相談体制の充実に努めます。	健康課 福祉課
精神障害者保健福祉手帳の周知	精神障害者保健福祉手帳制度の周知を京都府・乙訓保健所等と連携を図り、普及に努めます。	福祉課
社会適応事業への参加促進	乙訓圏域に相談支援センターが開設され、随時に相談・交流が図れる場所ができている状況にあります。 今後は、家庭支援総合センターと連携し、引きこもりの人を対象とした相談の充実に努めます。	健康課 福祉課
多職種間連携による支援体制の検討	精神障がい者を支える仕組みとして、医師や看護師、ソーシャルワーカーなど、多職種間の連携による支援体制のあり方について検討していきます。	福祉課

（６）権利擁護の推進

【現 状】

知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症の人など、判断能力が十分でない人を支えていくことがいっそう求められています。障がいのある人に対する支援として成年後見人制度利用支援事業や社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業を実施しており、継続して取り組む必要があります。

本町では、「障害者虐待防止法」（平成 23 年）を踏まえ、これまでも、障害者虐待防止一時保護事業など、障がい者虐待防止に取り組んできました。引き続き、知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症の人など、判断能力が十分でない人への支援を充実する必要があります。

【基本施策】

今後も、知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症の人など、判断能力が十分でない人の権利擁護の推進と安心できる地域生活の確保に努めます。

また、障害者虐待防止法の周知を引き続き図ります。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
成年後見人支援事業	成年後見人制度の利用が必要で、町長申し立てとなる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対し、申し立て経費や後見人等報酬の一部または全部を助成します。 今後、成年後見人制度の普及をより一層図っていきます。	福祉課
福祉サービス利用援助事業	知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者などを対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス等を大山崎町社会福祉協議会と連携して対応していきます。	福祉課
障害者虐待防止	障がい者虐待対応の窓口や体制等、適正な実施を進めていきます。	福祉課

4 保健・医療の充実

(1) 保健・医療の充実

【現 状】

本町では妊婦健康診査や乳幼児健康診査、訪問指導などの母子保健事業を始め、健康診査や健康相談等の成人を対象とした保健事業に取り組んでいます。

医療体制として、現在公的総合病院として済生会京都府病院が府下ではじめて開放型病院として承認されており、乙訓医師会との連携が強化され、訪問看護ステーションも開設されるなど、地域医療の充実が図られています。

アンケート調査で「医療を受けるにあたって困ること」を尋ねたところ、18歳未満では「通院するときに手助けしてくれる人がいない」「障がいが理由で治療を受けにくい診療科がある」、18～39歳、65歳以上では「特に困っていない」、40～64歳では「交通費の負担が大きい」が最も多くなっています。

障がい種別にみると、視覚障がいでは「専門的な治療を行う病院が身近にない」、「特に困っていない」、聴覚障がいでは「医療費の負担が大きい」、「特に困っていない」が最も多くなっています。肢体不自由、内部障がい、知的障がい、発達障がいでは「特に困っていない」が最も多くなっています。精神障がいでは「交通費の負担が大きい」、難病では「専門的な治療を行う病院が身近にない」、「専門的なリハビリができる施設が身近にない」が最も多くなっています。

また「住みよいまちをつくるため特に必要なこと」で「救急医療や障がいに対応した医療の充実」と答えた人は18歳未満で36.4%、18～39歳で42.9%、40～64歳で38.7%と多くなっています。障がい種別にみると、知的障がいでは52.0%で他の障がいより多くなっています。

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化が進むことにより、医療を必要とする人も増えてくると考えられることから、必要な医療やリハビリテーションが受けられる体制をはじめ、保健事業の推進により、障がいの早期発見等に取り組む必要があります。

医療を受けるにあたって困ること

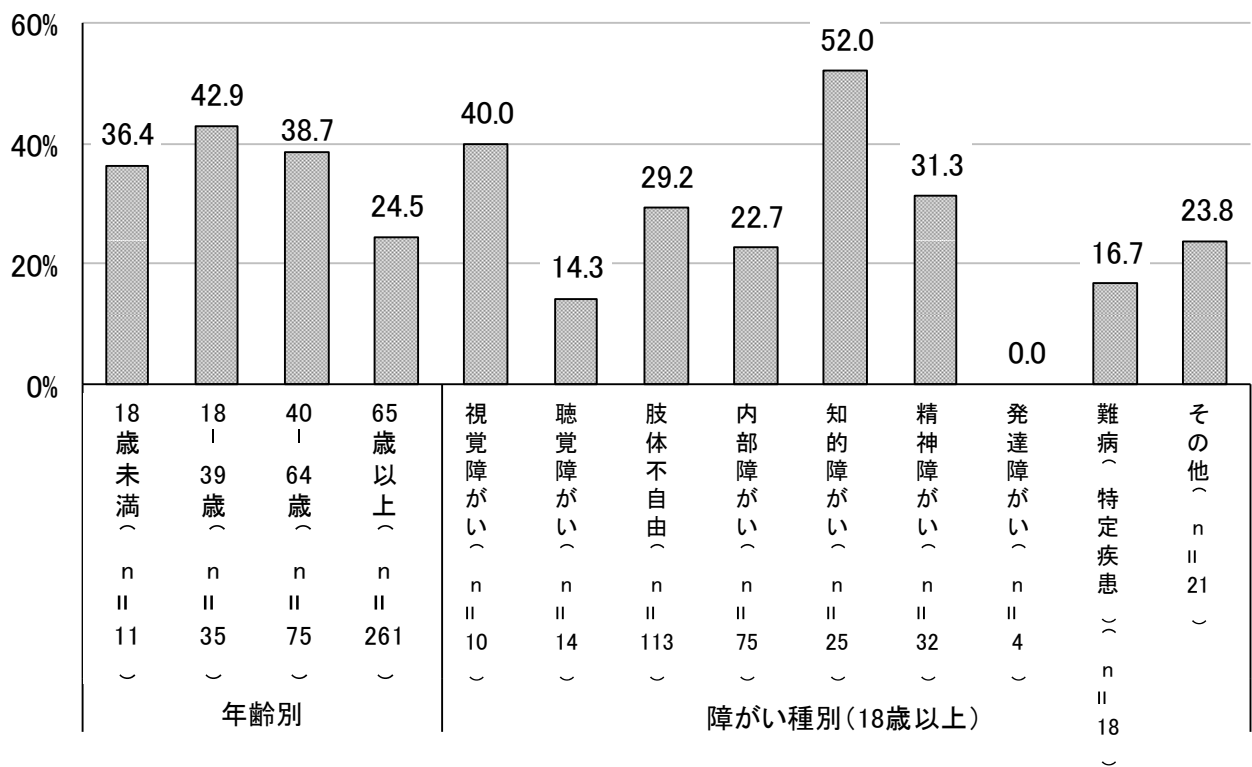
-年齢別-

	18 歳 未満 【n=11】	18～ 39 歳 【n=35】	40～ 64 歳 【n=75】	65 歳 以上 【n=261】
通院するときに手助けしてくれる人がいない	36.4	10.3	14.5	9.6
専門的な治療を行う病院が身近にない	18.2	12.8	21.0	16.5
専門的なリハビリができる施設が身近にない	18.2	7.7	17.7	16.1
ちょっとした病気やけがのときに受け入れてくれる病院が 身近にない	0.0	10.3	6.5	5.7
障がいが理由で治療を受けにくい診療科がある	36.4	5.1	12.9	5.4
気軽に診てくれる医師がいない	0.0	7.7	11.3	3.4
交通費の負担が大きい	27.3	33.3	27.4	19.9
医療費の負担が大きい	0.0	23.1	25.8	11.9
その他	9.1	5.1	6.5	5.7
特に困っていない	27.3	33.3	24.2	41.8
不明・無回答	0.0	10.3	4.8	11.9

-障がい種別-

	視覚 障がい (n=10)	聴覚 障がい (n=14)	肢体 不自由 (n=113)	内部 障がい (n=75)	知的 障がい (n=25)	精神 障がい (n=32)	発達 障がい (n=4)	難病 (特定 疾患) (n=18)	その他 (n=21)
通院するときに手助けし てくれる人がいない	0.0	0.0	10.6	5.3	12.0	9.4	0.0	11.1	4.8
専門的な治療を行う病 院が身近にない	40.0	14.3	20.4	16.0	12.0	3.1	0.0	27.8	14.3
専門的なリハビリができ る施設が身近にない	20.0	7.1	21.2	5.3	4.0	0.0	0.0	27.8	14.3
ちょっとした病気やけが のときに受け入れてくれ る病院が身近にない	0.0	7.1	7.1	4.0	0.0	12.5	0.0	0.0	4.8
障がいが理由で治療を 受けにくい診療科がある	10.0	0.0	6.2	5.3	0.0	12.5	0.0	11.1	4.8
気軽に診てくれる医師が いない	0.0	7.1	6.2	5.3	4.0	12.5	0.0	5.6	0.0
交通費の負担が大きい	20.0	14.3	21.2	16.0	16.0	28.1	25.0	22.2	14.3
医療費の負担が大きい	10.0	42.9	15.9	10.7	24.0	25.0	0.0	22.2	28.6
その他	0.0	7.1	9.7	2.7	16.0	12.5	0.0	5.6	4.8
特に困っていない	40.0	42.9	29.2	42.7	40.0	25.0	50.0	22.2	42.9
不明・無回答	0.0	0.0	13.3	14.7	12.0	15.6	25.0	11.1	14.3

住みよいまちをつくるため特に必要なことで「救急医療や障がいに対応した医療の充実」と答えた人



【基本施策】

①障がいの発生予防と早期発見

子どもの健やかな成長を図るため、母子保健事業の推進に取り組み、保健や医療にかかわる関係機関と連携を図りながら、障がいの早期発見・早期療育につながるよう取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
乳幼児・産婦の全戸家庭訪問	出産児全員の家庭を訪問し、子どもの健全な発達支援や母親の育児不安の解消を図ります。	健康課
●乳幼児健康診査 ●妊婦健康診査	乳児前期検診・乳児後期健診、1歳半健診、3歳児健診を継続して実施し、障がいの早期発見に努めます。 また、妊婦健康診査については、健診にかかる経費の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康課
発達相談	専門家である発達相談員による相談・助言を通じて、子どもの健全な発達を支援します。	健康課
転入児相談	転入届出時健康相談（乳幼児）から転入児相談へつなげ、子どもの発達状況の把握や育児相談等を実施しています。 今後も継続して実施していきます。	健康課
予防接種	疾病予防のため、予防接種事業を実施しています。 今後も継続して実施していきます。	健康課
あそびの広場 すくすく広場	子ども同士・親同士の交流、集団遊びを通じて子どもの社会性・協調性を培う「あそびの広場」と、保健師・栄養士による相談、遊び・交流の促進をめざした「すくすく広場」を継続して実施していきます。	健康課

②ライフステージに応じた保健サービスの推進

障がいのある人がそれぞれのライフステージの段階に応じて、必要な保健サービスが受けられるよう、特定健康診査をはじめとした健康診査・がん検診、健康教室等の健康づくりにかかわる事業の実施に努め、障がいの早期発見に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
特定健康診査・特定保健指導の実施	大山崎町国民健康保険加入者を対象に特定健康診査・特定保健指導を実施しています。 自分自身の健康状態を知り、生活習慣の改善を図ることにより、疾病予防、ひいては障がいの予防につながると考えられるため、受診勧奨等を行っていきます。	健康課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
健康増進事業の推進	町民の健康増進を図る健康教室や健康相談、がん検診など、各種健康増進事業の推進により、障がいの発生予防に努めます。 【主な健康増進事業】 ○健康教室 ○健康相談 ○各種がん検診 ○骨密度測定 ○栄養相談	健康課
ほけんセンターだよりの発行	町民の健康増進に対する意識を高めるため、保健事業のお知らせ・健康情報啓発を目的とした「ほけんセンターだより」を発行しています。 今後も継続して実施していきます。	健康課

③障がいのある人に対する医療の整備・充実

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化が進んでいることにより、医療を必要とする人も増えてくると考えられることから、医師会・歯科医師会をはじめ、医療機関と連携を図りながら、必要な医療が受けられる体制づくりに努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
医療体制の充実	身近なところで必要な医療が受けられるよう、京都府と連携を図りながら、医療体制の充実に努めるとともに、障がいのある人に対する医療について、各種医療機関に周知・啓発を図りながら、医療が受けやすい体制づくりに取り組んでいきます。	健康課 福祉課
かかりつけ医の普及・啓発	障がいのある人が身近な地域で必要な医療を受けることができるよう、かかりつけ医の普及を図るとともに、障がい者医療に対して理解が得られるよう、取り組んでいきます。	福祉課
障がい児・者に対する歯科診療	障がい児・者に対する歯科診療所は、京都市内で1カ所という状況にあるため、歯科診療所に対して理解を促し、受けやすい体制づくりに努めます。	健康課

④医療費助成制度の充実

医療費の負担軽減については、精神障害者保健福祉手帳所持者において特に多い要望となっています。

障がいのある人の医療費の負担軽減を図るため、各種医療費助成制度の普及に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
自立支援医療の 給付	身体障がい者の日常生活能力や職業能力を回復、改善、進行を防ぐことを目的に医療給付（更生医療）を行っています。 今後も本事業の周知・啓発に取り組むとともに、未熟児療育医療の交付を京都府と連携して対応していきます。	福祉課 健康課
福祉医療の給付	重度心身障がい児・者が保険による医療を受けた場合、保険給付の残りの額の自己負担分（入院給食に係る自己負担分を除く）を補助しており、利用者は年々増えている状況です。 京都府補助部分の対象範囲の拡大が課題であり、京都府でのワーキングチーム等の検討結果を踏まえ、範囲の拡大等を検討していきます。	福祉課
重度心身障害老人 健康管理事業	重度の心身障がいのある後期高齢者などを対象に、健康保持に係る指導を受けた場合に、その健康管理に要した費用（高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金に相当する額）を補助しています。 高齢化に伴い、利用者や医療費の増加が予測されるため、継続して実施していきます。	福祉課

⑤地域リハビリテーションの推進及び支援体制の充実

障がいのある人が身近な地域や家庭において自立した生活が送れるよう、京都府や保健所、医療機関等と連携しながら、リハビリテーション体制の充実を図り、継続的かつ適切なリハビリテーションが受けられるよう、取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
関係機関との連携（再掲）	保健所や京都府リハビリテーション支援センター（高次脳機能障害支援拠点）などと連絡調整、連携を図りながら、障がいのある人が継続的かつ適切なリハビリテーションが受けられるように、支援していきます。	健康課 福祉課
体幹訓練特別事業（再掲）	身体障がい者団体によるリハビリテーションの一環として体幹行動訓練特別事業への支援を行っていきます。	福祉課

⑥難病保健・福祉対策の推進

難病患者に対する医療費の助成や保健所における医療相談、患者・家族の交流会などの充実とともに、居宅生活支援事業の実施など、保健所をはじめとする京都府、乙訓医師会などの関係機関との連携を図りながら福祉施策を検討していきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
居宅生活支援事業	介護保険非該当の難病患者（成人）に対する、居宅支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所事業、日常生活用具給付事業）を継続して実施していきます。	福祉課
連携体制の強化	難病患者の地域生活を支援するため、府に保健・医療・福祉等の関係機関の連携を図り、一体的にサービスが提供されるよう、取り組んでいきます。	健康課 福祉課

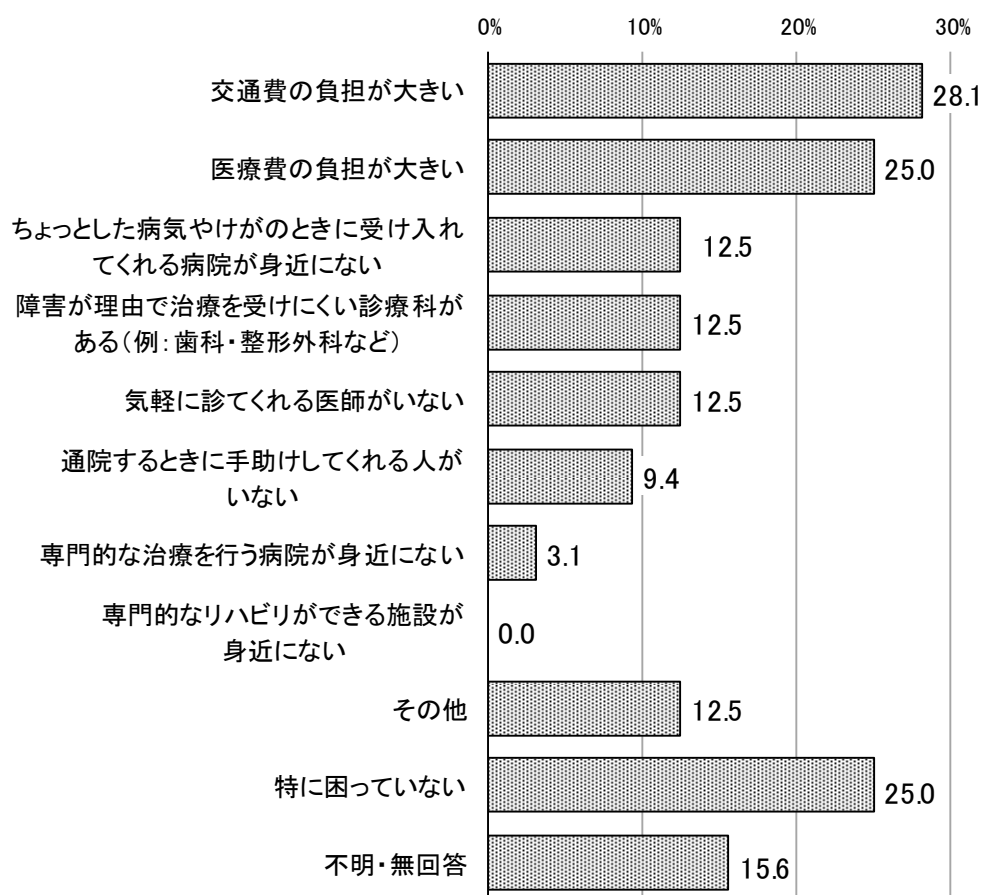
(2) 精神保健、医療施策の推進

【現 状】

アンケート調査で「医療を受けるにあたって困ること」を尋ねたところ、精神障害者保健福祉手帳所持者は「交通費の負担が大きい」が28.1%（前回調査45.5%）で、「医療費の負担が大きい」が25.0%（前回調査36.4%）と、前回調査より回答割合が減少していますが、上位の項目はかわっておらず、経済的な負担を感じていると回答する人が多くなっています。

精神障がい者が年々増えている状況にある中、必要な医療・保健が受けられる体制づくりが必要です。

医療を受けるにあたって困ること【精神障害者保健福祉手帳所持者(n=32)】(再掲)



【基本施策】

精神障がい者に対する保健・医療に関する事業・施策の推進を図り、各関係機関と連携を図りながら必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりに取り組んでいきます。また、自殺防止やうつ予防に向け、相談体制の充実に取り組みます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
精神保健に関する啓発事業	「ほけんセンターだより」に精神保健福祉月間・自殺予防週間等に関連した記事を掲載し、うつ状態等の早期発見・早期相談につながるよう啓発活動を実施しています。 今後も継続して実施していきます。	健康課 福祉課
自殺防止やうつ防止に向けたこころの健康相談の充実	乙訓保健所によるこころの健康相談をはじめ、「ほけんセンターだより」を通じてこころの健康に関する周知・啓発に取り組むとともに、ストレス状態を自己チェックできる「こころの体温計」をホームページに掲載しています。また、地域生活支援センター「アンサンプル」においても日常生活に必要な相談に応じています。 今後も、自殺防止やうつ病の予防に向け、様々な相談機関の周知・啓発に取り組むとともに、各相談機関と連携を図った相談体制の充実に努めます。	健康課 福祉課
訪問指導の充実	精神疾患の人に対して訪問指導を行っています。 保健師等の人材の確保に努め、相談・訪問指導の充実に努めます。	健康課 福祉課
医療サービスの充実	長岡病院や西山病院が行っている精神科デイ・ケア、デイ・ナイト・ケア、訪問看護ステーションによる訪問看護など、各関係機関と連携を図っていきます。	健康課 福祉課
多職種間連携による支援体制の検討（再掲）	精神障がい者を支える仕組みとして、医師や看護師、ソーシャルワーカーなど、多職種間の連携による支援体制のあり方について検討していきます。	福祉課

5 生活環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

【現 状】

障がいのある人が地域において安心・安全・快適に生活できるよう、生活環境の整備を進める必要があります。

アンケート調査で「外出時に困ること」を尋ねたところ、18 歳未満では「駅で切符の買い方がわからない」、「お金の計算ができない」、「外出の際の介助を頼める人がいない」、18～39 歳では「お金の計算ができない」、40 歳以上では「道路や建物・駅に段差が多い」が最も多くなっています。

また、「住みよいまちをつくるため特に必要なこと」で「道路や建物、駅などのバリアフリー化」と答えた人は、18 未満で 45.5%、40 歳以上においても 20%～30%台と多くなっています。

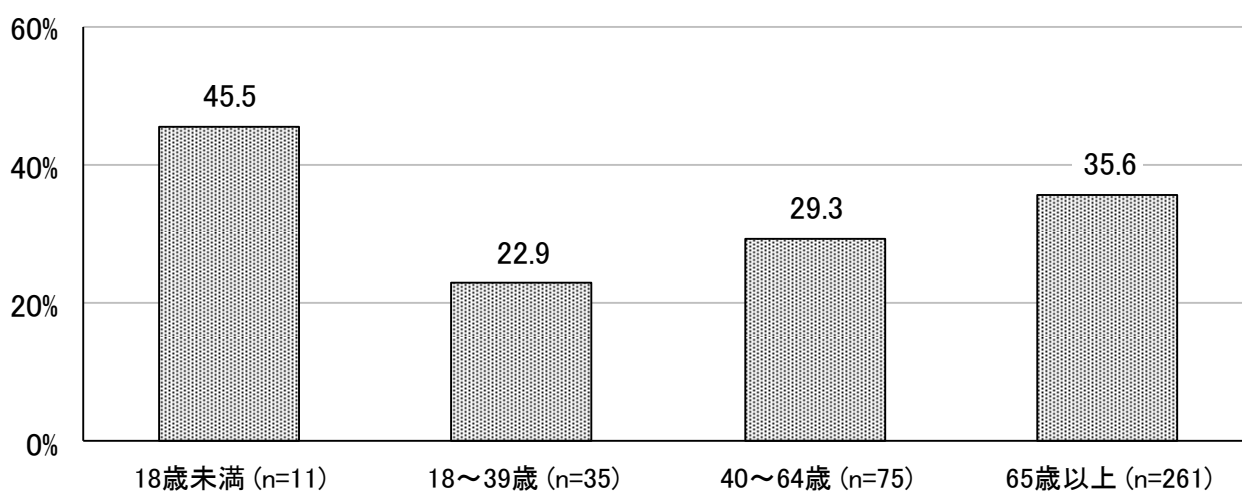
ヒアリング調査では、JR 山崎駅に昇降設備がないのは、車椅子利用者をはじめ、多くの人の外出を億劫にさせているなどの意見も出ています。

今後も、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した生活環境の整備が必要です。また、各種移動支援に関するサービスの確保に取り組む必要があります。

外出時に困ること

	18 歳未満 【n=11】	18～39 歳 【n=35】	40～64 歳 【n=75】	65 歳以上 【n=261】
道路や建物・駅に段差が多い	27.3	14.3	26.7	37.9
歩道が通りにくい	27.3	25.7	24.0	31.8
エレベーターが少ない	18.2	17.1	21.3	25.7
音の出る信号機が少ない	0.0	2.9	2.7	4.6
点字ブロックが少ない	0.0	2.9	1.3	1.9
案内表示（標識）がわかりにくい	27.3	0.0	5.3	3.8
バス停や駅までの移動手段がない	27.3	17.1	20.0	20.3
駅で切符の買い方がわからない	36.4	25.7	6.7	3.4
お金の計算ができない	36.4	34.3	8.0	1.9
バスの乗り降りがむずかしい	0.0	8.6	14.7	18.4
障害者用トイレがない	9.1	11.4	12.0	11.1
障害者用の駐車スペースがない	0.0	14.3	9.3	13.4
外出の際の介助を頼める人がいない	36.4	22.9	12.0	10.0
外出したときに周囲の人の目が気になる	27.3	22.9	9.3	2.3
気軽に休めるベンチなどが少ない	9.1	25.7	24.0	35.2
その他	9.1	5.7	12.0	8.4
特にない	9.1	14.3	24.0	17.2
不明・無回答	0.0	0.0	10.7	8.4

住みよいまちをつくるため特に必要なことで「道路や建物、駅などのバリアフリー化」と答えた人



【基本施策】

①人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人や高齢者、子どもなど、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
「京都府福祉のまちづくり条例」の普及	「京都府福祉のまちづくり条例」の啓発を行い、障がいのある人への理解を深めています。また、適切な開発指導により、開発者に必要なバリアフリー化に対する協力を求めています。	建設課 福祉課
広報・啓発による意識の向上	迷惑駐車や放置自転車などに対する意識の向上をめざし、「広報おおやまざき」などで広報・啓発を行っています。 引き続き、町民の意識の向上をめざして、広報・啓発に努めていきます。	経済環境課 政策総務課
交通安全教室の開催	警察などと連携して全国交通安全運動にあわせ交通安全教室を開催し、障がいのある人への配慮を含め交通安全教育に努めます。 また、障がいのある人・子どもへの交通安全教育のあり方について検討していきます。	経済環境課

②社会生活の場の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「京都府福祉のまちづくり条例」、本町のバリアフリー基本構想に基づき、町内の建築物、道路、公園等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めていきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
公共施設の整備促進	大山崎町バリアフリー基本構想（大山崎町建築物特定事業計画）に基づき点字ブロック、オストメイト、車いす駐車表示などを整備していますが、自治会管理の小規模な集会施設についてはバリアフリー化が十分に図れていない状況にあります。 公共施設の新設、改修にあたっては、京都府福祉のまちづくり条例に基づき、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を引き続き推進していきます。	政策総務課
民間施設の整備促進	大山崎町開発行為等に関する指導要綱に基づき、開発行為等の事前協議を行う際、バリアフリー化を図るよう整備の協力を要請するとともに、京都府福祉のまちづくり条例の普及・啓発に努めていきます。	関係各課
道路整備事業	歩道の段差の解消や道路幅の確保に努め、安全で快適な日常生活が送れるように道路整備を順次、推進しています。	建設課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	既設のマウンドアップ型歩道の段差改良を引き続き行うとともに、府道における狭い歩道区間の改良及び歩道未設置区間での整備を要望していきます。また、大山崎町バリアフリー基本構想に基づき、事業を進めていきます。	
公園整備事業	地域住民のふれあいや憩いのスペースなどの整備を進めています。 また、開発行為等では、適切な開発指導により設置される公園のバリアフリー化を進めていきます。	建設課
迷惑駐輪放置自転車対策事業	駅周辺の自転車等放置禁止区域においては、巡回パトロールや撤去を行い、放置禁止の啓発に努めるとともに、障がいのある人の駐輪場の利用について利用料金を減額（設定）しています。 今後も継続的に自転車利用者へマナーアップを呼びかけます。	経済環境課
投票の利便性の向上	在宅郵便投票制度を活用し、また各投票所に車いす用の記載台やスロープ・簡易スロープ・点字の氏名掲示を備え、投票の利便を図っています。 今後は、投票所内の段差解消及び点字対策の充実を図っていきます。	政策総務課

③住まいの場の確保

障がいのある人の住まいを確保するため、グループホームの整備を乙訓2市、サービス提供事業者等と連携を図りながら確保に努めるとともに、府営住宅のグループホーム等への活用を京都府へ要望していきます。また、設置にあたって建築基準法や京都府福祉のまちづくり条例が障壁となる場合があることから、民間住宅を活用したグループホームの事業実施にあたっては条例の適用除外を求めています。

さらには在宅生活を継続できるよう、住宅改造助成事業を継続して実施し、負担軽減に取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
居住系サービスの確保・充実（再掲）	障がいのある人の自立と地域移行を進めるために必要となるグループホームは要望も高かったことから、できるだけ早くに確保できるよう、取り組んでいきます。 また、建築基準法や京都府のまちづくり条例により設置が難しいことがあるため、設置が円滑に進むよう、京都府に働きかけていきます。	福祉課
府営住宅優先入居事業	障がいのある人に対して、経済状況を支援するために、府営住宅に優先的に入居できるよう、努めていきます。	福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	また、府営住宅のグループホーム等への活用について、京都府へ要望していきます。	
住宅改造助成事業	障がいのある人が日常生活における自立の促進や事故の防止、介護者の負担軽減などを図るため、住宅改修の費用に対する助成を今後も継続して実施していきます。	福祉課

④移動条件の整備

地域生活支援事業における移動支援事業の実施や自動車改造の助成、福祉タクシー事業の推進を図るとともに、駅舎や道路のバリアフリー化を進め、障がいのある人が移動しやすい環境整備、支援に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
駅舎等の整備 (バリアフリー)	大山崎町バリアフリー基本構想に基づき、エレベーター、多機能トイレ等の整備を進めており、阪急大山崎駅については平成23年3月にバリアフリー化が完了しました。 JR 山崎駅は未整備の状況にあるため、早急に着工できるよう、促していきます。	政策総務課 建設課
移動支援対策の充実	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため自動車の改造助成、自動車運転免許取得教習費の助成、福祉タクシー事業などの移動を支援する施策の充実に努めています。 障がいのある人の移動支援対策の充実に努めます。 また、社会福祉法人やNPO等が自家用自動車を使用して、障がい者等の移送を行う福祉有償運送の実施に向けて検討・協議を行う協議会の設置に向けて、乙訓2市と連携して対応していきます。	福祉課

（２）情報・コミュニケーション支援

【現 状】

本町では文字拡大、ルビ振り機能、色覚特性や視力の弱い人に配慮したホームページを作成（アクセシビリティ化）するとともに、障がい福祉に関する情報をタイムリーに掲載するように取り組んできました。

また、コミュニケーション支援として、手話通訳者・要約筆記者の派遣をはじめ、朗読ボランティアによる声の広報等を発行しています。

ヒアリング調査では、健康診断などでのコミュニケーション保障（知的障がいのある人向け）はまだ不十分という意見や災害時の避難計画などへの情報アクセスがむずかしい、また、様々な情報に対して、必要としている人がアクセスできるよう、障がい特性に応じた工夫が必要などの意見が出ています。

特に、災害や避難にかかわる情報は、安心・安全に直接結びつくため、早急にアクセシビリティを高める必要があります。

【基本施策】

①情報提供の充実

障がいの種類にかかわらず、誰もが必要な情報を入手できるよう、様々な媒体を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。

また、日々情報通信技術（ICT）が日々発展していることから、それらに適宜対応していくとともに、誰もが利用しやすいホームページの作成に継続して取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
ホームページを活用した情報提供（再掲）	文字拡大、ルビ振り機能、色覚特性や視力の弱い人に配慮したホームページを作成（アクセシビリティ化）するとともに、障がい福祉に関する情報をタイムリーに掲載するように取り組んできました。 今後もアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めるとともに、わかりやすい情報提供に努めていきます。また、情報通信技術（ICT）が日々進化していることから、今後の動向を踏まえながら、適宜対応していきます。	政策総務課 福祉課
電光掲示板の整備	障がいのある人の社会参加の促進、災害など緊急時の情報提供手段として、公共施設などに電光掲示板の整備を呼びかけていきます。	政策総務課
各種情報通信機器への対応	障がいのある人がFAXの利用を希望される際、役場、公民館等のFAXを利用できるようにしています。 近年、聴覚障がい者のコミュニケーション方法として、FAX	政策総務課 福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	に加え携帯電話のメール機能の活用が増加しており、平成 23 年度より町福祉課に携帯電話を設置しました。 日々、情報通信技術（ICT）が進展しているため、各種情報通信機器対応できるよう、体制を整えていきます。	

②コミュニケーション支援

聴覚や言語機能、音声機能など、意思疎通を図ることに支障のある人に対して、手話通訳や要約筆記を派遣するコミュニケーション支援事業の充実を図ります。

また、朗読ボランティアや視覚・聴覚の障がい者団体と連携し、情報提供・コミュニケーション体制の充実を図ります。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
コミュニケーション支援事業の充実	地域支援事業におけるコミュニケーション支援事業の充実を図り、聴覚障がい者の社会参加の促進を図ります。	福祉課
要約筆記者の養成	コミュニケーション支援事業の充実を図るため、要約筆記者の養成を乙訓 2 市 1 町共同で行っていきます。	福祉課
重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	重度障がい児者が、発語困難等により入院時に医療従事者との意思疎通を十分に図ることが出来ない場合に、本人との意思疎通に熟達した指定障がい福祉サービス事業者等の従業者をコミュニケーション支援員として派遣し、医療従事者との意思疎通を図ります。	福祉課

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

【現 状】

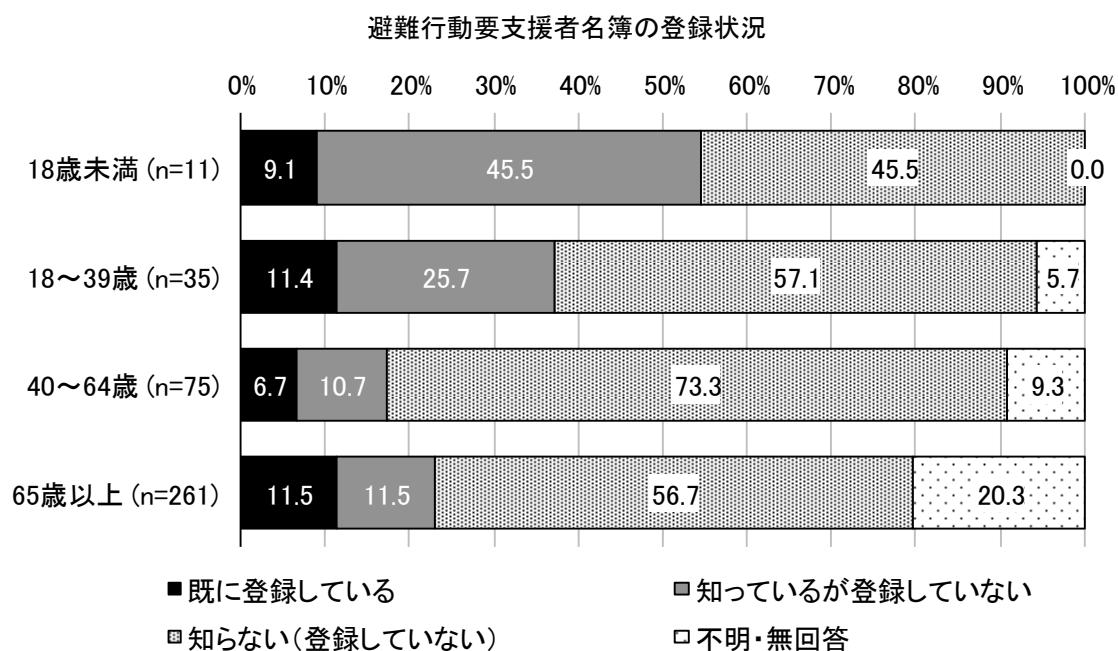
本町では、大規模地震等災害発生時に障がいのある人や高齢者の安否確認、避難支援などを円滑に行うため避難行動要支援者名簿の作成と活用・啓発に努めています。

アンケート調査で「避難行動要支援者名簿の登録状況」を尋ねたところ、「既に登録している」は18歳未満で9.1%なっていますが、18歳以上の年代では6.7%～11.5%となっており、多くの人は「知らない(登録していない)」と答えています。

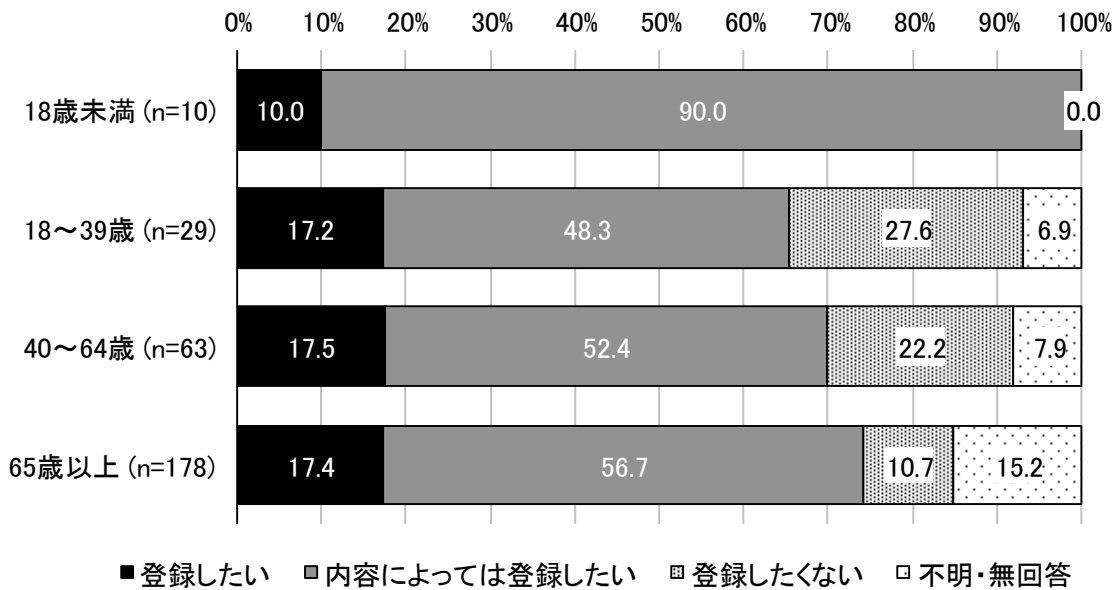
登録していない人に「避難行動要支援者名簿の登録意向」を尋ねたところ、18歳未満では10.0%が「登録したい」と答えており、その他の年代でも17%程度の人が「登録したい」と答えています。18歳以上では「内容によっては登録したい」も合わせると約6～7割の人が登録意向を持っています。

また、「災害発生時に一人で避難できるか」を尋ねたところ、18歳未満では「一人では判断できないし、避難もできない」が45.5%、18歳以上では56.7%～73.3%となっています。

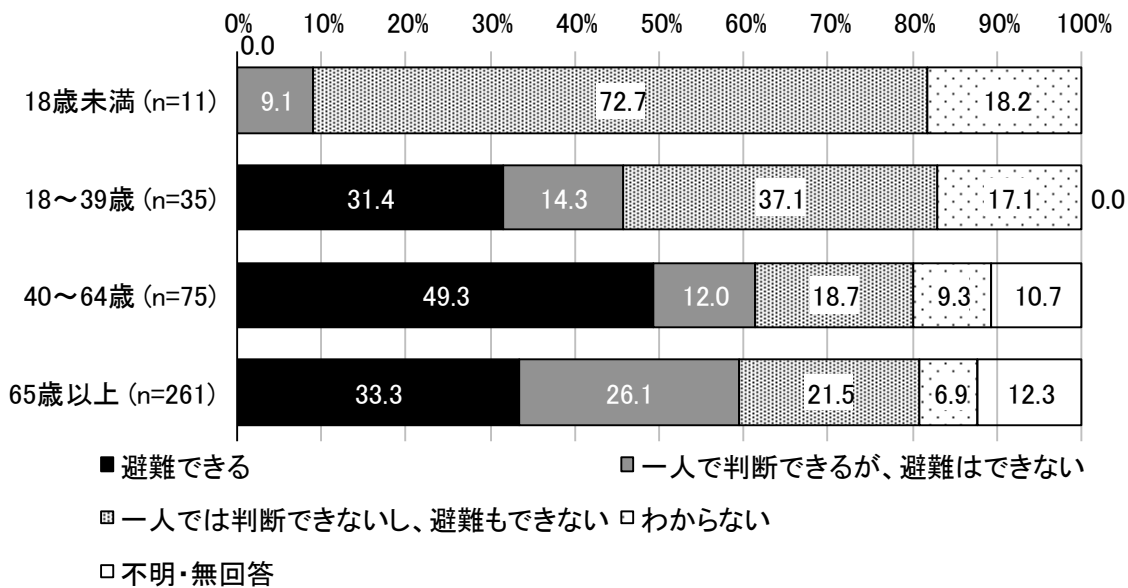
ヒアリング調査では、100人も避難者が集まるところでは、パニックを起こすこともあり、災害時、避難所で過ごすことが困難という意見も出ています。



避難行動要支援者名簿の登録意向（登録していないと答えた人）



災害発生時に一人で避難できるか



【基本施策】

①障がいのある人に配慮した防犯・防災対策等の推進

障がいのある人が災害時に円滑に避難できるよう、地域・消防と連携を図った避難体制の強化を図るとともに、避難行動要支援者名簿の作成と活用・啓発を図り、災害時要援護者の把握に努めます。障がい特性に応じた二次的な避難場所の確保について、乙訓2市、乙訓消防本部と検討を重ねていきます

また、障がいのある人が犯罪や消費被害等にあわないよう、防犯体制の強化と消費者犯罪について、周知・啓発を進めていきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
防犯環境の整備	犯罪や事故を未然に防ぐため、防犯灯を設置するなど、夜間における防犯意識の向上を図るとともに、職員によるパトロールも実施しています。 今後も継続して実施していくとともに、開発行為等で形成された新たな市街地には、適切な開発指導により防犯等の新設を進めていきます。	建設課
防災体制の強化	庁内の防災体制の確立を図るとともに、「大山崎町地域防災計画」に基づいた総合的な防災体制の強化を図ります。 また、緊急時に正確な情報を迅速に町民や関係機関に伝達する防災通信網の整備・充実を図ります。	政策総務課
避難行動要支援者名簿の作成・活用・啓発	大規模地震等災害発生時の安否確認、避難支援などを円滑に行うため避難行動要支援者名簿の作成・活用・啓発に努めます。 また、要支援者の個別計画の作成に取り組んでいきます。	政策総務課 福祉課
防火訪問事業	要支援者（要配慮者）が居住する住宅を対象に、重点的に防火診断を実施するとともに、住宅用防災機器等の設置促進を図る事業です。 本事業を推進するため、民生委員・児童委員との連携を図るとともに、避難支援プランの共有化について、検討していきます。	乙訓消防
自主防災組織の育成	近年町内で自主防災組織の設立がされているものの、平成29年4月1日現在、町内の自主防災組織数は23団体です。 今後も、自主防災組織の育成に取り組んでいきます。	政策総務課
緊急通報システム	乙訓消防組合では、高機能消防指令センター設備の受信システムに、聴覚・言語等の障がいにより音声による119番通報が困難な人への通報手段として、FAXの設置や携帯電話のウェブ利用119番システム（「こころくんシステム」）を導入しています。 これら緊急通報システムの普及・啓発に努めます。	乙訓消防 福祉課
消費トラブルの防止	京都弁護士会による無料法律相談や専門相談員による消費生活相談を行っています。 今後も継続して実施するとともに、相談窓口の充実を図ります。また、成年後見制度を活用し、実際に被害にあった場合に問題が解消されるよう、取り組んでいきます。	政策総務課 経済環境課
AEDの設置促進	町内公共施設や民間施設におけるAEDの設置促進を図り、救命率の向上を図ります。また、救急フェアを通じてAEDを用いた救急蘇生法の講習会を乙訓2市、乙訓医師会、乙訓保健所と連携しながら実施していきます。	政策総務課 健康課
命のカプセルの普及	命のカプセルは急病時等に備えて、あらかじめ医療情報の入った容器を冷蔵庫に保管し、救急隊員がそれに基づき適切な医	福祉課

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
	療機関に搬送し、的確な救命処置に役立てるものです。 命のカプセルの普及に努めます。	
情報伝達手段の確保	災害発生時に要支援者に確実に緊急情報を届け、適切な避難行動を促すために、民生委員・児童委員や自主防災組織と連携し、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画作成を推進します。個別計画には情報伝達、避難支援、安否確認の視点を盛り込みます。	政策総務課 福祉課

②知識の普及

障がいのある人が安心して安全に生活できるように、関係機関と連携を図りながら防犯・防災に関する知識の普及や啓発に努めます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
防犯意識の高揚	すべての町民が安全で平穏な生活を送れるように、防犯意識の高揚と地域における防犯体制の確立をめざしています。 防犯体制及び防犯設備に課題があるため、防犯推進協議会の活動を活発化することにより、さらなる防犯意識の高揚と地域の自主的活動の推進を図っていきます。	政策総務課
防犯・防災に関する知識の普及	自主防災組織や自治会が開催する防災訓練や出前講座などにおいて、地域の障がいのある人への情報提供、支援の呼びかけを積極的に行い、防犯・防災に関する知識の普及・啓発を進めます。	政策総務課
福祉施設等における防火啓発指導	要支援者が利用する対象物は、緊急時における初期活動の良否によって被害状況が大きく変わるため、対象施設の査察及び防火訓練、防火指導等を行います。 また、自主防災組織、自治会等の消防訓練、防火講演等を通じて、防火、防災に関する知識の普及・啓発を図るとともに地域の要支援者への支援協力を啓発します。	乙訓消防 政策総務課

6 雇用・就労の促進

(1) 一般就労の促進

【現 状】

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、環境づくりが求められています。

本町では、しょうがい者就業・生活支援センター「アイリス」が、障がいのある人が、その人らしく働き、生活していけるよう、雇用・福祉・行政の関係機関と連携して相談・助言・職場実習の橋渡しをするとともに、「就業支援」と「生活支援」の2つの柱をもとに支援を行っています。

アンケート調査で「日常の過ごし方」で「仕事をして収入を得ている」「施設・共同作業所などに通っている」と答えた人に「現在の働き方」を尋ねたところ、18～39歳は「施設・共同作業所」、40～64歳は「正社員」、65歳以上では「パート、アルバイト、臨時雇用」が最も多くなっています。

また、「働くために望むこと」を尋ねたところ、「職場の人に障がいを理解してほしい」「通勤時間や日数などを柔軟にしてほしい」「仕事の相談や紹介の窓口を充実してほしい」が多くなっています。

企業に対して障がい者雇用に対する周知を図る一方で、就労に関する各関係機関が連携を図りながら、働ける場を確保していく必要があります。

現在の働き方（「仕事をして収入を得ている」「施設・共同作業所などに通っている」と答えた人）

	18～39 歳 【n=20】	40～64 歳 【n=39】	65 歳以上 【n=16】
正社員	10.0	28.2	6.3
パート、アルバイト、臨時雇用	10.0	23.1	31.3
自営業	5.0	0.0	25.0
内職	0.0	0.0	6.3
施設・共同作業所	50.0	17.9	0.0
就労移行支援	5.0	0.0	0.0
就労継続支援A型	0.0	5.1	0.0
就労継続支援B型	15.0	15.4	0.0
その他	0.0	7.7	6.3
不明・無回答	5.0	2.6	25.0

働くために望むこと

	18～39 歳 【n=35】	40～64 歳 【n=75】	65 歳以上 【n=261】
仕事の相談や紹介の窓口を充実してほしい	37.1	33.3	4.2
社会に出て働くための指導や訓練を充実してほしい	22.9	14.7	3.8
通勤時間や日数などを柔軟にしてほしい	25.7	29.3	5.7
働き始めたあとも慣れるまでの期間、指導を続けてほしい	34.3	21.3	1.9
職場の人に障がいを理解してほしい	48.6	42.7	2.7
職場に障がい者用の設備を整えてほしい	14.3	9.3	3.1
仕事帰りに就労について語り合えるサロンのような場所	17.1	10.7	3.4
その他	14.3	9.3	16.1
不明・無回答	14.3	21.3	72.4

【基本施策】

一般企業に対して、障がい者雇用に対する理解の促進を障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携を図りながら取り組んでいきます。

また、一般就労の促進に向け、職業相談や職業訓練、職場定着に向けた各種支援策の充実を関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
企業などに対する啓発の促進	乙訓圏域の一般企業に対して障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、障害者就業・生活支援センターを中心にハローワークや青年会議所と連携を図りながら、周知・啓発を図り、障がいのある人の就労促進に努めていきます。 また、乙訓圏域障がい者自立支援協議会と連携しながら、障がい者雇用を推進する情報誌や講演会等を企画し、乙訓圏域の一般企業に啓発を行っていきます。	福祉課 経済環境課
各種助成制度の周知	事業主や事業主の団体が障がいのある人を新たに雇い入れたり、職場設備の改善をしたりする場合に支給される各種助成制度の周知・啓発を行い、障がい者雇用の促進を図ります。	経済環境課 福祉課
職業相談の充実	しょうがい者就業・生活支援センター「アイリス」やハローワークと連携し、就労後のフォローアップも含め職業相談の充実を図ります。 しょうがい者就業・生活支援センター「アイリス」の啓発に取り組んでいきます。	福祉課
職業リハビリテーションの推進	京都府で実施している職業訓練・能力開発等の事業を紹介するなど、京都府と連携を図り、職業リハビリテーションの充実に努めます。	福祉課

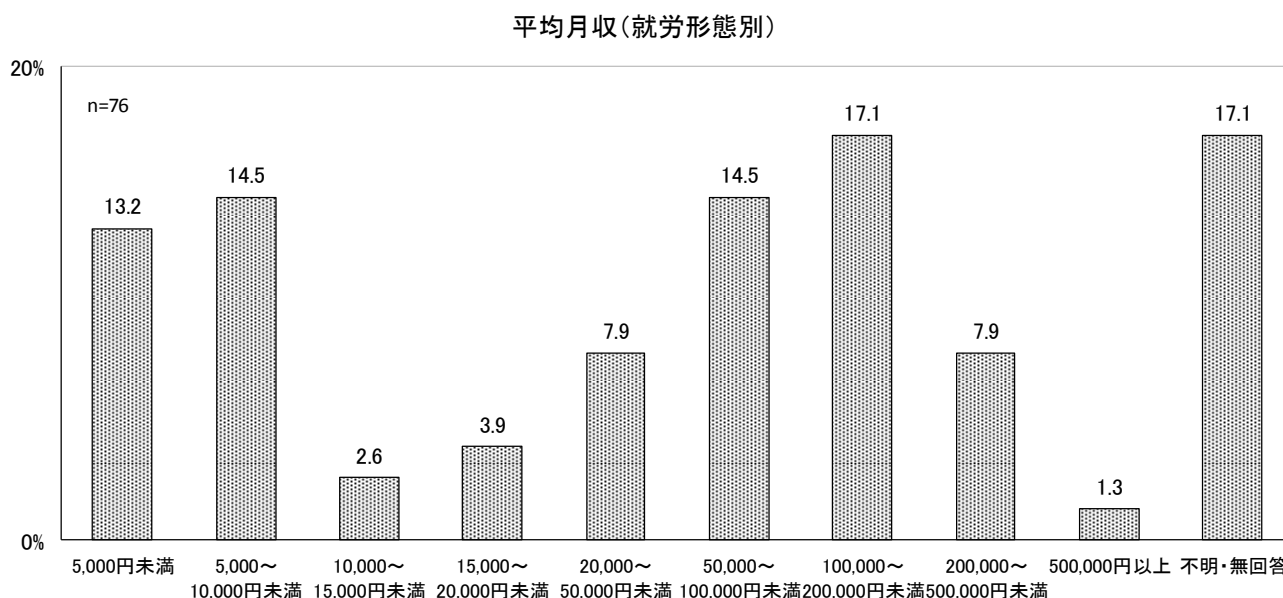
（２）福祉的就労の充実

【現 状】

一般就労が難しい障がいのある人の働く場として、福祉的就労の場も確保していく必要があります。アンケート調査で「平均月収」をみると、「100,000～200,000 円未満」が最も多く、次いで、「5,000～10,000 円未満」、「50,000～100,000 円未満」が多くなっています。福祉的就労の人の半数以上が 10,000 円未満となっており、全国的にも福祉的就労の賃金は低い状況ですが、本町の福祉的就労の人も賃金が低い状況にあります。

団体ヒアリングにおいても、働く場が少ない、工賃が低いという意見が多数ある中、施設職員の不足や高齢化に対する意見もみられました。

障がいのある人の日中活動の場として、福祉的就労は必要なもので、障がいのある人が増えている中、サービス提供事業者の確保は重要です。また、福祉的就労における工賃アップについても取り組む必要があります。



【基本施策】

一般就労が困難な人の働く場として、就労移行支援や就労継続支援 A 型・B 型など、福祉的就労の場の確保に向け、乙訓 2 市や障がい者団体、サービス提供事業者と連携を図りながら、取り組んでいきます。

また、工賃アップに向け、授産品の優先購入や販路拡大に向け、事業者と連携を図りながら取り組んでいきます。

事業名	事業内容、今後の取り組み	所管
福祉的就労施設の充実	就労継続支援B型事業者など、福祉的就労の場の確保・拡充に向け、障がい者団体、サービス提供事業者と連携を図りながら、取り組んでいきます。 また、関係機関と連携を図りながら、福祉的就労から一般就労へのステップアップや工賃アップに向けた支援体制について協議・検討を重ねていきます。	福祉課
やまびこに対する支援	大山崎共同作業所は地域活動支援センター「やまびこ」へ移行し、本町では全面的に活動を支援しています。 今後も継続して実施していきます。	福祉課
授産品の購入協力の促進	やまびこでの授産品であるクッキーについては、町主催行事や障がい者関係団体主催行事等で利用するなど、購買の向上に寄与しています。 クッキー販売が利用者の工賃収入に直結しているため、引き続き購入協力を行うとともに、販路拡大に向け、新たな商品の開発や生産性の向上などについて、ともに考えていきます。	福祉課

第3編

第5期障がい福祉計画及び

第1期障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の考え方

障がい福祉計画は、本町の障がい者施策の基本となる「障がい者（児）基本計画」の障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込みを示した計画です。

そのため、障がい者（児）基本計画の基本理念である「共につくる福祉のまちをめざして」を障がい福祉計画においても基本理念とし、障がいのある人・子どもが安心して暮らせるまちづくりをめざしていきます。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」で、障害者基本法の基本理念に則り、平成29年度に示された国の定める基本指針に即し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を示す計画です。

また、平成28年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村は「市町村障害児福祉計画」を定めるものとされました。本町では「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」を「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」（平成30年度から32年度まで。以下では「障がい福祉計画」といいます。）として一体的に策定するものです。

2 計画の期間

障がい福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年計画です。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障がい福祉計画						
障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画（予定）		
障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画（予定）		
障がい者（児）基本計画	第4期計画					

3 計画策定に向けて踏まえるべき制度改革

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法の施行にともない、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用の促進に関する見直しが行われます。また、障がいのある子どもの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われます。

これら、第5期計画を策定するにあたって踏まえるべき主な改正点について、以下に示します。

(1) 障がいのある人の望む地域生活の支援

①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談や助言等を行うサービスを創設します。

②就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

就業にともなう生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行うサービスを創設します。

③重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となります。

④高齢の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用

65歳に至るまで相当の長期間（5年間）にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢の障がいのある人が、引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がいのある人の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを創設します。

(2) 障がいのある子どもの支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応

①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス（訪問型児童発達支援）の創設

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを創設します。

②保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等の障がいのある子どもに発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がいのある子どもに対象を拡大します。

③医療的ケアを要する障がいのある子どもに対する支援

医療的ケアを要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進（連絡調整を行うための体制の整備）に努めます。

④障がいのある子どものサービス提供体制の計画的な構築

障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定します。

（３）サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

補装具費について、成長にともない短期間で取り替える必要のある障がいのある子どもの場合等に、貸与の活用を可能とします。

②障がい福祉サービス等の情報公表制度の創設

都道府県において、サービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度が設けられます。

③自治体による調査事務・審査事務の効率化

自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定が整備されます。

第2章 障がい福祉サービス等の現状

1 第4期障がい福祉計画の達成状況

(1) 平成29年度の数値目標の達成状況

第4期障がい福祉計画において、「①施設入所者の地域生活への移行」、「②地域生活支援拠点等の整備」、「③福祉施設から一般就労への移行」に対して、数値目標を設定しています。

① 施設入所者の地域生活への移行

第4期障がい福祉計画策定の際、国の基本指針において数値目標の設定にあたり、国の基本指針により、以下のように目標を設定しました。

過去の実績から、施設入所者は年々増えている状況にあり、本町の障がいのある人の状況やニーズを勘案すると、今後さらに施設入所者は増えるものと見込みました。

国の基本指針では削減することが目標とされていますが、本町の障がいのある人のニーズや生活実態を最優先とし、平成29年度末時点の入所者数を17人（4人増）と見込みました。

■第4期障がい福祉計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
平成25年度末時点の入所者数(A)	13人	平成26年3月31日の施設入所者数
【目標値】(A)のうち、平成29年度までの地域生活移行者(B)	0人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した人の数
【目標値】平成29年度末時点の入所者数(C)	17人	平成29年度末時点の施設入所者数
地域生活移行率	0.0%	(B)/(A)
入所者数削減率	-30.8%	(A-C)/(A)

■平成28年度末実績に基づく達成状況

項 目	数 値	考 え 方
平成25年度末時点の入所者数(A)	13人	平成26年3月31日の施設入所者数
平成28年度末入所者数(B)	13人	平成28年度末時点の利用人員
【実績】削減見込(A-B)	0人	差引減少見込み数
	0.0%	
【実績】地域生活移行者数	0人	施設入所からグループホーム等へ移行した人の数

② 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ地域生活支援拠点等を整備することとされていました。

国や京都府の動向を注視しつつ、各種調査の結果も踏まえた協議を継続していくとしましたが、本町において、平成 29 年度末時点で、この地域生活支援拠点がまだ整備されていません。

③ 福祉施設から一般就労への移行

数値目標の設定にあたり、国の基本指針では以下の 4 点が基本とされていました。

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定。
- 上記目標値の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数は、平成 29 年度末における利用者が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること。
- 就労移行支援事業の事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることをめざす。

平成 24 年度の就労移行支援事業等の利用者は 60 人で、一般就労に移行された人はいない状況にあるため、目標としては 1 人と設定しました。

また、就労移行支援事業所の利用者は平成 25 年度末で 2 人となっており、毎年度 1～2 人程度の利用が続いています。就労移行支援事業は 2 年間と期限が限定されることから、過去の実績を勘案し 2 人と設定しました。

■第 4 期障がい福祉計画の目標値（就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人）

項 目	数 値	考 え 方
平成 24 年度の一般就労移行者数(A)	0 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数(B)	1 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
増加	一倍	(B)/(A) （※目標 2 倍以上）

■平成 28 年度末実績に基づく達成状況（就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人）

項 目	数 値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数(A)	0 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【実績】平成 28 年度一般就労移行者数(B)	0 人	平成 28 年度末時点の利用人員
増加割合	0%	$B)/(A)$ （※目標 2 倍以上）

■第 4 期障がい福祉計画の目標値（就労移行支援事業の利用者数）

項 目	数 値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業所の利用者数(A)	2 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業所を利用した人の数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業所の利用者数(B)	2 人	平成 29 年度末において就労移行支援事業所を利用する人の数
増加率	0.0%	$(B) - (A) / (A)$ （※目標 60%以上）

■平成 28 年度末実績に基づく達成状況（就労移行支援事業の利用者数）

項 目	数 値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業所の利用者数(A)	2 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業所を利用した人の数
【実績】平成 28 年度末の就労移行支援事業所の利用者数(B)	3 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業所を利用する人の数
増加率	50.0%	$(B) - (A) / (A)$ （※目標 60%以上）

(2) 障がい福祉サービス等の数値目標と達成状況

① 訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況をみると、利用人数は平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、居宅介護、重度訪問介護、行動援護はほぼ横ばいの状況となっています。利用時間は居宅介護、行動援護が増加し、重度訪問介護が平成 27 年度から平成 28 年度にかけて減少しています。

利用人数を見込量と比べると、同行援護の利用がありませんでした。理由として、同行援護は自己負担が発生するケースが多いため、希望者に対しては地域生活支援事業の移動支援事業においてサービスを提供したためです。

サービス名		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			施設数	
			見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	乙訓圏域	大山崎町うち
訪問系	居宅介護	時間/月	954	1,097	115.0%	1,049	1,143	109.0%	35	1
		人/月	52	38	73.1%	57	38	66.7%		
	重度訪問介護	時間/月	1,111	971	87.4%	1,166	888	76.2%	28	1
		人/月	3	3	100.0%	3	3	100.0%		
	行動援護	時間/月	120	31	25.8%	120	122	101.7%	14	1
		人/月	3	3	100.0%	4	4	100.0%		
	同行援護	時間/月	240	0	0.0%	240	0	0.0%	8	0
		人/月	4	0	0.0%	3	0	0.0%		
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0
		人/月	0	0	—	0	0	—		
	合計	時間/月	2,425	2,099	86.6%	2,575	2,153	83.6%		
		人/月	62	44	71.0%	67	45	67.2%		

※実績は各年度 3 月時点。

※施設数は平成 29 年 12 月 1 日現在（ワムネット調べ）。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況をみると、各サービスともにほぼ横ばいの状況にあります。

利用人数を見込量と比べると、自立訓練（生活訓練）は1人で見込んでいましたが、希望があったことで達成率が高くなっています。また、平成28年度の短期入所は見込量が31人に対し、実績が9人と達成率がやや低くなっています。短期入所以外の多くのサービスで、利用人数が見込量に比べ、1～2人のズレが生じていますが、ほぼ見込どおりとなっています。

サービス名		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			施設数	
			見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	乙訓圏域	大山崎町 うち
日中活動系	生活介護	人日/月	682	638	93.5%	704	666	94.6%	9	0
		人/月	31	29	93.5%	32	31	96.9%		
	自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	0
		人/月	0	0	—	0	0	—		
	自立訓練 (生活訓練)	人日/月	22	24	109.1%	22	22	100.0%	3	0
		人/月	1	2	200.0%	1	2	200.0%		
	就労移行支援	人日/月	44	14	31.8%	44	45	102.3%	2	0
		人/月	2	1	50.0%	2	3	150.0%		
	就労継続支援 (A型)	人日/月	44	107	243.2%	44	121	275.0%	4	1
		人/月	2	5	250.0%	2	6	300.0%		
	就労継続支援 (B型)	人日/月	594	361	60.8%	594	404	68.0%	12	0
		人/月	27	21	77.8%	27	25	92.6%		
	療養介護	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0
	短期入所 (ショートステイ)	人日/月	90	76	84.4%	93	71	76.3%	7	0
		人/月	30	12	40.0%	31	9	29.0%		

※実績は各年度3月時点。

※施設数は平成29年12月1日現在（ワムネット調べ）。

③ 居住系サービス

居住系サービスの利用状況をみると、各サービスともに利用者が増えている状況にあります。特に共同生活介護は乙訓圏域に事業所が増えたこともあり、見込量を上回る実績となっています。

サービス名		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			施設数	
			見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	乙訓圏域	大山崎町 うち
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	人/月	16	17	106.3%	16	17	106.3%	22	2
	施設入所支援	人/月	14	12	85.7%	15	13	86.7%	1	0

※実績は各年度 3 月時点。

※施設数は平成 29 年 12 月 1 日現在（ワムネット調べ）。

④ 相談支援

平成 22 年の障害者自立支援法の改正により、相談支援体制を強化する観点から計画相談支援の対象者を段階的に拡大し、平成 26 年度までにすべての対象者に実施することとなりました。

本町では、平成 24 年度に身近な相談支援事業として、大山崎町社会福祉協議会に相談支援事業を開設しました。

計画相談支援の利用状況としては、平成 27 年度で 6 人、平成 28 年度で 7 人と増えており、見込量も近い値となっています。

地域移行支援及び地域定着支援については、利用希望がありませんでした。

サービス名		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			施設数	
			見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	乙訓圏域	大山崎町 うち
計画相談支援		人/月	8	6	75.0%	9	7	77.8%	14	1
地域移行支援		人/月	0	0	—	0	0	—	5	0
地域定着支援		人/月	0	0	—	0	0	—	4	0

※実績は各年度における一月あたり平均。

※施設数は平成 29 年 12 月 1 日現在（ワムネット調べ）。

(3) 地域生活支援事業の数値目標と達成状況

地域生活支援事業の実績は以下のとおりです。

必須事業において、相談支援事業の基幹相談支援センターについては、平成 25 年度に乙訓 2 市 1 町で乙訓福祉施設事務組合に設置しました。

また、利用の多い移動支援事業をみると、実人数は平成 27 年度から平成 28 年度にかけて 3 人増加しましたが、延時間については、減少しています。

サービス名			単位	平成 27 年度			平成 28 年度		
				計画値	実績	達成率	計画値	実績	達成率
必須事業	相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所数	5	5	100.0%	5	5	100.0%
		基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	達成	有	有	達成
		相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	達成	有	有	達成
		住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	—	無	無	—
	成年後見制度利用支援事業		実人数/年	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数/年	3	3	100.0%	3	3	100.0%
		手話通訳者設置事業	実設置見込み者数/年	1	1	100.0%	1	1	100.0%
		重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	実人数/年	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	2	1	50.0%	2	1	50.0%
		自立生活支援用具	件/年	5	6	120.0%	5	7	140.0%
		在宅療養等支援用具	件/年	3	1	33.3%	3	4	133.3%
		情報・意思疎通支援用具	件/年	3	1	33.3%	3	2	66.7%
		排泄管理支援用具	件/年	360	492	136.7%	360	392	108.9%
		住宅改修費	件/年	2	3	150.0%	2	1	50.0%
	手話奉仕員養成研修事業		人/年	10	7	70.0%	10	6	60.0%
	移動支援事業		実人数/年	43	47	109.3%	44	50	113.6%
			延時間/年	5,500	5,911	107.5%	5,700	4,973	87.2%
	地域活動支援センター		か所/年	4	4	100.0%	4	4	100.0%
			実人数/年	49	13	26.5%	49	15	30.6%
	任意事業	入浴サービス		回/年	200	402	201.0%	200	443
更生訓練費給付事業		人/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	
日中一時支援事業		回/年	180	198	110.0%	180	211	117.2%	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		回/年	2	1	50.0%	2	1	50.0%	
奉仕員養成研修事業		人/年	2	1	50.0%	2	4	200.0%	
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業		件/年	1	0	0.0%	1	2	200.0%	

(4) 児童福祉法に基づくサービスの実施状況

児童福祉法に基づく各サービスの実施状況について、児童発達支援、放課後等デイサービスともに平成 27 年度から平成 28 年度にかけて利用が増えている状況です。

医療型児童発達支援については、児童発達支援センターや国立系の病院・施設でサービスが提供されていますが、乙訓圏域には該当する施設がなく、利用希望がある場合は、他圏域の施設の利用となる場合もあります。

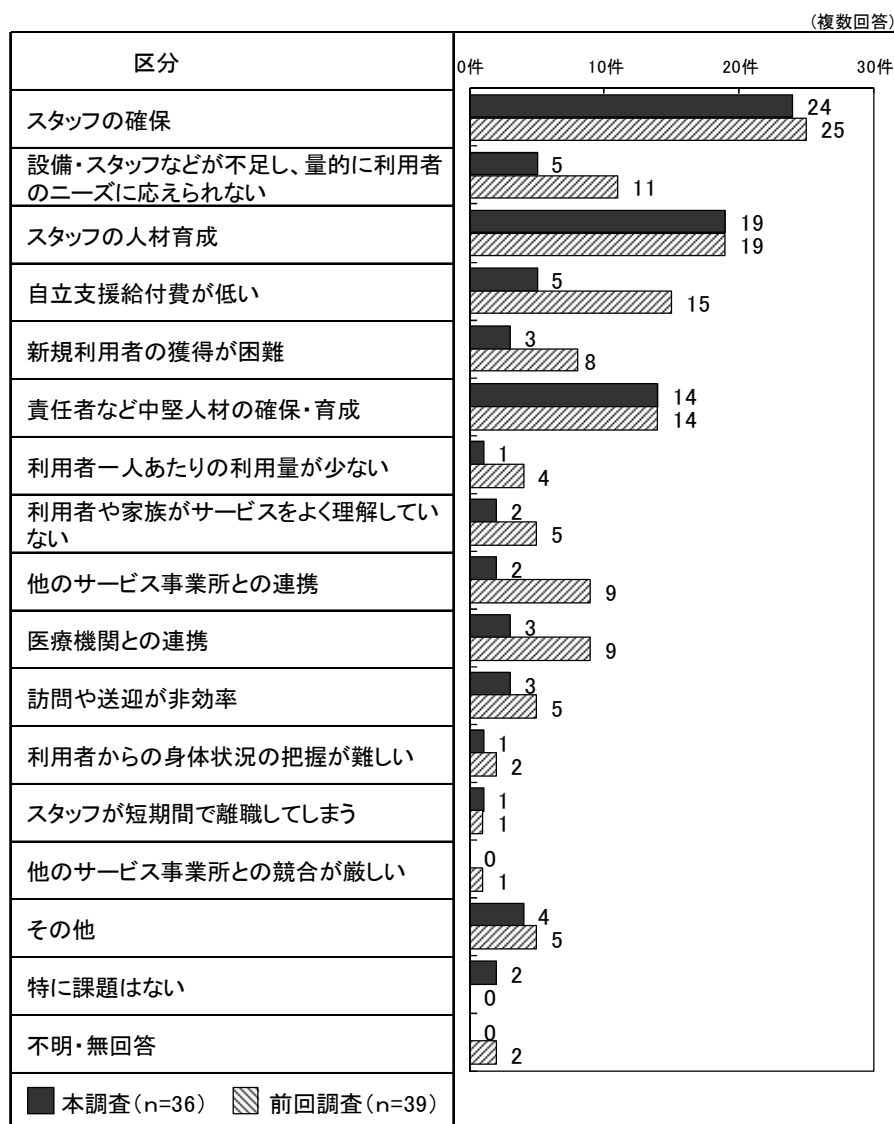
サービス名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	施設数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)	
			実績	実績	乙訓圏域	うち 大山崎町
児童福祉法	児童発達支援	人日/月	28	33	4	0
		人/月	14	12		
	放課後等デイサービス	人日/月	94	140	8	0
		人/月	15	13		
	保育所等訪問支援	人日/月	0	0	1	0
		人/月	0	0		
	医療型児童発達支援	人日/月	0	7	0	0
		人/月	0	1		
	障害児相談支援	人	28	30	7	0

※実績は各年度 3 月時点。

2 事業者調査結果の概要

事業者調査の結果については、主に乙訓圏域の事業者の回答結果を掲載します。

① 事業を運営する上での課題



注：前回調査は平成 26 年に実施。(以下、同様)

「スタッフの確保」が 24 件（66.7%）で最も多く、次いで「スタッフの人材育成」が 19 件（52.8%）、「責任者など中堅人材の確保・育成」が 38.9%となっています。

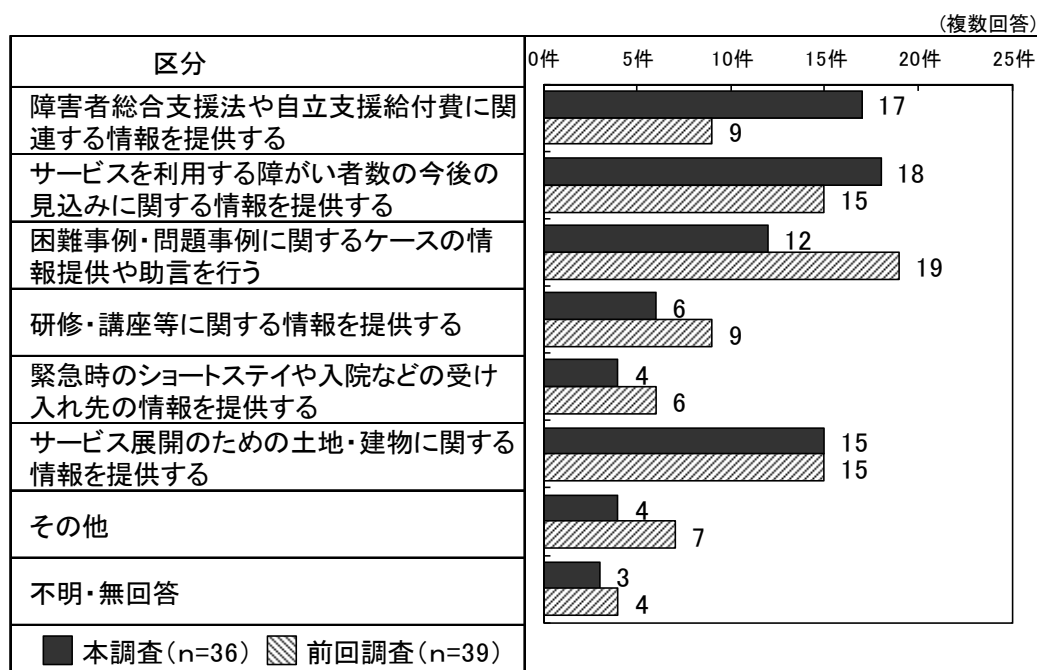
回答件数を前回調査と比較すると、本調査で最も多い「スタッフの確保」は前回調査においても 25 件と最も多い回答であることから、スタッフの確保は継続した課題といえます。また、前回調査で多かった「自立支援給付費が低い」「他のサービス事業所との連携」「医療機関との連携」は本調査では 6～10 件程度少なくなっており、いくつか状況は改善されている様子がうかがえます。

② 今後新たに展開しようとしている事業

サービス名	n	%	定員	開設時期
放課後等デイサービス	1	2.8	10	平成 30 年 10 月
児童発達支援事業	1	2.8	10	平成 30 年 10 月
児童発達支援センター	1	2.8	20	平成 33 年 4 月
未定	13	36.1	未定 2、不明・無回答 11	未定 2、不明・無回答 11
不明・無回答	22	61.1	-	-
全体	36	100.0	-	-

今後、新事業開設を考えている事業所は 1 事業所、3 種類のサービスのみで、9 割を超える事業所が未定（36.1%）もしくは不明・無回答（61.1%）となっています。

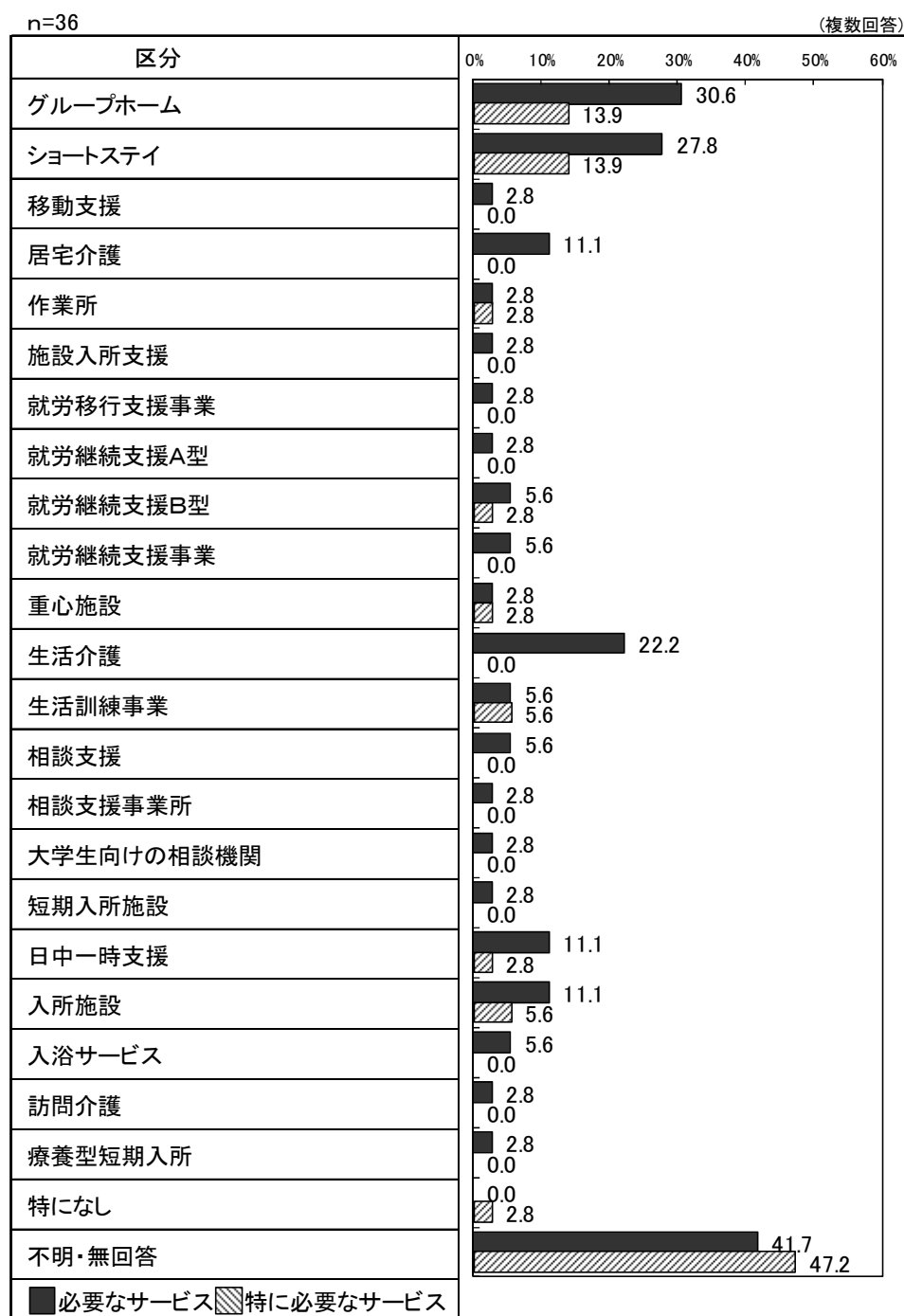
③ 事業の新規開設・拡大について、重視すること



「サービスを利用する障がい者数の今後の見込みに関する情報を提供する」が 18 件で最も多く、次いで「障害者総合支援法や自立支援給付費に関連する情報を提供する」が 17 件、「サービス展開のための土地・建物に関する情報を提供する」が 15 件となっています。

④ 障がい福祉サービスへの新規参入を促進するために必要と思うこと

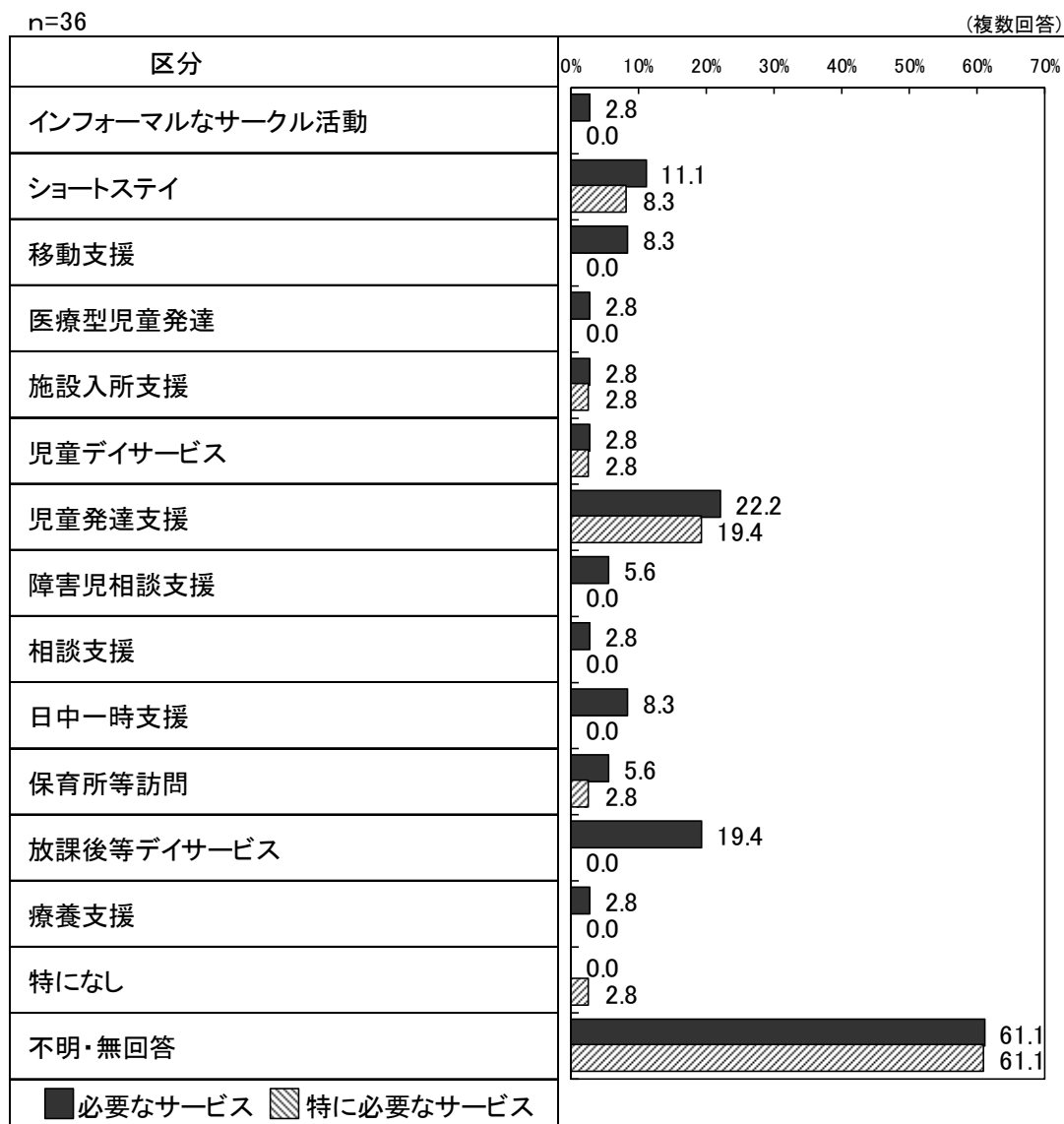
○18歳以上を対象としたサービス



18歳以上を対象としたサービスのうち、必要なサービスは「グループホーム」が30.6%で最も多く、次いで「ショートステイ」が27.8%、「生活介護」が22.2%となっています。

また、必要なサービスのうち、特に必要と思うサービスは「グループホーム」と「ショートステイ」が、ともに13.9%で最も多く、次いで「生活訓練事業」と「入所施設」が、ともに5.6%となっています。

○18 歳未満を対象としたサービス



18 歳未満を対象としたサービスのうち、必要なサービスは「児童発達支援」が 22.2%で最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が 19.4%、「ショートステイ」が 11.1%となっています。

また、必要なサービスのうち、特に必要と思うサービスは「児童発達支援」が 19.4%で最も多く、次いで「ショートステイ」が 8.3%、「施設入所支援」と「児童デイサービス」と「保育所等訪問」と「特になし」が、ともに 2.8%となっています。

第3章 平成32年度の数値目標の設定

国の基本指針において、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標とした数値目標を掲げます。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

数値目標の設定にあたり、国の基本指針では以下が基本とされています。

○平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。

○平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上を削減。

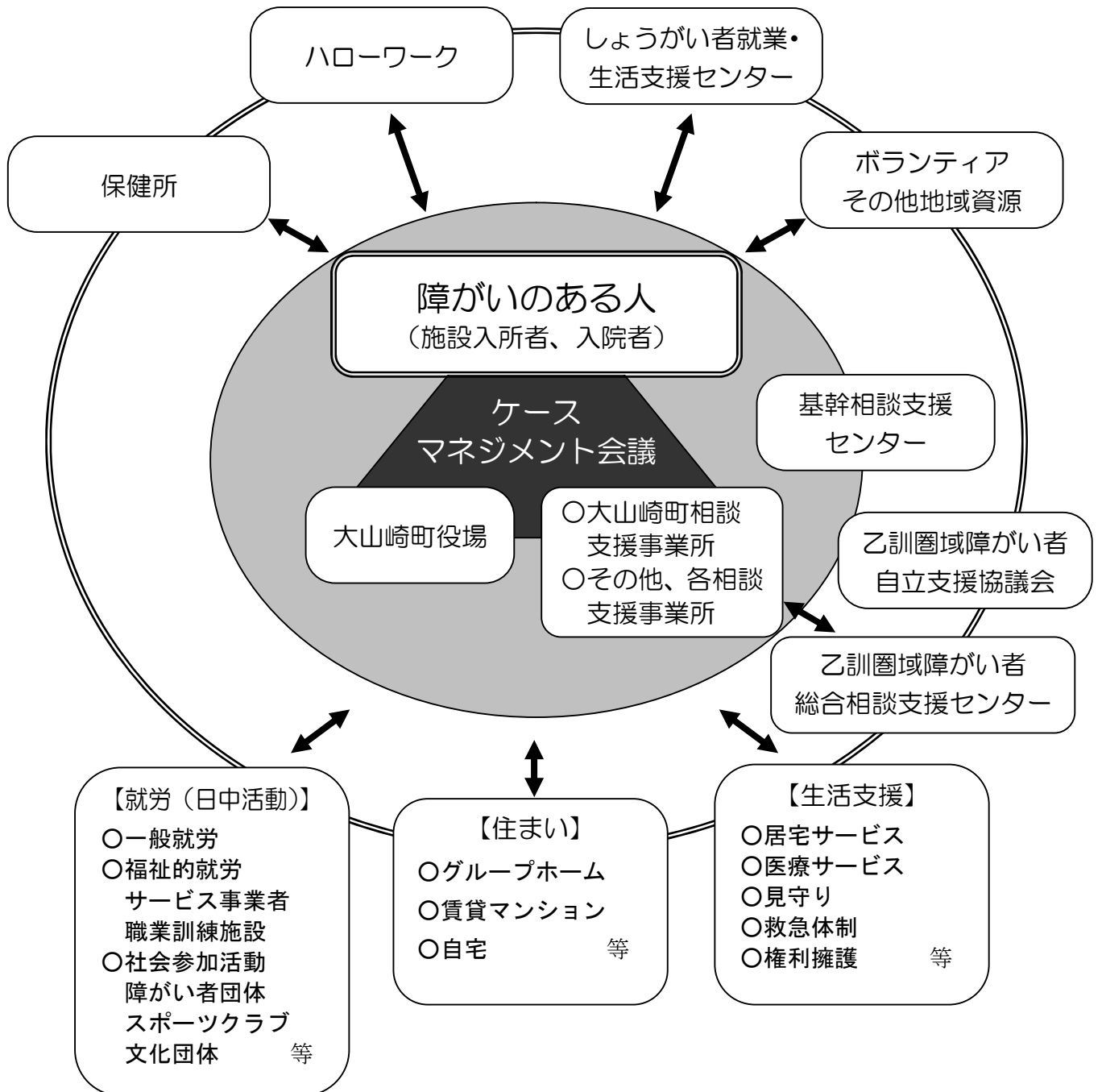
過去の実績をみると、施設入所者は年々、一定数で推移する状況にあります。

国の基本指針では削減することが目標とされているため、本町の障がいのある人のニーズや生活実態を勘案しつつ、平成32年度末時点の入所者数を12人（1人減）と見込みます。

現在施設に入所されている人が地域での生活を希望される場合には、各種サービスの提供や住まいの場の確保、相談支援など、一体的に障がいのある人を支えられるよう、関係機関と連携を図りながら支援していきます。

項 目	数 値	考え方
平 28 年度末時点の 入所者数(A)	13 人	○平成 28 年 3 月 31 日の施設入所者数
【目標値】(A)のうち、平成 32 年度 までの地域生活移行者(B)	1 人	○施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した人の数
【目標値】平成 32 年度末時点の 入所者数(C)	12 人	○平成 32 年度末時点の施設入所者数
地域生活移行率	7.7%	○(B)/(A)
入所者数削減率	7.7%	○(A-C)/(A)

地域生活移行の仕組み



2. 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して、自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざします。まず、その基盤を整えるために、保健・医療・福祉関係者による協議の場を平成 32 年度末までに乙訓圏域内において整備します。

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ地域生活支援拠点等を整備することとされています。

地域生活支援の拠点等の整備にあたって求められる機能は

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

とされており、専門性を確保しながら、かつ地域に開かれた拠点の整備が必要とされています。

乙訓圏域には知的障がい者の障がい者支援施設がなく、本町では特に緊急時の短期入所先の確保に苦慮してきた経緯があり、障がい者やその家族の負担も大きいといえます。この地域生活支援拠点では、必要とされる居住支援機能の中核として、障がい者支援施設や短期入所等の整備が求められています。

本町では、この地域生活支援拠点がまだ整備されませんが、平成 32 年度までに乙訓圏域内における整備を進めていきます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

数値目標の設定にあたり、国の基本指針では以下の点が基本とされています。

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定。
- 上記目標値の設定にあたっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数は、平成 32 年度末における利用者が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること。
- 就労移行支援事業の事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることをめざす。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

平成 28 年度の就労移行支援事業等の利用者は 3 人で、一般就労に移行された人はいない状況にあるため、目標としては 1 人と設定します。

また、就労移行支援事業所の利用者は平成 28 年度末で 3 人となっており、毎年度 1～2 人程度の利用が続いていますが、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、利用者が 2 人増加しています。精神障がい者が増加している状況はありますが、大幅な増加はないと想定し 5 名と設定します。

■就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する人

項 目	数 値	考え方
平成 28 年度の 一般就労移行者数(A)	0 人	○平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成 32 年度の 一般就労移行者数(B)	1 人	○平成 32 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
増加割合	一倍	(B)/(A) （※目標 1.5 倍以上）

■就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業所の利用者数(A)	3 人	○平成 28 年度末において就労移行支援事業所を利用した人の数
【目標値】平成 32 年度末の就労移行支援事業所の利用者数(B)	5 人	○平成 32 年度末において就労移行支援事業所を利用する人の数
増加割合	66.6%	(B)－(A)/(A) （※目標 2 割以上）

■就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

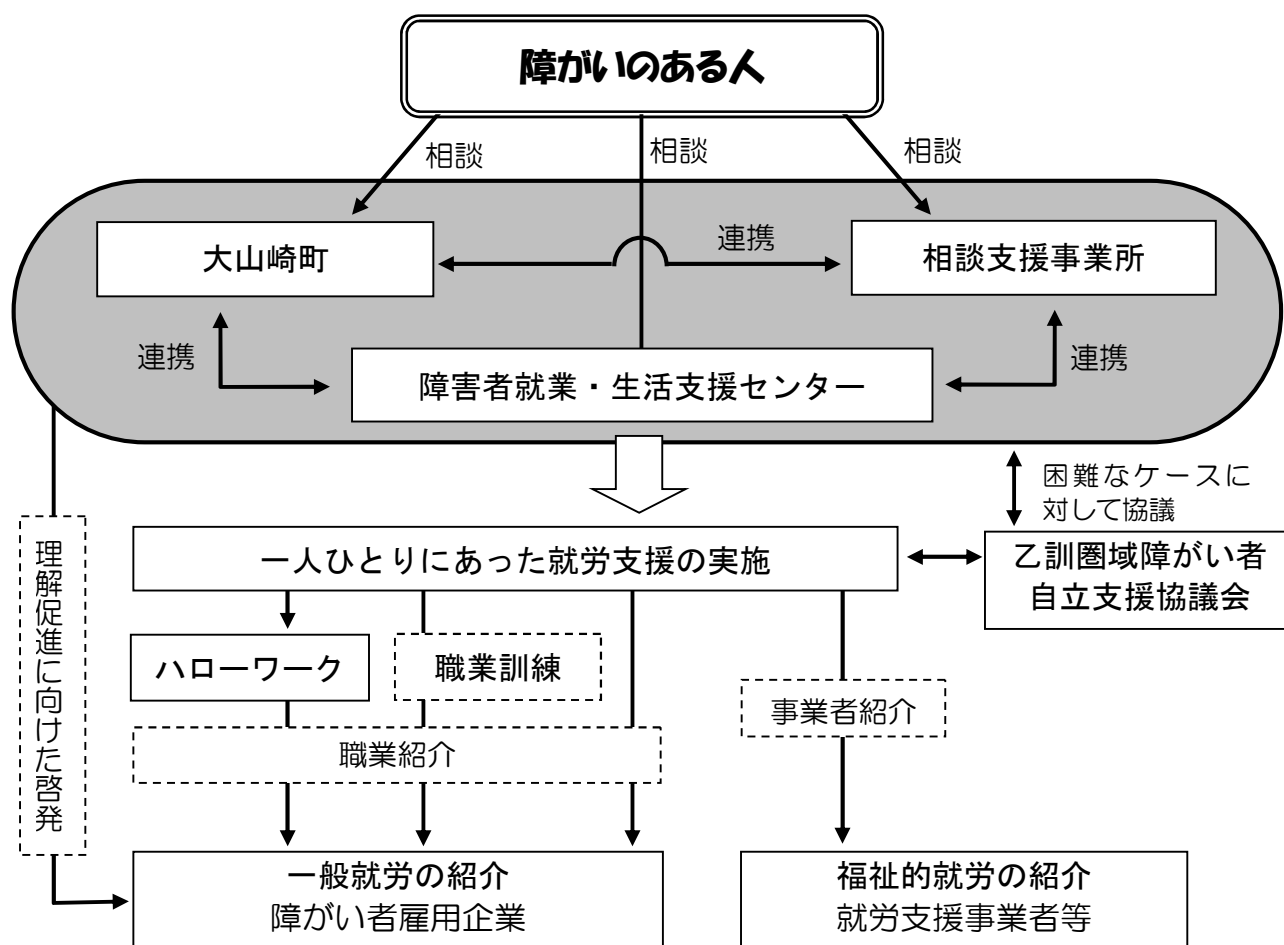
項 目	数 値	考 え 方
【目標値】就労定着支援事業による職場定着率の増加	80%以上	○就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率（※目標8割以上）

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正障害者雇用促進法」という。）」が平成25年6月19日に公布されたことに伴い、障がい者の範囲に精神障がいも含まれることになりました。また、雇用分野における障がいを理由とした差別禁止や職場環境の改善などが平成28年4月1日から施行され、平成30年4月1日から法定雇用率の算定が変更されます。

障がいのある人の一般就労の促進に向け、改正障害者雇用促進法の趣旨を含め、一般企業に対して障がい者雇用に対する理解の促進に取り組むとともに、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携を図りながら、障がい者雇用の促進に努めます。

また、一般就労の促進に向け、職業相談や職業訓練、職場定着に向けた各種支援策の充実に関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

就労支援のしくみ



5. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、平成 32 年度末までに乙訓圏域での設置に向けて検討を進めます。

保育所等訪問支援、及び主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保については、乙訓圏域内においてサービス提供事業所が存在することから、利用できる体制を維持していきます。

医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置については、平成 30 年度末までに乙訓圏域内において設置することを目指します。

第4章 各サービスの見込量

国の基本指針において、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援という障害者総合支援法の施行に伴い、障がい福祉サービスの対象に難病患者が含まれるようになり、また、重度訪問介護の対象者も拡大されるなど、様々な制度改正が行われました。

障がい福祉サービスや地域生活支援事業における各種サービスは、障がいのある人及び児童が安心して暮らしていくために必要不可欠なものです。

乙訓2市1町、サービス提供事業所をはじめとした各関係機関の連携・協働により、サービスの確保・整備は一定進んでいるものの、依然としてショートステイやグループホームを求める声は多くあります。一方で、事業所調査では、前回調査の結果と同様に、スタッフの確保や育成という面で課題を抱える事業所が多く、情報の共有や困難事例に対する指導・助言を求める声も以前より大きくなっています。

サービスの確保にあたっては、乙訓2市、京都府、サービス提供事業者等と連携を図りながら、取り組みを進めていくとともに、各事業所が抱える問題や課題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

また、サービスの支給決定は、障害支援区分やサービス等利用計画案など、すべての勘案事項に関して障がいのある人一人ひとりの実情を踏まえて適切に行っていきます。特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、障がい福祉サービスのみならず、地域生活支援事業におけるサービスも含めて支給決定を行っていきます。

なお、介護保険制度との適用関係については、個別のケースに応じて介護保険サービスより適切な支援を受けることが可能か否か判断し、一律に介護保険サービスを優先するものではありません。

適正かつ公平な支給決定を行うため、本町ではあらかじめ支給決定基準を定めています。その基準によらずに支給決定を行う場合は、市町村審査会の意見を聴取する「非定型ケース」として取り扱うなど、障がいのある人及び障がいのある児童が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支給決定を行います。

1. 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護の利用が毎年度増えている状況にあり、ほかのサービスも大きな増減はないものの毎年度一定の利用がみられます。

現在の利用状況や把握している障がいのある人のニーズ、生活実態を勘案し、サービスを見込んでいきます。また、視覚障がい者の同行援護については対象者の置かれている状況を加味しつつ、移動支援事業の利用も含めて、適切なサービス提供に努めます。

サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、事業者の確保に努めるとともに、サービスに対する周知・啓発を進めていきます。

サービス名	サービス内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する人に対して、居宅介護等福祉のサービスを包括的に行うサービスです。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	時間/月	1,416	1,564	1,711
	人/月	48	53	58
重度訪問介護	時間/月	927	927	927
	人/月	3	3	3
同行援護	時間/月	30	30	30
	人/月	1	1	1
行動援護	時間/月	120	120	120
	人/月	4	4	4
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
合計	時間/月	2,493	2,641	2,788
	人/月	56	61	66

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、サービスによって利用が増減していますが、一貫して生活介護の利用者は年々増加しています。

数値の見込みにあたっては、サービスの利用実績や支援学校等の卒業生の進路希望、サービス事業者の参入の動向等を踏まえ見込みます。また、ショートステイをはじめとした各種日中活動系サービスの確保にあたっては、乙訓2市やサービス提供事業者と連携を図り、利用者の動向を踏まえながらサービスの確保に努めます。

平成 30 年度から新たに創設される「自立生活援助」については、「地域移行支援」の利用者がおらず、第5期においても利用を見込んでいないため、ニーズ等を考慮して、「自立生活援助」についても利用がないと見込みます。

また、平成 30 年度から新たに創設される「就労定着支援」については、「就労移行支援」の利用者が一般就労の定着に向け利用が見込まれるため、一定数の利用を見込みます。

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供期間との連絡調整を行う等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練が利用期間を設定して受けられるサービスです。
就労継続支援（A型）	事業者と雇用契約等を結び、就労機会の提供及び知識や能力の向上のために必要な訓練等が受けられるサービスです。
就労継続支援（B型）	雇用契約等を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練が受けられるサービスです。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日/月	703	724	746
	人/月	33	34	35
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日/月	44	44	44
	人/月	4	4	4
就労移行支援	人日/月	68	68	85
	人/月	4	4	5
就労継続支援(A型)	人日/月	140	160	160
	人/月	6	7	8
就労継続支援(B型)	人日/月	425	425	425
	人/月	25	25	25
就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護	人/月	1	1	1
短期入所(ショートステイ)	人日/月	120	120	120
	人/月	15	15	15

(3) 居住系サービス

乙訓圏域において、一定グループホームの整備は進んできたものの、グループホームを求める声は依然として大きく、障がいのある人及びその家族の高齢化が進んでいることから、今後も確保に向けて取り組んでいく必要があります。

障害者総合支援法の改正に伴い、基幹となるグループホームとの密接な連携を前提としたサテライト型住居が新たに創設されました。サテライト型住居は多様なニーズに応える方法として重要であることから、今後の動向について把握していくとともに、乙訓2市、京都府、サービス提供事業者と連携を図りながら、障がいのある人の住まいの場の確保に努めます。また、グループホームの設置にあたっては、用地問題や建築基準法、消防法など、様々な問題・課題を解消する必要があるため、庁内の関係各課や関係機関等と連携・情報共有を図っていきます。

施設入所支援のサービス見込量については、障がいのある人の状況等を踏まえ設定します。

乙訓圏域には、身体障がい者を対象とした障がい者支援施設が1か所ありますが、知的障がい者等を対象とした障がい者支援施設はなく、本人や家族の高齢化、障がいのある人の重度化、障がいの特性によりグループホームでは対応が難しいケースもあることから、施設整備については検討していく必要があります。

国の基本指針では、平成32年度までに地域生活支援拠点の整備もあげられていることから、拠点の整備にあたっては乙訓2市1町が連携を図りながら、障がい者支援施設の設置の必要性についても視野に入れ検討を重ねていきます。

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問等により支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	人/月	17	17	17
施設入所支援	人/月	13	13	12

(4) 相談支援

計画相談はすべての対象者に実施することになるため、以下のサービス量を見込みます。

また、事業所調査において、情報の共有や連携についての意見があったことから、各相談事業所における情報共有・連携の場の設置を検討するとともに、困難事例等が発生した場合は、本町はもとより、基幹相談支援センターと連携を図りながら、支援に努めます。

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。また、市町村の求めに応じてサービス等利用計画案を提出し、サービス事業者等との連絡調整や支給決定時のサービス利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所または精神科病院に入院している障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための活動に対する相談を行うとともに、地域移行のための障がい福祉サービス事業者等への同行支援などを行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人または同居の家族による支援を受けられない障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因する緊急の事態等に相談、緊急訪問などの支援を行います。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	13	13	13
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

※ 各月毎の「実利用者数」を算出・集計して、年間の総利用者数を 12（ヶ月）で除した値

2. 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していけるように、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業を実施していきます。障害者差別解消法の施行に伴い、成年後見制度利用支援事業や意思疎通支援事業等の拡充を図ります。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人及び児童が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい等に対する理解を深める研修・啓発を行い、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	町民の障がいや障がいのある人に対して理解を深めるため、理解を深める教室やイベントの開催、広報活動を行います。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人及び児童が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人及び児童、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

サービス名	サービス内容
自発的活動支援事業	障がいのある人や児童、その家族、地域住民等による自発的な活動に対して支援します。(例：ピアサポート活動(情報交換のできる交流会)、災害対策事業、孤立防止活動、社会活動支援、ボランティア支援など)

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

本町では、平成 24 年度より大山崎町社会福祉協議会に相談支援事業所が開設され、身近な地域で相談に応じています。また、乙訓福祉施設事務組合に基幹相談支援センターを乙訓 2 市 1 町で設置しています。

今後も、障がいのある人やその家族の多様な相談に応じられるよう、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

サービス名	サービス内容
障害者相談支援事業	障がいのある人、障がいのある児童の保護者、または障がい者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の関係機関のネットワーク化（自立支援協議会の運営）業務を行います。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置することにより、相談支援事業の強化を図るものです。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	実施か所数	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

各年度1人を見込み、必要な人にサービスが提供されるよう、取り組んでいきます。

サービス名	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、申し立て経費や後見人等報酬の一部または全部を助成する事業です。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	実人数/年	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保及び市民後見人の活用も含めた法人後見の活動のあり方について、調査・研究していきます。

サービス名	サービス内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に向け、法人後見実施に向けた研修や組織体制の構築、活動の支援に取り組めます。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	検討

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚等に障がいのある人の自立と社会参加が促進されるよう、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置、重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業を継続して実施していきます。

サービス名	サービス内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	町福祉課窓口到手話通訳者を設置します
重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	重度の障がいのある人が発語困難等により、入院時に医療従事者との意思疎通を十分に図ることができない場合に、コミュニケーション支援員を派遣します。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数／年	3	3	3
手話通訳者設置事業	実設置見込み数／年	1	1	1
重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	人数／年	1	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の生活を支える日常生活用具について、今後も継続して給付していきます。

サービス名	サービス内容
介護・訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいす等の用具を給付します。
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者等の在宅療養等を支援する用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の、障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	手すりの取り付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用を支給します。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件数/年	2	2	2
自立生活支援用具	件数/年	5	5	5
在宅療養等支援用具	件数/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件数/年	3	3	3
排泄管理支援用具	件数/年	500	500	500
住宅改修費	件数/年	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人及び児童の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

サービス名	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成する研修を実施します。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数/年	5	5	5

⑨ 移動支援事業

障がいのある人の日常生活の支援や社会参加の促進に向け、乙訓2市と連携を図りながら、サービスの確保に取り組んでいきます。

サービス名	サービス内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行います。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実人数/年	52	54	56
	延時間数/年	6,032	6,264	6,496

⑩ 地域活動支援センター事業

障がいのある人の創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の促進に向け、地域活動支援センターの確保に取り組んでいきます。

また、本町の地域活動支援センター「やまびこ」（平成 26 年 4 月より NPO 法人やまびこに委託実施）については、継続して活動の支援を行っていきます。

サービス名	サービス内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

サービス名	単位		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター事業	大山崎町	か所/年	1	1	1
		実人数/年	12	13	13
	他市町村	か所/年	3	3	3
		実人数/年	40	40	40

(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業については、今後も継続して実施していきます。

サービス名	サービス内容
福祉ホーム	住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する支援を行います。
入浴サービス (一部町単独事業)	家族等による入浴介護が困難または移送が困難な身体障がい者及び知的障がい者に対して、施設において行う介助入浴（施設入浴）または移動入浴車を派遣する訪問入浴を実施します。
更生訓練費支給事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、社会復帰促進のため更生訓練費を支給するものです。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び家族の一時的な休息を目的に実施します。
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ、レクリエーション教室、大会等を開催するものです。
要約筆記者養成研修事業	障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介する要約筆記者を養成するための研修を実施します。
自動車運転免許取得・自動車 改造助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
地域生活支援事業利用者負担 軽減事業（町単独事業）	地域生活支援事業の利用者負担に上限を設けるとともに、障がい福祉サービスと地域生活支援事業との総合上限を設け、利用者の負担を軽減します。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉ホーム(運営補助)	実施の有無	有	有	有
入浴サービス	回数/年	480	480	480
更生訓練費給付事業	人数/年	1	1	1
日中一時支援事業	回数/年	300	300	300
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回数/年	2	2	2
要約筆記者養成研修事業	人数/年	2	2	2
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	件数/年	1	1	1

3. 障がいのある児童に対する支援の見込量

児童の健やかな成長と療育につなげるため、児童発達支援や放課後等デイサービスを提供してきました。今後も、障がいのある児童にとって必要な療育が受けられるよう、サービスの確保と提供に努めていきます。

平成 30 年度から新たに創設される「居宅訪問型児童発達支援」については、ニーズ等を考慮しましたが利用がないと見込みます。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもにつき、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校休業中において、生活能力向上の訓練や創作活動等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童が、集団生活に適応できるよう支援します。
医療型児童発達支援	上下肢または体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用計画の策定等により、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるなどの役割を担う相談支援専門員等を配置します。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日/月	115	130	145
	人/月	23	26	29
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	300	350	400
	人/月	30	35	40
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	11	14	17
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	検討	検討	検討

第4編

計画の推進に向けて

1 連携体制の強化

（１）市内連携体制の強化

障がいのある人やその家族が抱える問題や不安、悩みは多岐に渡っており、その生活を支えていくため、福祉のみならず保健や教育、土木など、関係課と連携体制の強化を図っていきます。

（２）乙訓２市１町、京都府との連携の強化

障がい者施策を推進していくためには、京都府や乙訓２市１町（大山崎町、向日市、長岡京市）が連携・協力を図りながら進めていくことが重要であることから、連携・協力体制をさらに密にしていきながら障がい者施策の推進に取り組んでいきます。

（３）乙訓圏域障がい者自立支援協議会との連携強化

乙訓２市１町で設置している「乙訓圏域障がい者自立支援協議会」は、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行うことを目的としています。また、障がいのある人の生活を支援するための必要な条件整備について広域的な意見調整を行うとともに、困難事例について支援策などの協議を行っています。

今後も本協議会の活動を支援していくとともに、全体会や専門部会等を通じて地域における問題・課題を共有し、その問題解決につながるよう、連携を図っていきます。また、本協議会が乙訓圏域に住む障がいのある人にとって身近な機関となるよう、周知・啓発に努めていきます。

（４）障がい者団体・サービス提供事業者等、関係機関との連携強化

計画の推進にあたっては、障がい者団体をはじめ、社会福祉協議会や医師会、サービス提供事業者、ボランティア団体など、様々な機関・団体と連携を図りながら、推進していきます。

また、保健所や向日が丘支援学校、しょうがい者就業・生活支援センター、ハローワークなど、保健・医療・福祉・教育など、様々な関係機関との連携強化を図っていきます。

2 計画の進捗管理及び評価

本計画の進捗管理及び評価については、「大山崎町障害者基本計画等策定委員会」を通じて、計画の進捗管理・評価を行っています。

資料編



1 大山崎町障害者基本計画等策定委員会設置要綱

大山崎町告示第48号

大山崎町障害者基本計画等策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年7月1日

大山崎町長 山本 圭一

大山崎町障害者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の総合的な施策を計画的に推進し、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画、及び児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画を策定するため、大山崎町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は16人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他障害者福祉に関すること。

2 計画策定年度以外の年度については、委員会は大山崎町障害者基本計画等推進委員会として、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者基本計画の推進に関すること。
- (2) 障害福祉計画の推進に関すること。
- (3) 障害児福祉計画の推進に関すること。
- (4) その他障害者福祉に関すること。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

（意見の聴取）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

（委員の任期）

- 2 この要綱の施行後、最初に選任される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成31年3月31日とする。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間は、第1条中「第33条の20」とあるのは、「附則（平成28年6月3日法律第65号）第10条」とする。

2 大山崎町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

委 員 名	所 属
石田 易司（委員長）	学識経験者（桃山学院大学社会学部教授）
田本 重美	一般社団法人 乙訓医師会
川戸 徳郎	大山崎町社会福祉協議会
壺内 重博	大山崎町民生児童委員協議会
小西 和子	大山崎町身体障害者協会
今村 泰信	大山崎町知的障害者育成会
追立 富慈子	地域活動支援センターやまびこ保護者会
松島 朱美	京都精神保健福祉推進家族会連合会（乙訓やよい会）
松田 恵美子	乙訓の障害者福祉を進める連絡会（乙訓障害児父母の会）
阿久根 猛	相談支援事業所（大山崎町社会福祉協議会）
西野 園枝	向日が丘支援学校
安田 隆	乙訓障害者支援事業所連絡会
能塚 隆裕	乙訓圏域障がい者自立支援協議会
山本 明	京都府乙訓保健所
並川 康子	大山崎町教育委員会

事務局（福祉課 社会福祉係）

3 大山崎町障害者基本計画等策定委員会の経過

日時等	内容
平成 29 年 7 月 28 日 第 1 回大山崎町障害者基本 計画等策定委員会	1) 計画策定のスケジュールについて 2) 障がい者アンケート、事業所アンケートについて 3) 団体ヒアリングについて
平成 29 年 10 月 17 日 第 2 回大山崎町障害者基本 計画等策定委員会	1) アンケート調査結果について 2) 障害者団体・事業者等へのヒアリング結果について 3) 本町における動向（障害者手帳所持者数等の推移） 4) 計画骨子案
平成 30 年 1 月 15 日 第 3 回大山崎町障害者基本 計画等策定委員会	1) 計画案について
平成 30 年 2 月 21 日 第 4 回大山崎町障害者基本 計画等策定委員会	1) 前回委員会における指摘事項について 2) パブリックコメント結果について

4 用語解説

ア

アクセシビリティ

アクセシビリティとは、ウェブサイトなどで年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

AED

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator の略）。突然死につながる不整脈時に電気ショックを与えて救命するための装置のこと。

ADHD

注意欠陥／多動性障がいのこと。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能の支障をきたすもの。

LD

学習障がいのこと。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

カ

開放型病院

開放型病院は、地域内における医療連携の一環として、診療所での通院治療と病院での入院治療を一貫して効果的・継続的に実施することを目的として位置づけられた病院。厚生労働省告示の施設基準を満たす病院を指す。

京都府福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての京都府民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざす条例のこと。

ケアマネジメント

障がいのある人や日常生活に支障のある人の地域生活を支援するため、保健・医療・福祉のほか、教育・就労などを含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるための調整などを行うこと。

権利擁護

人間としての権利を保障すること。高齢者や障がいのある人等、社会的も不利な立場にある人々に対する人権侵害（財産侵害や虐待等）を防ぐことや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が権利やニーズを表明すること（代弁）をいう。

サ

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人などが、判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理を行う制度。

スクールカウンセラー

スクールカウンセラーとは、不登校、いじめなどの課題の解決に向けて児童生徒、保護者、教職員に専門的なアドバイスを行う人。学校における教育相談機能の充実に向け配置される。

総合型地域スポーツクラブ

従来からの単一種目型、一定の年齢層を対象としたスポーツクラブと異なり、複数の種目において子どもから高齢者までさまざまなスポーツを愛好する人が参加できる地域の総合的なスポーツクラブのことをいう。

タ

地域リハビリテーション

障がいのある人などが住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、保健、福祉の各分野の関係機関の連携により、それぞれの状態に応じた継続的かつ適切なリハビリテーションを提供する仕組み。

特別支援教育コーディネーター

特別な教育ニーズのある児童・生徒やその保護者に対して適切な支援を行うために次の役割を担う人のこと。

ナ

ニュースポーツ

近年新しく考案・紹介されたスポーツで、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動をさす。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

ハ

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が地域の中で普通に暮らせる社会づくりをめざすノーマライゼーションの理念に基づいて、物理的、心理的等の障壁（バリア）を取り除こうという考え方。

ピアカウンセリング（ピアカウンセラー）

障がいのある人自身が、自らの体験に基づき、ほかの障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流・問題の解決等を支援する活動。

マ

マウンドアップ型歩道

マウンドアップ型歩道は車道と歩道を分離するため段差を 15～20cm 設けた歩道。

ヤ

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人の生活や活動に不便となる障がいを取り除く「バリアフリー」という考え方を一歩進めて、能力や障がいにかかわらず、あらゆる人が利用できるように製品や環境等をデザインしようという考え方。

ラ

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

リハビリテーション

医学的には専門職による機能回復訓練をいうが、障がい者施策における概念としては障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技能的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階において、社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるように援助する、障がいのある人の自立と参加をめざす障がい者施策の理念をさす。

療育手帳

知的障がいのある人に対して、各種の援助措置を受けやすくすることを目的に発行された手帳のこと。法律で定められた制度ではなく、各都道府県により独自に発行されている。

第3次大山崎町障がい者（児）計画
（第4期障がい者（児）基本計画
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画）

平成30年3月発行

大山崎町 健康福祉部 福祉課 社会福祉係

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

電 話：075-956-2101（代表）

FAX：075-957-4161

ホームページ：<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/>

